

令和2年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期17日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月9日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第4号から諮問第1号までの29議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 宇城広域連合議会議員の選挙 ○ 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月10日	水	休 会	○ 議事整理
6月11日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 代表質問（彩里、新志会、うき未来21） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月12日	金	休 会	○ 議事整理
6月13日	土		○ 市の休日
6月14日	日		○ 市の休日
6月15日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（渡邊、河野（正）、福永、五嶋） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月16日	火		<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（中山、原田、豊田、三角） ○ 報告第4号から諮問第1号までの質疑 ○ 承認第10号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 議案第51号から同意第21号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 ○ 議案第42号から議案第53号までの委員会付託 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月17日	水	休 会	○ 議事整理
6月18日	木		○ 総務文教常任委員会
6月19日	金		○ 建設経済常任委員会

6月20日	土		○ 市の休日
6月21日	日	休 会	○ 市の休日
6月22日	月		○ 民生常任委員会
6月23日	火		○ 議事整理
6月24日	水		○ 議事整理
6月25日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第42号から議案第53号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第8号から諮問第1号までの討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6月9日 (火)

令和2年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和2年6月9日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第4号 | 令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第5号 | 令和元年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第6号 | 令和元年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第7号 | 令和元年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第8号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第9号 | 令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 議案第42号 | 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第43号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第44号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第45号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第46号 | 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第47号 | 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第48号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第49号 | 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第19 | 同意第8号 | 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏） |
| 日程第20 | 同意第9号 | 農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏） |

- 日程第21 同意第10号 農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏）
 日程第22 同意第11号 農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏）
 日程第23 同意第12号 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
 日程第24 同意第13号 農業委員会委員の任命について（城塚 正氏）
 日程第25 同意第14号 農業委員会委員の任命について（本田 久氏）
 日程第26 同意第15号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
 日程第27 同意第16号 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏）
 日程第28 同意第17号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
 日程第29 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
 日程第30 同意第19号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
 日程第31 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）
 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）
 日程第33 選挙第3号 宇城広域連合議会議員の選挙
 日程第34 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙
 日程第35 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |
| 19番 豊 田 紀代美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡澄浩君 書記 小川康明君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	成松英隆君
企画部長	中村誠一君	市民環境部長	杉浦正秀君
健康福祉部長	那須聡英君	経済部長	稼隆弘君
土木部長	原田文章君	教育部長	吉田勝広君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	天川竜治君
市民環境部次長	浦田敬介君	健康福祉部次長	岩井智君
経済部次長	黒崎達也君	土木部次長	梅本正直君
上下水道局長	大塚和博君	教育部次長	豊住章君
市民病院事務長	坂井明人君	財政課長	木見田洋一君

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（石川洋一君） ただいまから、令和2年第2回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（石川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、4番、三角隆史君及び5番、坂下勲君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（石川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月9日から6月25日までの17日間
にしたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日
までの17日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（石川洋一君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、議長の諸般の報告として、お手元に配布をしておりますように、1ページ
から8ページまでのおとり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する
報告書について、令和2年1月分から4月分が提出されております。

主な公式行事については、9ページのおとりであります。

次に、物品の寄附について申し上げます。先月、熊本市議会の倉重議長から本市
宛て、新型コロナウイルス感染症防止対策として次亜塩素酸水、消毒液20ℓの寄
附がありました。市長及び議長連名にて、倉重議長宛て、お礼状をお送りいたして
おります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る5月29日の第10回議会運営委員
会において、机上配布と決定しました1件の要望等につきましては、皆様のお手元
に配布のおとりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

主に、新型コロナウイルス感染症に対する市の対策についての報告です。

第1に、市内事業所に対して市の独自支援策として実施しております、宇城市事業持続化対策特別支援金ですが、昨日現在で160件の交付決定を行っているところです。今後も迅速に交付決定を行い、市内事業所に対する支援を行ってまいります。

第2に、全世帯を対象とした国による支援の特別定額給付金ですが、昨日までに申請を受理した件数は、全世帯の95.6%である23,557件であり、支払は全世帯の87.8%、約51億5,000万円を確定したところです。この給付金は疲弊した市内経済の回復のため、なるべく地元で使用いただければと思います。

第3に、今議会で追加提案させていただく予定としております、プレミアム付商品券の発行について報告いたします。この商品券は、消費活動を喚起し、市内経済を活性化することにより、新型コロナウイルス感染症が地域経済へ与えた打撃から早期回復を目指すために、プレミアム率100%の商品券として発売する方針と考えております。全ての世帯が購入され、市内で使用いただけたとすると最大約12億円の経済効果となりますので、上程の折には御審議をお願いいたします。

次に、行政機能をやめない取組の報告です。課員を2つのグループに分け、一方を在宅勤務、他方を通常勤務とし、それぞれのグループがローテーションで交替勤務する形態を5月末で終え、6月からは職員の勤務場所を分散する勤務により、執務室内で勤務する職員数を3割から4割削減する形態としております。県外では、新規感染者の発生が続いていることから、引き続き、業務に支障のない範囲内で分散勤務を行い、業務を継続できる態勢をとっております。

最後に、ふるさと納税の令和元年度実績の報告です。令和元年度は38,360件、約5億2,000万円の納税をいただいております、平成30年度に比べて16,841件、約2億1,000万円増加しております。

以上、行政報告といたします。

○議長（石川洋一君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

- | | | |
|------|-------|-------------------------------|
| 日程第4 | 報告第4号 | 令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第5号 | 令和元年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第6号 | 令和元年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |

- 日程第7 報告第7号 令和元年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第8号 令和元年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第9号 令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第10 議案第42号 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第43号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第44号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第45号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第46号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第47号 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第48号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第49号 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第50号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第19 同意第8号 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）
- 日程第20 同意第9号 農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏）
- 日程第21 同意第10号 農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏）
- 日程第22 同意第11号 農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏）
- 日程第23 同意第12号 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
- 日程第24 同意第13号 農業委員会委員の任命について（城塚 正氏）
- 日程第25 同意第14号 農業委員会委員の任命について（本田 久氏）
- 日程第26 同意第15号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
- 日程第27 同意第16号 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏）
- 日程第28 同意第17号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第29 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
- 日程第30 同意第19号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
- 日程第31 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）
- 日程第32 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）
- 議長（石川洋一君） 日程第4、報告第4号令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第32、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につ

いて（永木勲氏）までを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 令和2年第2回市議会定例会では、大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件では、令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告など6件。市長提出議案では、条例案として、宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の改正など6件。予算案として、令和2年度宇城市一般会計補正予算など2件。その他として、工事請負契約の締結関係1件。同意案件では、農業委員会委員の任命13件。諮問案件では、人権擁護委員候補者の推薦1件です。合わせて29件をお願いするものでございます。

令和2年度一般会計補正予算（第2号）は、1月30日に成立した国の補正予算で採択された道路橋りょう事業の減額、新たに採択された農業関係補助事業、また新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業、その他、所要の補正を合わせた2億800万円余を減額し、補正後の現計予算額は402億1,100万円余となります。詳細につきましては、後ほど関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに順次詳細説明を求めます。

まず、報告第4号から報告第6号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 報告第4号令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について詳細説明します。

議案集の6ページをお願いします。本報告は、継続費の総額及び年割額の御承認をいただいている各事業につきまして、翌年度への通次繰越額が確定し、別紙のとおり繰越計算書の調製を行ったため、本定例会に報告するものです。

7ページをお願いします。款7土木費、項2道路橋りょう費、黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（橋りょう撤去工）の継続費の総額は5億円となっております。令和元年度の予算計上額1億8千万円に対しまして、支出済額及び支出見込額が8千万円となり、予算残額1億円が翌年度への通次繰越額となります。

款9教育費、項2小学校費、不知火小学校建替事業における継続費の総額は1億6千万円です。

令和元年度の予算計上額8億9,200万円に対し、支出済額及び支出見込額が6億7,464,400円となり、予算残額2億8,453,600円が翌年度への通次繰越額となります。同じく項3中学校費、松橋中学校屋内運動場建築事業の継続費の総額は、8億4,970万円です。令和元年度の予算計上額3億1,040万円に、

前年度からの通次繰越額4億6,160万円を加えました予算現額7億7,200万円に対しまして、令和元年度における支出済額及び支出見込額が2億9,698万2,043円となり、予算残額4億7,501万7千円を翌年度への通次繰越額としています。

8ページをお願いします。同じく項7学校給食費、学校給食センター建築事業の継続費の総額は22億2,000万円です。令和元年度の予算計上額8億8,400万円に、前年度からの通次繰越額4,096万1千円を加えた、予算現額9億2,496万1千円に対し、令和元年度における支出済額及び支出見込額はありませぬので、予算残額9億2,496万1千円が、翌年度への通次繰越額となります。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第5号令和元年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について詳細説明いたします。

議案集は9ページになります。本報告は、昨年の12月の定例会、本年2月の定例会におきまして、令和元年度宇城市一般会計補正予算第4号及び第5号で承認いただきました、本庁舎大規模改修事業など、全28事業の繰越明許費につきまして、実際に令和2年度に繰り越した金額を報告するものでございます。

10ページから12ページにかけての事業ごとの記載のとおり、繰越しを行っております。

12ページの一番下になります。翌年度繰越額の合計額は24億9,374万4千円、うち既収入特定財源はございません。未収入特定財源22億1,525万6千円、一般財源は2億7,848万8千円となりました。繰越しの具体的な理由につきましては、各事業ごとに若干内容の相違はございますが、いずれも予算成立後に、思わぬ支障が生じたことにより、年度内の完成が困難であり、また、改めて翌年度の歳出予算に計上するのでは、確実な執行を期することができないことから、必要な財源をつけて繰り越すものでございます。

以上で、報告第5号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第6号令和元年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について詳細説明いたします。

議案集は13ページです。本報告は、平成30年度予算から令和元年度予算への明許繰越を行いました、金桁温泉施設整備事業や防災コミュニティ施設整備事業、過年度公共土木施設補助災害復旧事業の計3件につきまして、入札不調による工事着工遅延や復興需要の増加に伴う工事資材の不足などにより、令和元年度内での完了ができなくなりましたので、事故繰越しとして実際に令和2年度に繰り越した金額を報告するものです。

14ページをお願いします。款6商工費、項1商工費、金桁温泉施設整備事業の支出負担行為額2,756万4,900円、このうち支出済額はございません。支出未済額2,756万4,900円が、そのまま翌年度への繰越額となります。うち未収入特定財源として、地方債2,750万円、一般財源が6万4,900円の財源内訳となっています。

続きまして、款8消防費、項1消防費、防災コミュニティ施設整備事業では、支出負担行為額30億9,787万3,735円、このうち支出済額が12億7,844万7,895円であり、支出未済額の18億1,942万5,840円について翌年度への繰り越すものとなります。そのうち未収入特定財源が、国県支出金5億7,311万4千円、地方債12億2,960万円となっており、一般財源が1,671万1,840円という財源内訳となっております。

款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、過年度公共土木施設補助災害復旧事業では、支出負担行為額5,127万1,414円、このうち支出済額が1,600万円、支出未済額が3,527万1,414円が、翌年度への繰越額となります。うち未収入特定財源が、国県支出金2,352万6千円、地方債1,170万円、そして、一般財源が4万5,414円という財源内訳となっております。

14ページの一番下に記載しております事故繰越し額としましては、翌年度に繰越しました金額の合計は18億8,226万2,154円。うち未収入特定財源は、国県支出金が5億9,664万円、地方債が12億6,880万円、そして一般財源が1,682万2,154円という財源内訳になります。

以上で、報告第6号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第4号から報告第6号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第7号及び報告第8号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（大塚和博君） 報告第7号令和元年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について詳細説明をいたします。議案集は15ページです。

令和元年度会計の翌年度繰越額は、款1資本的支出、項1建設改良費、三角町旧戸馳大橋配水管撤去工事40万7千円です。繰越の理由としましては、旧戸馳大橋本体の撤去工事が繰越となったため、本工事も併せて繰越しを行うものです。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続いて、報告第8号令和元年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について詳細説明をいたします。議案集17ページです。

令和元年度会計の翌年度繰越額は、款1資本的支出、項1建設改良費の松橋不知火浄水管理センター消化槽改築耐震工事委託2億6,841万円です。理由としましては、本業務は、日本下水道事業団に工事実施を委託したものであり、当該事業

団が施工業者への発注を行った際に、数回にわたり不落になったことから工事着手が遅くなり、年度内完了が困難となったものです。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第7号及び報告第8号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第9号の詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） それでは、報告第9号令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして詳細説明を行います。議案集は19ページになります。それと、別冊で配布しております宇城市土地開発公社令和元年度の経営状況の資料をご覧ください。経営状況の方を1枚めくっていただきますと、事業報告書がございます。この事業報告書をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。こちらの方に令和元年度収入支出決算額につきまして、公有地取得等の事業を行っておりませんので、事務的経費のみでございます。

まず、収益的収入支出についてですけれども、一番下の記載のとおり、収入は受取利息のみの合計1,256円、支出合計は一般管理費の7万1,300円となっております。支出の内訳につきましては、役務費として理事長の交代に伴う印鑑証明書の発行手数料300円、それから租税公課といたしまして法人住民税7万1千円です。収入済額から支出済額を差し引いた差額の当期損失7万44円につきましては、前期繰越準備金69万8,496円から補填をしております。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入支出についてでございますけれども、これにつきましては事業を行っておりませんので、収入支出共に計上はございません。

3ページ以降につきましては、決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、それから11ページからは、付属明細表と14ページに監査結果を添付しております。また、15ページからは、令和2年度の事業計画を掲載しておりますが、現在のところ公有地取得等の事業計画はございませんので、事務的な経費のみを計上しております。

以上で、報告第9号令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第42号の詳細説明を求めます。

○企画部長（中村誠一君） 続きまして、議案第42号宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして詳細説明を行います。議案集の20ページ、それから資料集は3ページになります。

今回の改正内容は、令和2年4月1日施行の宇城市行政組織条例の改正によりま

して、これまで経済部で所管しておりました「企業誘致に関すること」が、企画部に移管したことに伴い、本条例第7条の本審議会の庶務規定「審議会の庶務は、経済部商工振興課において処理する」を変更する必要があるため、改正するものです。

なお、宇城市行政組織条例第2条の企画部の分掌事務におきまして、「企業誘致に関すること」が規定されており、本審議会の庶務につきましても、企画部が所管することが明確であることから、今回の移管に併せて庶務規定を削除し、これに対応したものです。

以上で、議案第42号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第42号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号及び議案第44号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第43号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集の21ページ、資料集の4ページをお願いします。

令和2年5月13日付けで、熊本県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症対策として、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者に対する傷病手当金の支給に係る熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が専決処分で制定されました。

専決処分の概要につきましては、国民健康保険の加入者と同様に、給与の支払いを受けている方が、新型コロナウイルスに感染若しくは発熱等の症状があり、感染が疑われるために休業した期間について傷病手当を支給するものです。

当該条例が制定されたことを受けて、県下の市町村は、保険者である県広域連合が規定する傷病手当金の支給に係る申請書の受付業務を追加する必要があり、宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものであります。なお、この傷病手当金の該当者、支給額、支給対象期間等については、国民健康保険の傷病手当金と同一内容となっております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

続きまして、議案第44号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明をします。議案集は22ページから23ページ、説明資料は5ページから10ページまでとなっております。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布され、同日に施行されたことによりまして、宇城市税条例の一部を改正する必要があるため、改正するものです。

今回の主な改正について、説明資料に沿って説明します。

説明資料5ページです。附則第10条の2第27項は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合についてゼロとする規定を追加するものです。

5ページ、附則第15条の2は、令和元年10月に新たに導入された燃費性能に応じて課税する軽自動車税環境性能割の税率について、軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までとするものです。

6ページ、附則第24条は、地方税法により新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方に対し、1年間の地方税の徴収猶予を受けることができる特例の措置が地方税法により講じられたため改正するものです。現時点で徴収猶予の申請受付はできますが、受付後の手続き等についての規定を追加するものです。なお、対象となる方は、令和2年2月以降の1か月以上の任意の期間において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少しており、かつ一時に納付を行うことが困難であることが条件となります。

次に7ページ、附則第25条は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等したイベントについて、払戻しを放棄した者に、その金額分を寄附とみなし、個人の市民税における寄附金税額控除を受けられる規定を追加するものです。

8ページ、附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市民税における住宅借入金等特別控除の適用期限を、令和15年度から令和16年度に延長するものです。

以上で、議案第44号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第43号及び議案第44号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第45号の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第45号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は24ページ、説明資料は11ページをお願いします。

今回の条例改正は、青海保育園及び大岳保育園の民営化に伴います施設の廃止のための条例改正で、宇城市保育所条例第2条中の青海保育園及び大岳保育園の部分を削る条例の一部改正です。

本年3月31日から5月15日まで、運営法人の募集を行いました。募集にあたりましては、移行時の子どもたちの環境変化をできる限り少なくするため、これまで子どもたちに携わっている非常勤職員の雇用を誘導するとともに、これまでの遊びの内容や行事等の保育内容について引き継いでいくことを基本に、保育環境の改善のための施設整備等を応募の条件に織り込み、募集期間内に1法人からの応募申請がございました。

その後、宇城市立保育所民営化に係る運営法人評価委員会及び宇城市工事入札指名等審査会を経て、保育所運営や保育の内容、また引継ぎ等の考え方で評価基準を満たしております社会福祉法人正栄会（現在、三角町三角浦の頌和保育園運営法人）を移管先予定法人に決定をしたものです。

今後、正栄会との移管手続きを進めるため、今回の宇城市立保育所条例の一部改正を提案し、民営化に向けた施設廃止の審議をお願いするものです。

なお、引継ぎ及び共同保育など、移管までの期間を令和3年3月31日までと考えていますので、本改正条例の施行日は、令和3年4月1日としております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第45号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第46号及び議案第47号の詳細説明を求めます。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集は25ページから26ページ、説明資料は12ページから16ページになります。

本条例は、防災拠点センターの供用開始に伴い、公民館機能を同センターにおいて実施するため、三角公民館、豊野公民館、並びに松橋公民館の廃止とともに、小川公民館を中央公民館に改め、現在の中央公民館を廃止するため、条例の一部改正を提案するものでございます。

まず、第1条は、三角公民館及び豊野公民館の廃止を行います。第1条につきましては、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行いたします。

第2条につきましては、中央公民館の住所を小川公民館の住所に改め、小川公民館の廃止を行います。第2条につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

最後に、第3条は、松橋公民館を廃止するものです。第3条につきましては、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

説明資料の12ページから16ページの新旧対照表を説明いたします。

まず、12ページ、13ページは、第1条関係となります。三角公民館と豊野公民館を削除するものです。

14ページ、15ページは、第2条関係で、中央公民館の住所を小川公民館の住所に改め、よって小川公民館が中央公民館となり、小川公民館を削除するものです。同時に不知火の公民館も削除となります。

16ページは、第3条関係です。最後に、松橋公民館を削除するものです。

以上、議案第46号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第47号宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集の27ページをお願いいたします。

宇城市三角センターは、市民の文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会等に供するため、長年、住民の皆様に利用されてきた施設であります。

このたび、三角防災拠点センターの供用開始に伴い、宇城市三角センター機能を防災拠点センターにおいて実施するため、宇城市三角センター条例を廃止する必要が生じたので提案するものです。

以上で、議案第47号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第46号及び議案第47号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第48号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第48号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について詳細説明いたします。配布しております令和2年度宇城市各会計補正予算書の1ページの方をお願いいたします。

まずはじめに、予算の総額について説明いたします。第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億871万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ402億1,142万円としております。内容につきましては、令和元年度の国補正予算において事業採択された本年度予算重複計上分の減額、また、新たに採択された農林水産業補助事業の増額、並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学童保育所に対する支援など、当初予算編成後に生じた新たな財政需要に速やかに対応する必要性があるため、早急な予算の対応を行うものでございます。

2ページに移ります。主な歳入費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で1億6,100万円余の減額、款21市債、項1市債で1億2,600万円余の減額、また、税制改正に伴い、款22法人事業税交付金、項1法人事業税交付金を新たに設定しまして2,274万円を追加しています。

3ページに移ります。主な歳出費目では、款7土木費、項2道路橋りょう費で2億7,600万円余の減額、同じく項7防災対策事業費で3,000万円の増額、款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費で2,159万円の減額をしております。

4ページに移ります。第2表、債務負担行為補正です。1追加で、その他の業務委託としまして、都市計画マスタープラン改定業務委託ほか1件を紙面のとおりに追加しております。

5ページに移ります。第3表、地方債補正です。1変更で、道路橋りょう整備事業費ほか2件の起債限度額を紙面のとおりに変更しております。

続きまして、歳出の主なものとその特定財源について説明いたします。

10ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料で809万6千円を追加しております。松橋駅周辺での民間資金等を活用した複合施設導入の可能性を調査するものです。財源は全て国庫支出金となります。同じく目19生活者支援等関連経費、節22償還金利子及び割引料で1,185万7千円を追加しております。昨年10月の消費税率引上げに伴い、消費への影響を緩和するとともに、地域の消費を喚起、下支えすることを目的として実施されました、プレミアム付商品券事業に係る国庫支出金の精算返還金となります。

続きまして、款3民生費、項4児童福祉費、目3子ども・子育て支援費、節12委託料で601万7千円を追加しております。新型コロナウイルス感染拡大防止対策を支援するため、放課後児童クラブに対する放課後児童健全育成事業委託料の増額でございます。

11ページに移ります。同じく一番上でございます。節18負担金補助及び交付金で1,141万2千円を追加しています。放課後児童クラブ利用者支援事業補助金1,132万2千円が主なものとなりまして、これらを含む新型コロナウイルス対策として実施する子ども・子育て支援事業は、特定財源としまして国県支出金1,320万9千円を見込んでおります。

続きまして、款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金で、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金416万2千円を追加しております。また、同じく目7畜産業費、節18負担金補助及び交付金で、環境保全型農業総合支援事業補助金168万8千円を追加しています。いずれも財源は、全て国県支出金となっております。

12ページに移ります。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で729万2千円を減額しております。同じく目3道路新設改良費で1億400万円余の減額、また目4橋りょう維持費で1億6,400万円余を減額しています。いずれも、国庫支出金でございます。社会資本整備総合交付金の令和2年度における内示及び令和元年度国補正による事業採択分の調整による予算の減額となります。事業費の減額に合わせて特定財源につきましても、道路橋りょう費国庫補助金及び地方債の道路橋りょう整備債の対象額を減額しております。

13ページに移ります。一番上でございます。項7防災対策事業費、目1急傾斜地崩壊対策事業費、節14工事請負費で、馬立住宅法面崩壊対策工事費3,000万円を追加しております。当初は災害復旧事業として実施を予定しておりましたが、財源措置が有利な緊急自然災害防止対策事業債（起債充当率100%・見返り70%）の対象事業の拡充によりまして、急傾斜地崩壊対策事業としての実施が可能となったため、災害復旧費から予算の組替えを行ったもので、財源は地方債のみと

なっております。

続きまして、款9教育費、項5文化費、目7世界遺産管理費、節21補償補填及び賠償金で、補償金780万円を追加しています。旧三角海運倉庫耐震補強工事の実施によりまして、営業に支障を来す事業者に対する補償金となります。同じく項7学校給食費、目1給食総務費、節21補償補填及び賠償金で、補償金136万7千円を追加しております。令和2年3月の臨時休校に係る発注済みの食材を対象とした、食材等提供事業者への補償金です。特定財源としまして、全国学校給食会連合会からの補助金102万4千円を充当しております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続きまして、歳入予算に移ります。8ページにお戻りください。特定財源につきましては、歳出予算の中で説明しておりますので、一般財源の主なものについて説明いたします。

まず、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で4,598万4千円を増額し、補正後の財政調整基金繰入金を25億9,841万円としています。事業の実施にあたり特定財源で不足する額について、一般財源として財源調整するものです。

9ページに移ります。款22法人事業税交付金、項1法人事業税交付金、目1法人事業税交付金で2,274万円を追加しております。税制改正に伴います法人住民税法人割額の減収分の補填措置として、県税である法人事業税の一部を、県から市町村に交付する制度が創設されたことによりまして、新たな費目の設定、予算計上となります。

以上で、議案第48号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第48号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第49号の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第49号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を行います。

各会計補正予算書の101ページになります。

第1条は、総則です。

第2条は、収益的収入及び支出での支出の補正です。款1病院事業費用、項1医療費用の既決予定額5億2,667万円に補正予定額64万7千円増額し、5億2,731万7千円とし、病院事業費用を5億3,424万4千円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出での収入の補正です。款1資本的収入、項1企業債の既決予定額460万円に、補正予定額220万円増額し680万円とし、項4補助金の既決予定額230万1千円に、補正予定額110万円増額し340万1千

円とし、資本的収入総額を1,198万7千円とするものです。

102ページになります。資本的収入及び支出での支出の補正です。款1資本的支出、項1建設改良費の既決予定額1,540万円に、補正予定額330万円を増額し1,870万円とし、資本的支出総額を2,227万円とするものです。第4条は、企業債の借入限度額を460万円から680万円に補正するものです。

続きまして、106ページになります。補正予算明細書で、初めに収益的収入及び支出の支出になります。款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費を64万7千円増額するもので、X線透視装置保守業務委託料になります。

続きまして、107ページになります。資本的収入及び支出での収入で、医療機器購入の財源になります。項1企業債、目1建設改良企業債、節1建設改良企業債で220万円増額し、項4補助金、目1補助金、節1国庫補助金で110万円増額するものです。

108ページになります。資本的収入及び支出での支出です。回診用X線透視装置の医療機器購入のため、項1建設改良費、目2有形固定資産購入費を330万円増額するものです。

以上で、議案第49号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第49号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第50号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第50号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について詳細説明を申し上げます。議案集は28ページ、資料集は17ページになります。

今回の防災行政無線デジタル化整備工事（不知火地区）でございますが、こちらの工事請負変更契約につきましては、令和元年第3回定例会において、契約の議決をいただいたところでございます。

今回の変更契約の内容は、デジタル化工事に伴い、デジタル化対応の戸別受信機及びアンテナの配布数及び既存戸別受信機の処分数について、当初設計より減じたため減額変更するものでございます。変更契約の内容は、工事名は、防災行政無線デジタル化整備工事（不知火地区）でございます。今回変更減額が1,323万6,074円、現請負金額が2億2,209万円で、変更後の請負金額が2億885万3,926円となっております。契約の相手方は、日本電気株式会社熊本支店、支店長八木克哉となっております。

以上で、議案第50号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第50号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第8号から諮問第1号までの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、まずは同意第8号から同意第20号までの農業委員会委員の任命について、一括して詳細説明申し上げます。議案集は29ページから41ページに、資料集は18ページから30ページになります。

現在の委員が、令和2年7月19日をもって任期満了になりますので、新たに農業委員会委員の任命をするにあたり、議会に任命の同意をお願いするものでございます。

提案しております同意第8号の川村良行氏から、同意第20号の正垣安博氏までの13人の方につきましては、いずれも、農業に関する識見を有し、農業委員会が所掌する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者でございまして、経験や熱意においても優れた方でございます。任期は、令和2年7月20日から3年です。

以上で、農業委員会委員の任命についての詳細説明を終わります。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について詳細説明いたします。議案集は42ページをお願いします。資料集は31ページでございます。

現委員でございます小川町の高岡澄子さんが、令和2年4月13日付けで辞任されましたので、後任として小川町の永木勲さんを推薦したく、議会の意見を聞く必要があり提案するものでございます。永木勲さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足りる人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方でございます。

以上で、諮問第1号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 同意第8号から諮問第1号までの詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第33 選挙第3号 宇城広域連合議会議員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第33、選挙第3号宇城広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、議員でありました高橋佳大君、高本敬義君、河野正明君及び長谷誠一君の4人から、昨日辞任届が提出されております。そのため、宇城広域連合議会議員に4人の選出が必要となりましたので、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

宇城広域連合議会議員に、坂下勲君、渡邊裕生君、大村悟君及び私、石川洋一の4人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました4人を宇城広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました4人が宇城広域連合議会議員に当選をいたしました。ただいま宇城広域連合議会議員に当選されました4人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

代表して坂下勲君、宇城広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○5番（坂下 勲君） 改めまして、おはようございます。ただいま宇城広域連合議会議員に選任いただき、誠にありがとうございます。代表いたしまして、就任の御挨拶を一言申し上げます。

宇城クリーンセンターは、稼働開始から22年以上が経過して、施設の老朽化のため、新たなごみ処理施設の建設、また宇城広域連合消防本部北消防署は、熊本地震後、消防庁舎として必要な構造耐震指標値を大きく下回り、災害拠点施設として機能が十分に発揮されず、消防活動に支障を来すことが懸念される状況にあり、災害に強い安心安全なまちづくり推進のために、新庁舎建設をはじめ、多くの課題が山積みしており、議員としての役割は重要なものだと痛感しております。議長をはじめ連合議員の方々と力を合わせ、職務を遂行し、宇城市発展のため精いっぱい頑張っておりますので、議員皆様方の御協力、御指導をよろしく願いしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

-----○-----

日程第34 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（石川洋一君） 日程第34、選挙第4号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。本件は、議員でありました長谷誠一君、河野正明君のお二人から、辞任届が提出されておりますので、後任の2人を選出する選挙であります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員に、大村悟君及び私、石川洋一の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。ただいま上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

代表して大村悟君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○8番（大村 悟君） おはようございます。ただいま上天草・宇城水道企業団の議員として選任いただきまして、誠にありがとうございます。長年の供用によって課題もあると聞いているところでありますが、石川議長と協力をしながら、精一杯議員としての職務を遂行していきたいと、覚悟を新たにいたしましたところであります。今後ともよろしく願いいたします。非常に簡単ではありますが、就任の挨拶にさせていただきます。よろしく願いします。

-----○-----

日程第35 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第35、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日10日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日10日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時01分

第 2 号

6月11日(木)

令和2年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和2年6月11日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問（代表質問）
日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君

土木部長	原田文章君	教育部長	吉田勝広君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	天川竜治君
市民環境部次長	浦田敬介君	健康福祉部次長	岩井智君
経済部次長	黒崎達也君	土木部次長	梅本正直君
上下水道局長	大塚和博君	教育部次長	豊住章君
市民病院事務長	坂井明人君	財政課長	木見田洋一君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問（代表質問）

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。

議長から申し上げます。一般質問は代表質問から行います。今回、彩里、新志会、うき未来21の3つの会派から通告がっております。質問の時間は、先の議会運営委員会で決定のとおり、答弁を含めそれぞれ40分といたします。発言は、会派構成員の多い順にこれを許します。

それでは、順番に発言を許します。

まず、会派彩里、河野一郎君の発言を許します。

○彩里代表（河野一郎君） 彩里の代表質問を行います。

世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症、日本でも4月7日に緊急事態宣言が出され、不要不急の外出を控えるよう要請されました。国民の協力で感染者数が減少に転じて、5月14日に東京都、大阪府を除く39県で解除、5月25日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されました。第2波が発生、国民に緊張感が走りました。福岡県の北九州市で児童生徒が感染し、クラスターが発生をしました。先行き不透明な中で新しい生活様式で試行錯誤を行っております。先のない国難と言える状況ではありますが、そして、リーマンショック以上の不況が来ると言われております。

日本、熊本県そして宇城市でも、様々な業種、それに携わる人たちが影響を受け苦しんでおられます。国は、令和2年第1次補正予算、事業規模117兆円が生まれ、事業者向けの持続化給付金や融資等利子補給、そして国民一人当たり10万円支給される特別定額給付などを行っております。追加の第2次補正が昨日衆議院を通過し、可決され、明日参議院で可決される予定であります。成立すれば、家賃支援給付金や低所得のひとり親世帯への追加的な給付、さらに医療提供体制等の強化などの支援を拡大させ、国民の不安に寄り添います。

宇城市でも住民福祉の増進を図るために、独自にコロナウイルス対策に取り組んでおります。特別融資利子補給、先の臨時議会で予算化された事業者への支援、宇城市持続化特別支援金、そして今度の議会で提出予定の宇城市の経済支援に寄与するコロナに負けない100%プレミアム付商品券、市民が期待をしております。市長の思いとともに、内容をお聞きしたいと思います。

地域力強化プラン、Society 5.0の社会に挑戦、3月の施政方針でうた

われております。Society 5.0はデジタル革新であり、AIを含めネット社会の新たな社会変革の時としております。まさにこのネット社会、今回のコロナが必要性を認識させてくれました。働き方改革の在宅勤務でのテレワーク、メディアのリモート出演など大きく変化をしました。今後、他分野でもさらに変化をしていくと考えられます。市としてどのような取組を行う計画なのか、お尋ねをいたします。

このSociety 5.0を支える技術の中に、安心して暮らせる地域づくりに、介護・くらし支援の遠隔医療などが含まれております。済生会みすみ病院が三角町の公民館事業・生涯学習の取組の中で、タブレットのテレビ電話を使い、受講者と看護師とで遠隔医療相談を実施されております。医療・介護でも今後活かされる可能性が高いのではないかと考えます。宇城市として安心して暮らせる社会にどのように活用していくのか、併せてお尋ねしたいと思います。

不知火海湾奥部、執行部はプロジェクトチームを立ち上げ、県と協議を進めるとしてありますが、行き詰まっております。現在、国県に調査求めています。浅海化が進んでいないとしております。私は、不知火海湾奥部問題の定義が定まっていないと思います。氷川沖も含まれるのか、上天草も含むのかが曖昧であります。そして環境と海の再生を目指すのか、湾奥海域の利活用を考えるのか、それとも背後地の排水対策のために干潟の堆積を問題にするのか、全てが曖昧であります。しかしながら現実問題として、宇城市の堤防から見た不知火海の土砂堆積は誰が見ても一目瞭然であります。

今朝の話でありますけれども、早朝6時に亀松消防団から消防OBに、第2排水機場の隣にある大野川へ流す樋門が干潟の堆積で開かなくなった。ダバを着てスコップを持って集合してくださいと、出勤依頼があつて行ってまいりました。潮を見ての出動でありましたが、完全に海水が引かなかつたため20日に延期になりました。樋門が開かなくなったのは、昨年に続き2回目であります。年々、環境が悪くなるばかりであります。湾奥全体が同じ状況であると考えます。不知火海湾奥問題、一点突破が必要であります。県河川の大野川、砂川、長崎川河口の土砂堆積を問題と捉え、国交省、県土木と協議を進めることが、湾奥部問題の入口になるというふうに思います。市長の見解を求めます。

コロナの影響で、国営基盤整備事業の本同意が心配をされておりました。集落説明会も中止になり、地区の推進委員が地区の本同意を取り、地区外は郵送による依頼でありました。6月9日が最終締切りでありましたけれども、コロナの影響で6月23日まで延期されております。どの地区も推進委員が努力をされております。現在の同意リスト、その同意率で事業のスタートが切れるのか、お尋ねをしたいと

思います。

もう1点、国営基盤整備事業の中で望まれていた園芸用水の確保であります、県事業で計画する判断をされたことに、地域の方々は大変喜んでおられます。先日、不知火町亀松地区でも県営事業推進の決議がなされ、宇城市としてしっかりと取り組んでいかれると思います。スケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

熊本地震からの復興事業、防災拠点センター。先日、もうすぐ完成をします三角、不知火、豊野のセンターを議員全員で視察をいたしました。それぞれに特色のある期待の持てる拠点センターになっておりました。供用開始の時期から台風シーズンを迎え、避難所開設も考えられますが、コロナで今までシミュレーションをしていた避難所運営が、変わってくると思います。防災拠点センターの完成時期と避難所の新型コロナウイルス感染症対策をお伺いしたいと思います。

もう1点、三角の防災拠点センター建設後に予定されている三角センター解体に対し、住民から不満の声が挙がっております。三角センター解体跡地に復興会館建設をと、三角町の囑託員と石川議長、河野正明議員、三角議員で、市長に建設推進の要望書が出されております。三角センター解体と復興会館の建設のスケジュールをお伺いいたします。

以上5点について、市長の見解を求めます。

○市長（守田憲史君） 新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言の発令とともに休業要請が出され、本市においても経済的に大きな打撃を受けた事業所が数多く見られます。国や県も早急に対策を講じましたが、市でも迅速に支援を行うべく、緊急経済対策に取り組んでいます。

まず、第1段では、中小企業が金融機関から融資を受けた際に、無利子化するための補助金として、中小企業向け特別融資利子補給を創設しました。

次に、第2段では、事業持続化対策特別支援金を創設しました。これは、事業所を継続させるための10万円の支援金です。なお、本事業では、対象事業者枠を拡大し、農林漁業者も含めています。

さらに、第3段として、プレミアム付商品券の発行を進めています。これは、市民一人当たり2万円分の商品券を1万円で交付するものです。全市民を対象としており、市内の取扱事業所で利用することができます。本事業では、約12億円の経済効果を目指します。議会でのどうぞ御承認よろしくお願ひいたします。今後の支援策として、まずは今定例会に追加提案を予定している第3段のプレミアム付商品券が、一日も早く市民一人一人に行き渡るように注力してまいりたいと考えています。

その後の対策については、国の2次補正予算に伴う追加交付金の状況や、新型コ

コロナウイルスの感染状況、経済への影響の状況、国県が打ち出す支援策などを見ながら、市商工会や社会福祉協議会など関係団体とともに、経済の復興と市民生活の回復に努めてまいります。

Society 5.0についてお答えいたします。

Society 5.0については、本市におきましても、令和2年度施政方針で申し上げましたとおり、市政運営の基本方針として、これまでもRPAをはじめ新たな技術に取り組んでいます。AIや5Gといった最新の情報技術を積極的に導入し、Society 5.0に挑戦しております。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としては、テレワーク実施要綱により、自席に在籍せずとも業務ができる環境を整備し、職員の分散勤務及び在宅勤務を実施しております。

また、毎週金曜日の午前8時半からの部長会議におきましても、インターネットを利用したWEB会議を開催しております。

次に遠隔医療についてですが、遠隔医療とは、遠隔健康相談医療やオンライン診療を含むオンライン上で行う医療サービスのことで、医師と患者間、医師と医師間の2つの行為に分類されます。

先ほど、河野一郎議員が言われましたとおり、済生会みすみ病院のスタッフが実施した出張健康教室は、オンライン診療に類似した取組であります。また、オンライン診療または電話診療を導入されている本市の医療機関は、松橋町の泉胃腸科外科医院、うきクリニック、坂口医院、中村医院、小川町のダイヤモンドシティクリニックの合計5施設になります。

また、高齢者施設等においては、新型コロナウイルス感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、面会制限中であります。このような事態下においては、利用者の方とその御家族等との間で、テレビ電話システムやWEBアプリのビデオ通信機能等を利用したインターネット面会を行っている施設もあります。

インターネット等を利用する最大の効果は、社会システムの最適化と快適な暮らし及び安心・安全な市民サービスの確保でありますので、今後も更なるSociety 5.0に積極的に取り組んでまいります。

不知火海湾奥についてお答えいたします。

湾奥については、不知火干拓が張り出す特異な地形から土砂が堆積し、浅海化の進行により、樋門等の排水施設の機能低下や、背後地の高潮・高波・洪水等の水害発生が懸念されます。また、湾奥部に流出する熊本県管理の2級河川は、大野川、五丁川、砂川、八枚戸川の4河川があり、これらについては海の干満の影響を受けるいわゆる感潮河川であるため、堆積する土砂も上流域からの土砂だけでなく、海

からのガタ土も満潮時に浮遊して堆積するメカニズムになっております。

湾奥部につながる河川で、現在堆積が著しく進行している河川が大野川です。その中でも、特に河川の河口部及び河口に近い海側に堆積が著しく、早急なしゅんせつが必要と考えられます。

現在、熊本県で進められている大野川広域改修事業において、河川の河道掘削事業も補助対象として位置付けられているため、宇城市としましても早期に着手していただけるよう要望しているところです。

全国的にも近年は水害が頻発し、被害の規模も年々増加しているため、国の方でも、今後想定される水害に緊急的に対策を行うような方針や制度に変わってきております。そのような流れがありますので、宇城市といたしましても不知火海湾奥調査特別委員会の協力もいただきながら、進行中の現事業と並行しながら、河口付近の海域から中流までの一体となったしゅんせつ事業の着手が少しでも早くできるよう、引き続き強く県に要望してまいりたいと思います。

国営基盤整備についてお答えいたします。

国営基盤整備事業は、平成29年度から始まった地区調査を終え、昨年度は、国に事業計画書案を提出し、事前審査をクリアしました。

本年度は、地権者の皆様から本同意を提出していただいております。予定期間は、3月12日から6月9日までの90日間でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地区説明会が開催できなかったことを考慮し、6月23日まで延長されました。

同意書の対象者は1,195人です。6月9日現在での同意書提出者は1,147人で、同意率95.9%になります。対象面積796㌦のうち、現在の同意書提出者の農地面積を合計しますと775㌦になります。したがって、国の採択要件の400㌦を満たしております。本市の同意率の高さは、国からも認められているところであり、これもひとえに河野一郎議員をはじめとする、地区推進委員の皆様の御尽力のたまものと感謝しています。また、経済部も褒めてやってください。

市としましては、市民の皆様が期待する国営基盤整備を成功させるため、さらに面積を増やすよう100%の同意を目指してまいります。今回の本同意に対しましても、全力で取り組んでおりますので、皆様の御協力を何卒よろしく願います。

国営基盤整備施設園芸用水の確保についてお答えいたします。

施設園芸用水の確保対策につきましては、国営基盤整備事業と並行して、国に取り組んでもらえるように、幾度となく要望してまいりましたが、事業が別であることを理由に、本事業では取り組んでもらえないのが現状です。そのため、市では、

今回の国営基盤整備事業を機に、県営事業での用水対策を基本として進めます。

県営で実施してもらうためには、まず、県の管理計画への承認が必要になります。しかし、農林水産事業に関しましては、地元の受益者分担金が発生します。そのため、特に用水を必要としている亀松地区、東松崎地区、出村・宇土割地区をモデルとして選定し、生産者の皆さんと5月に協議を行いました。その結果、参加者全員が県営事業への要望について賛同されましたので、本年度の管理計画に計上し、県の承認を受けたいと考えています。

防災拠点センターについてお答えいたします。

現在、市内6か所に建設を進めています防災拠点センターは、7月20日の豊野を皮切りに、一週間後の7月27日には三角、1か月後の8月31日には不知火と順次オープン予定です。また、松橋東・松橋西・小川は、今年の12月から来年1月にかけてのオープンを目指しています。

諸室は、地域の特性に合わせて用意しましたので、地区によって多少部屋数は異なりますが、会議室・研修室・炊出し室の面積は、共通して60平方メートル前後ですので、平常時は約30人が利用できます。また、講演会や文化祭など大勢に利用できるコミュニティ室は、面積が150から350平方メートルと、地区により大小異なりますが、150平方メートル規模では約120人、350平方メートル規模では約400人が利用できます。

続きまして、避難所としての新型コロナウイルス感染症対策ですが、感染のリスクを軽減するため、感染症対策避難所運営マニュアルを策定し、対応に当たります。マニュアルは防災拠点センターに限らず各施設共通ですが、避難所では一人当たりの占有面積を、通路等を除き4平方メートルを目安にスペースを確保します。また、感染者の隔離スペースの確保、体温計や消毒薬品などの備品の確保、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難者の健康チェック、配置職員の増員など、3密の状況にならないよう対策を講じていきます。

市では、宇城市公共施設等総合計画及び宇城市公共施設適正配置計画に基づき、各公民館の施設については、どの施設も建築後30年以上が経過し、老朽化による劣化が顕著であるため、廃止や解体について検討を進めてまいりました。

中でも、三角センターは、2階天井部分にアスベストが存在し、専門家からは経年劣化により、厳しい状況にあると聞いております。

また、建築後48年が経過し、老朽化による雨漏り、2階トイレの排水不良など、喫緊の課題がある中、三角センターの事業を防災拠点センターへ継承することを基本に、地域懇談会や囑託員会議等で説明し、同時に関係部署で協議の上、解体の方向で進めてまいりました。

本年2月、三角センターの解体計画の休止と、三角センターの有効活用について、並びに市民の文化活動等の拠点の確保についての要望の署名が提出されました。三角センターが長い間、市民にとって教育・文化活動の拠点として幅広く活用されてきたことを拝察するところでございます。

今後の解体スケジュールにつきましては、三角防災拠点センターの落成式が7月26日日曜日、供用開始が7月27日月曜日からと決定いたしましたので、現在、解体工事に向けた入札準備を行っております。7月下旬に入札を行い、9月議会で議決を経て、10月から解体を行います。工期は6か月を見ております。

三角センター解体後の跡地利用についてでございますが、4月9日に要望活動がございました。三角町の代表区長5人とみなと地区及び三角地区の区長全員と、地元石川議長、河野正明議員、三角議員合わせ27人の出席のもと、陳情書が提出されました。また、同月15日には、三角町地域婦人会より会長をはじめ4人が嘆願書を御持参いただきました。

要望内容はそれぞれ違いはございますが、三角地区の中心部であり、愛着のあるこの土地への想いを十分に伝えていただきました。

現在、跡地面積680坪（2,252平方メートル）ある敷地の利用と、仮設住宅の再利用を含めた移築計画について検討しているところです。内容につきましては、市民のコミュニティが形成できる仮称「復興会館」としての建設計画がございます。また、築後47年が経過した宇城警察署三角交番につきましても、同敷地内での移転協議を進めていきたいと考えております。

○彩里代表（河野一郎君） 市民へのコロナウイルスの影響を市長としてどのように捉えられ、市独自支援をなされたのか、お伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） なかなか飲食業をはじめ、宇城市も事業所が大変なことになっております。またこれは、今後すぐに収束することではございませんので、相当今後国県の力を借りながら、事業所の継続をはじめ、あらゆるところに及ぶ問題について、議会の皆さんとともに、一つずつ市民の方々の御希望を聞きながら進めていきたいと考えております。まだ、道半ばでございます。

○彩里代表（河野一郎君） もう1点、再質問をいたします。

不知火海湾奥部であります。河川からの堆積問題、防災面も含め、県国への要望活動が改めて必要というふうに思います。市長の見解を再度お伺いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 熊本県の今の段階での調査では、堆積化は余り進んでいないという調査結果がありまして、ちょっとこれは意外に思っているところでございます。また引き続き調査を進めるということでございますので、それを注視したいと思

ますが、今後この不知火海湾奥の堆積化は、農業ばかりではなく、この宇城市松橋町の都市機能も危うくする、重大な今後問題になっていくおそれがあるところがございます。これは今後、宇城市の大きな問題として議会の皆さんとともに議論し、かつ対応を考えなければならない大変な問題だという認識でございます。

○彩里代表（河野一郎君） 教育部の方に移りたいと思います。

通学路に子どもの姿が帰ってきました。コロナ対策により子どもたちの生活が一番影響を受けたのではないかと思います。3か月間の学校休校で、家庭や学童クラブが生活の拠点となり、部活も休止になり、ストレスの多い日々だっただろうと想像いたします。いよいよ6月から学校が始まりましたが、以前とは生活様式が様変わりしていると思います。学校でのクラスターが心配をされております。どのような対策で、子どもたちの安全を守っていくのかお尋ねをいたします。

先日、熊日の紙面に、文部科学省の発表の記事が掲載をされておりました。新型コロナウイルス感染拡大で、中学校3年生の授業不足45日と試算をされておりました。受験を控え、不安になっている生徒もたくさんいるのではないかと思います。子どもたち全体の学習の遅れに対して、宇城市の今後の対応をお聞きしたいと思います。

熊本市では、オンライン学習が実施されました。宇城市では、Wi-Fi環境の部分で、ネットを使つての学習はありませんでした。宇城市のICT教育の目指すところをお聞きしたいと思います。

もう1点、市長にお尋ねしたいと思います。国の第1次補正で1人1台端末などの早期実現のため予算処置がなされております。今年度中に、児童生徒全員に1人1台のタブレットを整備できないかと思います。お答えいただきたいと思います。

○教育長（平岡和徳君） 新型コロナウイルス対策につきましてお答え申し上げます。

まず、1番目の学校の安全対策につきましては、国の衛生管理マニュアル、そして県の学校再開ガイドラインを踏まえまして、本市においては、宇城市立小中学校の学校再開に係る当面の方針を作成しまして、各学校の実情に応じた、そういった中で柔軟に対応しながら、学校総体として取り組むように指示をしております。

例としましては、登校時において自宅で記入する健康観察表を活用しまして、児童生徒及び家族の健康状況を把握します。児童生徒は、マスクの着用やこまめな手洗い、そして換気の徹底、また人と人との距離を1メートルを目安に確保するよう指導します。教職員は、フェイスシールドの着用などの対策を講じた上で、児童生徒の健やかな学びを保障することを目指しまして、学校教育活動を進めてまいりたいと思っております。

次に、授業時数の確保につきましては、学習に著しい遅れが生じることがないよ

うに、学びの保障の観点から、夏休みの期間を8月5日から8月18日までの14日間に短縮することにしております。また、学校行事等の工夫や精選によりまして、授業時間の確保に向けて取り組むことに指示をしております。

今後は、新型コロナウイルス感染症対策と子どもたちの学びの保障の両立に向けて、学校そして家庭、さらには地域、行政が一体となって連携をし、子どもたちの健やかな成長のために取り組んでまいります。

最後に、ICT整備計画についてお答えいたします。現在のICT環境は、セキュリティや通信費を考慮しまして、学校内で主に活用することを前提として整備しております。家庭学習への活用は、ドリルなどの宿題や予習・復習並びにあらかじめ学校で受信した動画を再生するなどの限定した活用にとどめておりまして、家庭のインターネット接続を制限しているところです。

今後は、文部科学省から令和元年12月に発出されましたGIGAスクール構想に沿って、全ての児童生徒にタブレットを1人1台配置、そして家庭のインターネットに接続できるようにする、こういった点を整備方針としまして、取り組みたいと考えております。

今年度、国の補正予算において、1人1台端末やネットワーク整備の環境整備、こういった予算が措置されましたので、この機を逃すことなく、学校、教育委員会のみならず、関係者が一丸となりまして、子どもたちの資質能力が今以上に、確実に育成できるICT環境の実現に臨んでいきたいと考えております。

○市長（守田憲史君） タブレット整備につきましては、国の補助を活用し、今年度、小学3年生以上に加え、残りの小学1年生、2年生も含め、小学生全員に1人1台端末を整備してまいります。

○彩里代表（河野一郎君） 松合小学校と不知火小学校の統合についてであります。統合準備委員会の中で協議が進んでおりますが、統合まで残り10か月を切っております。校章、校歌、標準服などの準備はどこまで進んでいるのか、お尋ねいたします。

6月5日に開催された統合準備委員会で提案が出されております。標準服、制服は5年間で揃えるとなっているが、新しい不知火小学校も建設されることだし、子どもたち全員が同じ制服での統合がベターではないか、しかしながらコロナウイルスで厳しい保護者もおられると思うので、市の方で予算措置ができないかというものであります。嶋谷統合準備委員長も予算をお願いしたいと、会議を閉じられたところでありまして。保護者負担軽減のため、制服補助など支援を考えていただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○教育長（平岡和徳君） 私の方からは進捗状況を説明させていただきます。

統合に向けての準備は、松合小学校区及び不知火小学校区の行政区長様と、PTA及び学校関係者等で構成しております、統合準備委員会の御意見を踏まえて進めております。

この会を議員おっしゃったとおり、第4回目を6月5日に開催いたしまして、今言われたような校章・校歌・標準服について御意見をいただきまして、先に進めているところでございます。

具体的には、校章は、不知火中学校の校章であります「不知火（しらぬひ）」をベースに作成しております。そして、校歌の作詞・作曲につきましては、不知火町出身のシンガーソングライターの際田まみ氏に依頼をしております。標準服は、既製品の中から採用しまして、上着が紺色、そしてズボン・スカートがグレーとしております。

また、新不知火小学校から松合地区まで4キロ以上の距離がありますので、スクールバスを運行いたします。現在は、そのスクールバス購入の手続きにつきまして取り掛かっているところです。

以上が、現在の進捗状況でございます。

○市長（守田憲史君） 不知火統合小学校の新2年生から新6年生までの約350人分の標準服は、宇城市の全額負担で支給させていただきます。

○彩里代表（河野一郎君） コロナウイルス感染症の収束を願いながら、宇城市「コロナに負けない。100%プレミアム付商品券」効果で、宇城市の経済が持ち直すことを期待するものであります。長崎久具線、3月28日に供用開始になりました。皆さん非常に喜んでおられます。今後も、宇城市の市民に喜ばれる施策を期待をしまして、私の代表質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、会派彩里の代表質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、会派新志会、岡本泰章君の発言を許します。

○新志会代表（岡本泰章君） 皆さん、改めましておはようございます。新志会の岡本でございます。私たち新志会は、常に市民の声をしっかりお聞きし、市政とのパイプ役を果たし、さらには政策への積極的提言を旨とし、活動を展開する新志会でございます。このことを踏まえて、新志会を代表しまして質問をいたします。

未曾有の熊本地震の発災から4年が経ち、復旧はおおむね完了しましたが、追い打ちをかけるように新型コロナウイルスが国内はもとより、世界に猛威を振るい、多くの人の命が奪われています。お亡くなりになられた皆様方には、心から御冥福をお祈りしたいと思います。また、ウイルスと闘っておられ、病に伏しておられる皆様方には、お見舞いを申し上げます。予断を許さないこのウイルス対策には、各自が真正面から真剣に、感染予防に取り組むことが肝要であります。

それでは、本題の財政運営について入りますが、政策の推進には、健全な財政運営が不可欠であるのは言うまでもありません。さて、その健全な財政運営ができるよう執行部におかれましては、市長をはじめ、一丸となって合併以来、公共施設の統廃合あるいは非常に厳しい職員数の削減、さらには事務事業の民間委託などの問題解決に取り組まれた成果であります。おかげをもちまして、本市の財政状況に明かりがさしてまいりました。皆様の御努力に感謝申し上げます。その証としては、財政健全化法が制定された平成19年度からの本市の健全化判断比率、この4つの指標が示しているように歴然としています。その指標となる1つ目の実質赤字比率、2つ目の連結実質赤字比率、両方とも毎年黒字で良好であります。指標の中でも最も重要な3つ目の実質公債費比率、一般会計、公営事業会計それから公営企業会計、一部事務組合までの対象範囲の比率であります。平成19年度が16.5%、平成20年度が16.9%、平成21年度が16.5%、ちょうどいいところでございます。借金するのに18が一応指示を仰がないといけないガードラインでございませぬ。最近の3か年で見てみますと、平成28年度が11.7%、平成29年度が11.1%、平成30年度が10.2%。この3か年でこの数値が示すとおり、皆さんの御努力のおかげです。本当に何度も言っておりますが、良好に推移しています。さらに4つ目の将来負担比率、平成19年度が168.5%、平成20年度が161.7%、平成21年度が142.9%、高いところをいっておりますが、最近の平成28年度が40.7%、平成29年度がまた低くなりまして26.1%、平成30年度は5.4%。この指標も順調に推移しています。大幅に改善されております。このように本市の健全化判断比率というものは、いずれも早期健全化判断基準を下回っております。

そこで、私が申したいのは、本市の中長期財政計画をどのように見込んでおられるのか。特に公債費、起債償還のシミュレーション、さらには借入時の予定どおりの借換えなど、償還の平均化を図ることについて参考までに回答願います。

○総務部長（成松英隆君） 本市における中長期財政計画についてのお答えでございます。

本年3月、期間を令和6年度までとした、新市建設計画の変更の中で、宇城市の

財政計画についても、併せて見直しを行っております。

この計画における財政の見直しについては、これまでの本市の実績や、県が示す算出方法を基に試算を行っており、平成28年熊本地震等からの復旧・復興事業の実績、また、今後の事業予定量などを踏まえたものとなっています。

歳出面での全体的な見直しを申し上げますと、義務的経費である扶助費につきましては、社会福祉、児童福祉等の社会保障関係経費のこれまでの実績を踏まえ、今後も年々増加傾向となることと見えております。

また、御指摘いただきました起債の償還、いわゆる公債費につきましても、熊本地震発災に伴い、約39億円の発行を行った災害対策債をはじめ、災害復旧事業債の償還の据置期間が終了し、令和2年度から元金償還が始まることもあり、当面は、本年度の公債費の予算額、約40億円前後の高い水準での推移が見込まれます。

投資的経費につきましても、公共施設、学校施設の大規模改修等により、当面は多額の事業費が見込まれます。具体的には、令和2年度から令和4年度まで3か年の継続費設定を行っております本庁舎大規模改修事業、これが約13億5,000万円、同じく松橋総合体育文化センター大規模改修事業が約11億5,000万円、そのほかにも、計画期間内における小中学校の施設改修では、80億円を超える事業費の試算を行っております。また、継続的に行っている道路改良事業についても、今後多くの費用を要し、また公共施設等総合管理計画においては、今後40年間で約2,500億円、年平均で約63億円もの更新費用が見込まれています。

その他の経費でも、宇城広域連合の大型建設に係る事業負担を含む補助費等は、今後も大きな負担が見込まれます。

一方、歳入については、各年度の歳入不足については、財政調整基金からの繰入れで調整を行っていますが、先ほど申し上げた歳出の増加要因などにより、当面は多額の基金繰入れを要し、基金残高の減少が見込まれます。

また、今般の新型コロナウイルス感染症対策としましても、まだ先行きが見えない状況ではありますが、更なる財政支出が必要になると考えられます。

財政面での厳しさは増すこととなりますが、市民の健康や生活を守るため、また、地域経済の回復のためにも、事態の収束までの期間と影響を見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、時機を逸することなく、臨機応変かつ果断に必要な予算執行を行ってまいりたいと考えております。

公債費の増加、基金残高の減少により、これまで改善してきた健全化判断比率の各指標も、今後悪化に転じると考えられますが、これまで合併特例期間の終了を見据え、全庁的な行財政運営の取組によりまして、十分な財政調整基金残高を確保してまいりました。今後の事業実施にあたっては、改めて事業の必要性や事業費抑制

を検討するとともに、真に必要な事業の選択と施策の重点化、予算の集中を徹底することで、この厳しいと思われる財政状況を乗り切り、また、将来にわたり投資効果が得られるような事業の推進を図ることで、持続可能な財政運営を目指してまいります。

また、その財源確保、将来負担の軽減という観点からも、岡本議員の御指摘にもありましたとおり、公債費いわゆる起債の償還額の推移にも留意することが肝要であると考えております。

起債発行額の抑制はもとより、借入れ方法や、施設に見合った償還期間の設定、利率見直し方式の選択などにより、公債費の平準化、将来負担の軽減を図り、今後の必要な事業実施に際して、確実な財源の確保ができるよう努めてまいります。

○新志会代表（岡本泰章君） ただいまの総務部長の回答で、公債費の一番最後のところで言われましたが、平準化、将来負担の軽減を図り、今後の必要な事業実施に際して、確実な財源の確保ができるよう努めると最後に結ばれました。この実現に向けては、私が今回の質問で、一番大切にしているところでございます。と申しますのは、中長期財政計画の中で、特にこの長期のところに公債費、いわゆる起債、償還額を数字でひとつ示して、シミュレーションをつくっていただく。この作成というのが急務であります。宇城市財政課においては。ここをやっておけば、先ほどのいろいろの投資的経費が出てきましたときに、スパッと、「市長、いいですよ、何年後にはこれが終わりますので、ここで負債も平準化しておりますからやってください、30億円だろうが50億円だろうが」、こういう言える財政課を、ひとつ立ち上げていただきたいと切に願います。そのためには、標準財政ここらあたりもしっかりにらんで、またこの標準財政のところは、国の施策それから景気、ここらあたりが左右されます。また人口もぴしゃっとそれなりに広げていかなければ、大変なことになります。返すこともできないようになります。ここらあたりにひとつ目を配り、どうか的確な判断が下さりませうことができるように、総務部財政課の宿題とします。

それでは、再質問に入らせていただきますが、ただいまの財政面などを踏まえて、企画部長、考えをひとつ。私が今から言いますのでお聞かせください。松橋、小川、三角のJR駅周辺を地域拠点として整備するにあたり、本市のこのような良好な財政状況を踏まえ、その目玉として子育て移住定住政策、要するに若い方々が定着する人口減少対策の受け皿となる地域優良賃貸住宅の建設について、財政面からただいま申しました、長期ですよ、中期ではありません。さらには、地の利を活かしたコンパクトシティ形成の取組の1つとして、考えはどうか。

○企画部長（中村誠一君） それでは、お答えいたします。

今年3月に策定いたしました宇城市の人口ビジョンでは、本市の人口は、40年後の2060年には、約3万2,000人まで減少すると予想されております。

本市における人口減少の特徴としましては、15歳から34歳の若年層での流出が多いという点があり、この10年で、この世代の人口が約3,000人流出しております。そのため、宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、子育て支援と教育環境が充実したまちづくり、それから産業基盤や都市機能の充実した持続するまちづくりを進め、若年層の流出を食い止めることを目指しております。

その取組の1つとして、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出など、魅力的な都市生活圏の形成を掲げており、駅を中心としたコンパクトシティを形成することは、地の利を活かした若い世代の定住につながり、今後の人口減少社会に対応したまちづくりを進めていく上で、重要であるということで認識しております。

先ほどの総務部長の答弁にもありましたように、健全化判断比率の各指標の状況と、財政計画なども踏まえながら、将来にわたり投資効果が得られるこうした取組により、若年層の人口増加を目指してまいります。

○新志会代表（岡本泰章君） 企画部長、健全化判断比率は、ここ3年間をとりましても9年、10年、長期のシミュレーション、ここを頭に入れて企画、冒頭申しましたように、健全な財政運営が相当するんだと言うまでもありませんと申しましたでしょう。ここらあたりです。そこらあたりをひとつ頭に入れて、仕事を進めていただきたいとこのように思っております。何かあれば、どうぞ。

○企画部長（中村誠一君） 財政の状況もありますので、そちらの方と連携、連動しまして、財政状況をしっかり見ながら対応してまいりたいと考えております。

○新志会代表（岡本泰章君） それでは、次に引き続き（2）の地域優良賃貸住宅の質問に入ります。

本市発展の鍵となるJR松橋駅、小川駅、三角駅などの駅周辺開発事業の起爆剤として、若年世代の定住促進につながる地域優良賃貸住宅、いわゆる高層賃貸マンションの建設費の概算並びに建設場所などの面積、その他諸条件、建設を前提としたところで専門的な立場で、土木部長にお尋ねします。

企画部長におかれましては、ただいまの土木部長に尋ねたことだとこのように思っておりますので、参考にされ、建設方法並びに建設場所の確保、何か思い切った策はありませんか。例えば建設にあたっては、財政面で民間の資本を活用するとか、具体的に用地の確保については市が借り上げるなど、具体的な方法、ここらあたりですね。小川駅周辺には、駅前の東側また駅裏の西側には、広い市有地があります。これらの活用等々についてもお尋ねします。

申しておきますが、松橋については柏原の方にはありますが、やはり表の方を開

発しなくては、東の方に何でも向かって開発するようなところでございますので、民間の土地がいっぱいありますが、ここらあたり非常に難しいところではなからうかと思えますけれども、ただいま申しましたようなところをひとつ頭に入れて、今後の事業を進めていただきたいとこのように思うわけです。

建設にあたっての条件は揃っています。先ほどから、長期は何度も申しますが、実数を入れた、数字を入れた、数字があればすぐ答えが出ます。市長も喜んでやりましょうと、こうなってきます。これを早急にひとつ、企画と総務あたりがタイアップしまして事業課に送ってやる、知らしめるということをひとつやっていただきたい。そういうことで、今がチャンスです。何年の完成を目標に行動を起こされるか、お尋ねいたします。

○土木部長（原田文章君） はじめに、地域優良賃貸住宅制度について簡単に説明します。地域優良賃貸住宅制度とは、主に民間の事業者が、子育て世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する、居住環境の良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の助成等を行う制度でございます。

住宅の建築費用は、松橋大野復興住宅を参考に見ますと、3階建、27戸で約8億円の建設費でしたので、10階建で100戸を仮定して30億円程度の事業費となります。

また、現地は、都市計画区域内の用途地域外ですので、高さ制限はありませんが、容積率と建ぺい率に制限があり、容積率は、敷地面積に対する延床面積の割合で200%以下、建ぺい率は、同じく敷地面積に対する建物面積の割合で70%以下と決められています。また、建設用地として、100戸に2台分の駐車場や緑地等を含めると、1万平方メートル（100メートル×100メートル）程度の確保が必要となります。

入居に際しての収入基準は、所得月額が48万7,000円以下の方が入居できます。家賃の助成については、要件が異なりまして所得月額が21万4,000円以下の方が対象で、限度額は月当たり4万円となり、子育て世代の助成期間は6年間以内です。

○企画部長（中村誠一君） 御質問の2点目の駅周辺整備についてお答えいたします。

松橋駅周辺整備につきましては、今定例会に提案しております補正予算に、松橋駅周辺複合施設民間資金等活用事業可能性調査業務委託を計上しています。これは、松橋駅前に、福祉・子育て支援やコミュニティなどの公共施設と商業施設、それから多世代型住宅として、地域優良賃貸住宅などの子育て世代向け住宅を一体化した複合拠点施設を、民間資金を活用したPPP/PFI方式により整備する手法についての可能性調査を行うというものです。

調査にあたっては、民間事業者が独立採算で参入してもらえるような魅力的なビジネスモデル、例えばサクラマチクマモトのような住宅と商業施設、交通機関が一体となった施設を検討し、独立採算が難しいという場合には、サービス購入型ということで、例えば市役所が借り上げて若い世代に貸し出すような、地域特性や住民ニーズに対応した効果的な機能・サービスなどについて検証してまいります。

この調査事業につきましては、全額内閣府の国庫補助で行うというものであります。プロポーザル方式による委託により、今年度中の調査終了を見込んでおります。この調査の結果を受けて、議員の御質問にある人口減少問題に対応するため、若年世代の流出抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

一方、小川駅につきましては、駅西口に新たな改札口の整備と、駅西口へのアクセス道路や駅前広場の整備を優先して事業を進めているところであります。令和3年度中の供用開始を見込んでおります。

これらの取組により、小川駅西側の利便性が大きく向上し、新たな住宅地の開発、商業施設などの民間投資を促し、ひいては駅周辺の交流人口や定住人口の増加につながっていくものと期待をしております。

○新志会代表（岡本泰章君） ただいまのビジネスモデル、例えば熊本市のサクラマチ、こういう建物を造って、複合的なものを造ってやっていきたいというような、国からの補助金で調査をやるということですが、私の言っている地域優良賃貸住宅、これはただ、若い者または高齢者が住宅として使うだけでございますので、今企画部長が話されましたこれが、是非実現するように頑張りたいと思います。民間でできない場合には、宇城市でも1つの目玉商品として人口対策、若い者の流出を止める。と申しますのは、後でもまた出てきますが、非常に地理的にも利便性の良い宇城市でございますが、ここらあたり何としても頑張りたい。

そういうところで再質問に入りますが、1つ市長にお聞きしたいと思いますが、本市合併時の平成17年人口が6万3,089人、10年後の平成27年には5万9,756人、10年間で3,333人の減少。人口減少は全国的な問題であります。一番私が問題にしているのは、本市のこの10年間の統計によりますと、生産年齢15歳から64歳までの人口が2.6%減少し、しかも高齢人口65歳以上は逆に2.9%増えております。確実にこの住みよい宇城市において、熊本県の中央にしながら高齢化が進行しております。まさに危惧するところでございます。と申しますのは、何度も申しますが本市は熊本県の中央に位置し、地理的にも恵まれたJRで政令都市熊本市へ20分、熊本県第2の都市八代市へ20分、このように交通しかも道路網にも恵まれました本市において、ただいま申しました10年間の統計

が示していますように、生産年齢若年層の流出が多く、逆に65歳以上の高齢者が増えています。何としてもこの高齢化にブレーキをかけたい。若い方々が定着し、元気が出てくるまちづくりのために、さらには、宇城市は教育のまちづくりに取り組んでおります。この本市において、若い方々が定着する策として、駅周辺での新婚、子育て中の若年世代を中心とした地域優良賃貸住宅、いわゆる若い方々がシンボルタワー的存在の高層賃貸マンションの建設に、市長、喫緊の課題です。英断を願うところであります。

○市長（守田憲史君） 駅周辺整備につきましては、今後の市の発展に関わる交通結節点という重要な役割のほか、宇城市の将来を担う若者の定住対策という点でも、駅周辺の有効活用は、市の将来の活性化のためには、必要不可欠な要素になると考えます。宇城市にとってJR鹿児島本線、三角線の重要性は、岡本議員の御指摘のとおりでございます。

その駅周辺の有効活用施策の1つである、若者の定住につながる高層賃貸マンションの駅周辺への建設につきましては、数十億円規模の事業費が見込まれます。昨年4月に作成・公表した宇城市復興グランドデザインの中で、将来こうなったらいいなという松橋駅周辺の複合施設のイメージ構想を示しています。

その構想が実現できますよう、今後、国県等の動向や市の財政の状況を注視するとともに、PPP/PFI事業のような民間事業者を主体とした事業の可能性も国の調査も含めて今やりますので、その可能性を模索しながら、少子高齢化に対応した若者が住みたくなるようなまちづくりに取り組んでまいります。

○新志会代表（岡本泰章君） 魅力的な都市生活圏の形成と、人口減少社会に対応した若い方々が住みつく持続可能なまちづくりの1つとして、駅周辺での地域優良賃貸住宅化、あるいは、ただいま話されました、市長も企画部長も話されました多世代型居住住宅、いずれにしてもこの複合的な建設化、それから私が提案している地域優良賃貸住宅化、これよりも複合が非常によろしゅうございますから精いっぱい頑張ってくださいように、この件強く1つ検討を要請しまして、私の新志会の代表質問とさせていただきます。終わります。

○議長（石川洋一君） これで、会派新志会の代表質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、会派うき未来21、中山弘幸君の発言を許します。

○うき未来21代表（中山弘幸君） うき未来21の中山です。今回は、新型コロナウイルス感染症対策について、5点について質問をいたします。

1点目、小中学校における授業日数等の確保についてお尋ねをいたします。本年3月2日、突然、安倍総理から全国一律の休校要請の号令が出されました。これに対して、教育現場や働く親に大きな衝撃を与えました。抑止効果を期待する専門家もいた一方、感染者の少ない地域も対象にしたことには批判があったようです。休校が全て無駄だったとは思わないが、学校生活の大切な時間を奪ってまで、全国一律に実施する必要があったのかという批判もあります。

宇城市でも6月1日から学校が再開され、子どもたちの明るい声と笑顔が戻ってきたことは、本当に喜ばしいことであります。教育現場における問題課題はたくさんあると思いますが、教育問題はほかの議員からも通告がっておりますので、今回は教育授業日数等の確保についてのみ質問して、どのような方針で臨まれるのかをお尋ねをいたします。また、学校は授業だけではなく、様々な行事などから成り立っておりますので、その点も併せてお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） まず、御質問にありました授業日数の確保についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止による学校の臨時休業、議員お話されましたとおり、本市では3月3日から5月31日まで休業を実施いたしました。この期間には、登校日を設けまして、それぞれの生活状況や家庭学習等の指導を行っております。

5月20日からは、6月1日から通常日課に向けてのその準備としまして、心慣らしそして体慣らしを目的に、分散登校や在校時間の短縮を行いながら授業を実施しております。教育委員会としましては、子どもたちの学習に著しい遅れが生じることがないように、夏休みの期間を8月5日から8月18日までの14日間に短縮することとしております。

また、学校行事につきましては、行事等の工夫や精選によりまして、授業時間の確保に向けて取り組むこととしておりまして、家庭訪問や授業参観の見送りなど、必要不可欠な行事以外は延期若しくは中止としているところです。

重要行事として扱っております運動会、体育大会につきましては、9月から10月にかけて、内容を精査した上で実施の方向です。修学旅行も実施する方向で検討をしております。

行事等を開催するにあたっては、感染拡大防止のための措置を十分に取しながら、参加人数の抑制や、行事全体の時間短縮等の開催方法の工夫を講じるなどして、学

校及び保護者等と連携しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

なお、全国的には、土曜日授業を実施する自治体もありますが、本市におきましては、新型コロナウイルス感染症の第2波や災害が起きない限りは、2学期制の利点を活かしまして、夏休みの短縮や行事の精選等により、授業時間は確保できると想定しているところです。また、授業時間を確保するにあたっては、その充実のため、教職員の十分な休息を重要視しておりますので、土曜日授業は実施しないことで今進めているところです。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 理解できました。これからも問題課題がたくさん出てくるとは思いますけども、子どもたちの心のケアも含めまして、万全の体制で取り組まれるように期待とお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

2番目の避難所における3密対策についてお尋ねをいたします。今回の新型コロナウイルスが世界的に蔓延したことにより、これまでになかった全く新しいソーシャルディスタンスという概念が生まれました。そこで、この災害列島日本においては、災害避難所における3密対策は、最大の課題になってくると考えられます。宇城市においては、防災拠点センターが整備され、まもなくオープンするところもあるようですが、人と人との距離を2m空けなければならないとなれば、現在の避難所の収容人数が、また新しい防災拠点センターの収容人数が限られてくるのではないかと予想をされます。その比較とその対策を、どのように考えておられるのか答弁を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 昨年のお話ですけど、本市においては、台風や大雨による河川の氾濫や土砂災害等に備えまして、避難所を5回開設しております。多いときで300人近くの市民が避難所を利用されております。

気象台から土砂災害警戒情報が発表されると危険度のリスクが高まります。市が発令する避難情報も避難準備から避難勧告、避難指示へと警戒レベルが高くなり、避難所の開設箇所を増やし避難者を受け入れています。

新型コロナウイルス感染が危惧される中では、避難者が密接・密集しないように、十分なスペースを確保する必要があります。気象の程度次第では、多くの避難場所を確保する必要があります。

これまで、気象台が発表する大雨警報などの警報レベルでは、市が状況に応じて警戒レベル3として、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難所を各町1か所ずつ開設してはいましたが、感染が危惧される今日は、これを各町2か所に増設しまして、さらに警戒レベル4では、避難勧告、避難指示の場合は、避難状況を見極めながら各町2から3か所を開設していきたいと考えております。

また、これまでには和室に集中していた避難者を、今後は会議室等を開放しまして、

各部屋に利用数の制限を設けまして、分散避難を行ってまいりたいと考えております。会議室等を利用の場合は、床がフローリング等になりますが、市民の皆様の御理解と御協力をお願いしたいところでございます。

それと収容者数ですが、一時避難の場合、一人当たりの占有面積を2平方メートルと考えております。感染リスクを軽減するためには、通路等を除きまして4平方メートルを目安として考えているところでございます。

そこで防災拠点センターを例で見えますと、一時（短期）避難の場合、6か所合わせて約2,000人の収容が可能ですがございますが、感染症防止対策を講じた場合ですと、収容者は約400人に減少するということになります。また、市全域だと、指定避難所37か所に約12,000人の収容が可能です、感染症対策を講じた場合だと約2,400人になるということでございます。

過去の災害時の避難所で、ノロウイルスやインフルエンザ等が流行したこともあると聞き及んでおります。避難所での密度を下げるためにも、ハザードマップで御自身の御家庭の状況の安全性を確認の上、自宅または親戚や知人宅への避難や、車中泊等につきましても検討いただければと考えております。

最後になりますが、避難という言葉がございます。これは、難を避けるということでございますので、安全な場所ですね、土砂災害警戒警報がかかっている、土砂災害警戒区域でない方は、そこは安全な場所ということでございますので、そういう方まで避難所に行く必要はございませんので、こういう点を御留意しながら、避難をお願いしたいと考えております。

〇うき未来21代表（中山弘幸君） 議長のお許しを頂きまして、資料をお配りしておりますが、ちょっと訂正をお願いしたいのですけれども、三角の部分で、三角センターのところを書いておりましたが、これは防災センターを例にとってしておりますので、三角の防災センターのところは58人となっておりますが、これは通常は290人ということで、三角が通常は290人のところが58人、不知火が通常は225人のところが45人、松橋東が通常が460人が92人、松橋西が通常が265人が53人、小川が通常が485人のところが97人、豊野が通常が225人のところが51人と。これをざっくり計算しますと通常が2,000人のところが400人ということになります。せっかく防災拠点センターができましたけれども、今回の新型コロナウイルス感染症対策で、かなりの人数が制限されることになるわけですので、そこで、ストレートにお尋ねしますけれども、宇城市では防災拠点センターの整備に伴い、解体が予定されている施設や廃止が予定されている施設があります。この計画を一部変更し、避難所として活用することは最善の方法ではないかというふうに考えております。

もう1枚議長のお許しを頂きまして、地元紙の記事のコピーを配布しておりますけれども、国が新型コロナウイルス感染症対策として、災害避難所の増強に財政支援をするとの報道がなされておりますが、この点を含めまして、既存の施設を改修して、避難所として使うような計画は考えていないかどうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今ある避難所も、もう1回開けてよというざっくり言ったらそんな話だと思いますけど、一昨年度、宇城市と松橋高校と小川工業高校との御協力によりまして、避難所等の利用に関する協定というものを結んでおります。また松橋支援学校、松橋東支援学校及び松橋西支援学校とは、福祉避難所等の利用に関する協定も締結しております。さらに、昨年12月には、イオンモール株式会社とイオンモール宇城の駐車場の一部を地震時に緊急避難場所として避難者に提供する協定を締結しておりまして、もし大規模災害等が発生した場合は、これらの避難所や避難場所としても活用していきたいと思っております。

中山議員が新聞でこれらを言われたので、私もちょっと御紹介したいというのがございます。6月9日付けの朝日新聞でこういう記事が載っております。町民9,800人、避難ゼロ。これは熊本県美里町のことです。5月16日に美里町は、この日の午前9時、高齢者や障がい者らに避難時間を要する人たち向けに避難を呼び掛ける避難準備・高齢者等避難開始の情報を全町民約9,800人に出した。ところが、計4か所の避難所に避難した町民はゼロだった、ということが載っております。この担当者のお話では、新型コロナ感染対策を進めていただいたが、感染症への懸念も影響したかもしれないということございまして、考えるに、やはり新しい生活というのがもう既に始まっております。避難者の方が、今まで避難所に来られた方が、やはり御自宅で安全な場所を求めて、人と触れ合わないで避難するということが十分考えられます。まだ、全くうちの方も避難所を開設しておりませんので、そういうところがどうなるかというのは分かりませんが、今年1年でそういうところを検証しながら、先ほど中山議員から御提案があったところにつきましては、そういう状況も踏まえながら、やはり新しい生活というのを基点に置いた避難というものを、我々もしっかりと市民の皆様提案して行って、より避難が必要な方には避難してください、そうじゃない安全なところにおられる方は、是非御自宅に居ていただきたいということを訴えていきたいと思っております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） まさに、今言われましたけれども、全く新しい概念で、新しい生活スタイルが求められていくわけがございますので、これまでの延長線上ではなく、柔軟な発想が求められていると私は思います。それと、学校の件もあります、できるだけ学校は使わないで済むようにすべきだと私は考えます。それと、美里町で避難がなかったと言われますが、これからはどのような災害が規

模で起こるか想定できませんし、やはりコロナウイルスを警戒されますので、より対策が求められますので、より密にならない対策として、避難所の増設、増強は必要ではないかと思っておりますので、これで市長のお考えをお聞きできればと思いますけども。

○市長（守田憲史君） 三角センターのことをおっしゃっているのかもしれませんが、あそこはアスベストでこれ以上使うことはできません。今後、コロナうんぬんに關しまして、59,000人全員にその4平方メートルを整備することは早急にもできませんし、非現実的だと思います。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 三角センターもそうですが、三角の保健センターでありますとか豊野の公民館でありますとか、その点は、是非検討に値すると私は思いますので、よろしく願い申し上げまして、次の質問に移ります。

3番目の宇城市における検査・医療体制について質問をいたします。これからはwithコロナと言われておりまして、誰が、いつ、どこで感染するか分からない社会が当たり前になると考えられます。そのような中で、市民が安心して暮らすためには、もし感染が疑われたときには、速やかな検査ができて、感染していたときには、万全な医療が受けられるという担保が必要になってくると考えます。そこで、この宇城市としましては、その点はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 熊本県内で感染者が確認された場合は、独自の保健所を有する熊本市以外は、熊本県が対応することとなっております。住民の方が発熱等で検査を希望される場合は、保健所またはかかりつけの医療機関へ連絡し、県のマニュアルに基づいて指示を受けることとなっております。

県内の医療体制につきましては、厚生労働省のホームページ5月27日時点での感染症患者の入院患者受入確保病床数は、県内で378床、宿泊施設受入可能室数は1,366室、PCR検査一日当たりの受入可能件数は140件となっております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 熊本市以外は、県の保健所の管轄ということは理解できます。しかし、これまでの全国の例を見ても、発症してもなかなかPCR検査が受けられずに、重病化して亡くなられた方もおられます。幸い熊本県は今のところ感染が抑えられておりますけれども、いつ第2波が来るかも分かりません。その時に備えて、宇城市としましても、万全の体制を整備する必要があると考えておりますけれども、その点はいかがですか。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど答弁いたしましたとおり、熊本市以外は、県の方で今後の対策をとるというふうなことになっておりますけれども、県の方と連携を取りながら、市としてもしっかりと考えていきたいと思っております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 次に移ります。4番の地方創生臨時交付金についてお尋ねをいたします。

現在、宇城市の独自の支援策としまして、事業主に10万円を支援する事業がありますけれども、この現在の利用状況と、あと今回はプレミアム付商品券についてお尋ねをいたします。先日質問がありましたけれども、この商品券事業の事業目的、それと対象業種、先日の説明会では医療関係・福祉施設等は、法律で対象外ということでありましたが、それは間違いないか。それはどの法律かということ。次に、新型コロナウイルスで一番影響を受けている業種はどこと理解しているか。また、この事業における消費者の消費動向はどのように予測をしているか。それと、この財源ですね。以上5点と、さっきの利用状況について答弁をお願いします。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、利用状況についてお答えします。

市の支援策としましては、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、第1弾として中小企業向け特別融資利子補給、第2弾として事業持続化対策特別支援金を創設し、早急な支援を行っております。

その利用状況としまして、まず、中小企業向け特別融資利子補給の対象となる融資の保証制度について、6月9日現在で258件の証明申請がっております。また、事業持続化対策特別支援金の申請者数は222件となっており、そのうち160件が支給済みとなっております。

次に、プレミアム付商品券についてお答えします。市の支援策で、緊急経済対策といたしましては、先ほど申し上げた中小企業向け特別融資利子補給と事業持続化対策特別支援金を創設しております。また今後は、プレミアム付商品券の発行を進めています。

これは、全市民を対象に2万円分の商品券を1万円で交付するもので、市内の事業所で使用することにより、約12億円の経済効果を目指しています。現在、取扱店を募集しており、不動産やたばこ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務、国税、地方税や使用料などの公租公課を除いて、あらゆる業種で使用できるように進めております。市では、特に早くから影響が大きかった飲食店や、農産物の販売促進につながる直売所などでの使用を期待しております。プレミアム率100%と使用者への還元も大きくしており、低迷した市内の消費活動を喚起し、経済の活性化を図ります。

先ほど議員お尋ねの法なんですけれども、まず市税等の納税については、地方自治法により、現金または小切手等の納付を義務付けられております。公的医療保険等の自己負担分については、平成26年度のプレミアム付商品券の際に、消費喚起、

事業目的としたことから、適当でないとの国の指針が出されております。そのような条件のもと、今回もそれについては外しております。

○企画部長（中村誠一君） それでは、市の事業の財源についてということで、プレミアム付商品券の財源ということで、臨時交付金あたりが財源に使えるのかということでの確認かと思うんですけれども、それにつきましては、国の第2次補正予算に計上されました2兆円の地方創生臨時交付金につきましては、まだ制度の要綱が示されておられません。そういったことで、本市への配分額とか、対象事業の範囲はまだ不明となっております。

第2次補正予算の成立後、明日に成立するかと思うんですけれども、速やかに自治体ごとの配分額が公表されまして、事業実施計画の提出が求められる予定ということになっております。国の動きを注視しながら、それから情報収集に努めながら、事業実施計画の策定作業を進めていきたいということで考えております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 財源につきましては、先日新聞等にも出ておりましたけれども、追加の2兆円ですね。その事業内訳を見ましたところ、余りプレミアム付商品券に該当するようところがなかったような気がしました。今回の宇城市のプレミアム付商品券事業は、プレミアム率が100%という破格の企画で、全国どこもやっていないすばらしい企画であると思います。また、消費者にとっては、とてもありがたい事業だと思います。ただ、消費の喚起、経済復活の起爆剤としては、少し効果に疑問が残ります。

対象業種について確認しますけれども、答弁では、平成26年当時の指針を準用したという趣旨の答弁がありました。実は、私はそこを党の国会議員を介しまして、内閣府の地方創生課と厚労省の医政局にお尋ねをしていただきましたところ、そのような規定はないというような話でありました。確かに、平成26年の経済対策では、そのような制約があったということでございますけれども、前回からはそのような制約はないということでありました。今回もしかしたら、国の臨時交付金が使えなければ、自主財源になる可能性もあるわけありますので、私は、飲食業と同様に影響が大きかった医療関係や福祉関係も対象に入れるべきではないかと、もし、法的にそういう制約がなければと思います。またその場合には、高齢者や子どもの医療費は、1,000円未満の場合がありますので、500円券も考える必要があるのでないかと考えておりますけれども、その点併せてお尋ねいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） 今回のプレミアム付商品券事業については、事業所だけでなく、新型コロナで影響を受けた全市民を対象に実施している事業であります。市民一丸となった取組により、経済復興を考えております。100%のプレミアム率は、市民への還元であり、大変喜ばれることだと期待しております。併せて消費拡

大につながるのだと考えております。

○うき未来21代表(中山弘幸君) ちょっと議長にお願いしたいんですが、今の法的なこと、これを是非1回確認していただいて、この議会中に報告をお願いしたいと思いますが、議長、そこをお願いできませんか。

○議長(石川洋一君) 法的。

○うき未来21代表(中山弘幸君) 法的に医療とか福祉は使えないとおっしゃいますので、それは本当にそうなのか。それをもう1回確認していただいて、報告をお願いしたいと思います。

○議長(石川洋一君) 大丈夫ですか、総務部長。

○総務部長(成松英隆君) 中山議員が今おっしゃられたことはですね、議場外のお話じゃなかったかと私は考えているんですけど、間違いございませんよね。

○うき未来21代表(中山弘幸君) 議場外。

○総務部長(成松英隆君) はい。議会とは関係なく、お話をしたときでございますので。

○うき未来21代表(中山弘幸君) いや、答弁の回数がありますので、すみません。

○議長(石川洋一君) 今とめていますよ。中山弘幸君。

○うき未来21代表(中山弘幸君) いいですよ、意味が分からなかったです、すみません。総務部長の言われた意味が理解。

○総務部長(成松英隆君) 先般、議員と懇談する中において、その法律要件うんぬんというお話が出たということをおし上げておきまして、それを基に、中山議員はということでございましたので、ですから、はい。先ほどの分は、先ほどの部分として、ちゃんとしっかり答弁されたと私は考えておりますけど。

○うき未来21代表(中山弘幸君) いや、ですからですね、今さっき答弁がありましたので、それに関して私がちょっとお尋ねしたところ、そんなことはないということでしたので、もう1回それを確認されて報告してくださいということを行っているんです。今部長は、平成26年当時のを準用されたと言われていましたので、当時はそれはありましたと。でも今回は、そういう規定はないですよという、確認したらそういう話がありましたものですから、今回の件について、本当に医療関係とか福祉は、対象としたらいけないのかということを確認してもらえませんか、本当に。

○市長(守田憲史君) 税金に関しましては、現金若しくは小切手で支払うこと、これが地方自治法の法律でございます。そして平成26年度の国のプレミアム付商品券の中で、市民の方が病気にかかって病院で払う医療費若しくは介護保険の支払い、

それについては適正ではないという指導がっております。ですから、地方自治法のその現金若しくは小切手、その条文を準用していると考えております。最近、そういう流れもあるそうでございますが、宇城市は、今回のプレミアム付商品券の発行につきましては、その予定はありません。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 今回そういう規定はないかもしれないけれども、宇城市としては、医療関係や福祉は対象とする予定はないということですね。それで理解しました。私は、そこは別に、市民の利便性とか公平性を考えたときに、私はそれは入れるべきではないかというふうに思います。

それで、これは私の意見でありまして、答弁は求めませんが、今回のプレミアム付商品券事業は、消費喚起、経済効果には若干効果が薄いんじゃないかと私は考えております。なぜかと申しますと、今回のコロナウイルスでは、一部を除いてほとんどの人が影響を受けております。それで、なかなか余分なお金は使わないのではないかと考えられます。しかもほとんどは、食料品や日用品の方に使われるんじゃないかと考えます。例えば、5人家族で10万円使えるとしても、それを数か月間に分けて食料品や日用品に使うならば、宇城市の事業所という縛りがあっても、実質的な経済効果は薄いのではないかと思います。

そこで、ちょっと抜けておりましたね、まだ時間がありますね。1件だけ事例を紹介します。宮崎県の日向市の商工会議所では、すばらしい企画のプレミアム商品券の企画をされております。これは、飲食業を応援するという意味で、寄附金付きのですね。1万円の商品券を消費者が1万2,000円で購入して、換金の時にその2,000円分を上乗せして事業者に払うという制度で、これは直接電話して聞きましたところ、会頭のアイデアでということで、販売はこれからということでございますけれども、すばらしい企画だと私は思いました。ただ、市民に寄附をお願いするのは、なかなかこれは難しいと思います。そこで、例えば、宇城市の場合、1万円で2万円買えますけれども、これを例えば、1万7,000円とか1万8,000円に抑えてその残りの2,000円、3,000円を換金の時に事業者を上乗せして払うと。それは、私は市民の理解は得られるのではないかと思います。ただし、今回はスーパーと大手は、逆に特需があったといわれておりますので、この上乗せに関しましては、大手チェーンは御遠慮いただくと。これは、こういうことをすれば最終的な経済の効果は変わらずに、全ての市内の事業者を少しでも救済することができるのではないかと考えております。ただ、これはあくまでも1つの例でありまして、宇城市でも工夫次第では、効果的なやり方があるのではないかというふうに考えておりますので、その点を含めて御検討をいただければと思っております。またこの件は、委員会でも追加提案があるそうでございますので、委員会でまた議論

させていただきたいと思います。

最後の質問に移ります。アベノマスクの有効活用について質問をいたします。当初466億円と言われました事業費が、最終的には260億円になったとも言われております、いわゆるアベノマスク。もううちでも、かなり届いたという話も聞いておりますけれども、残念ながら、我が家にはまだ届いておりません。今回使用しましたマスクは、先行して学校で配られました子どものをちょっと借りてきたわけでございますけれども。今、学校の役員の関係で学校によく行きますけれども、誰もアベノマスクは着けておりませんし、テレビでも結構子どもの映像は流れますけれども、アベノマスクを着けている子はほとんど見ません。また、現在では市場にもマスクはかなり出回っており、また手作りマスクも普及をしております。おそらくこれからは一般の人は手作りマスクが主流になって、また使い捨てマスクも洗って使ったり、消毒液を使ったりして大切に使うようになってくるんじゃないかと思えます。そのような中で、なかなかアベノマスクの出番はないのではないかと感じております。そこで、使われずに無駄になるよりは、行政や地域で回収し、必要などころに効果的に使えるようにすればいいと考えておりますが、先ほど聞きましたら、既に宇城市は実行しておられるようですが、その点の説明も含めて答弁をお願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 宇城市内のマスクの配布状況につきましては、郵便局に確認をしておりますが、先週の金曜日6月5日から今日までの間に、配達を終了予定であるとのことをお聞きしております。

次に、マスクの有効活用につきましては、本市としましては、今後の流行に備えて各御家庭で保有しておかれることをお勧めしております。しかしながら、届いたマスクが御家庭にとって不要であれば、身近で必要とされている御家庭にお譲りいただくなどの方法も考えられます。また、市民の方よりマスクの有効活用についての提案等もあっておりますので、現在、本庁及び各支所の正面玄関入口付近に、回収ボックスを設置し対応しているところです。

なお、回収した後は、マスク不足に悩んでおられる高齢者施設や障害者施設などの事業所等への配布を考えているところでございます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） これで、うき未来21の質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、会派うき未来21の代表質問を終わります。

-----○-----

日程第2 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日12日金曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、明日12日は休会することに決定しました。

ここでお諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後0時15分

第 3 号

6月15日 (月)

令和2年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和2年6月15日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀 代 美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西 岡 澄 浩 君 書記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
企 画 部 長 中 村 誠 一 君	市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君	経 済 部 長 稼 隆 弘 君
土 木 部 長 原 田 文 章 君	教 育 部 長 吉 田 勝 広 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	天 川 竜 治 君
市民環境部次長	浦 田 敬 介 君	健康福祉部次長	岩 井 智 君
経済部次長	黒 崎 達 也 君	土木部次長	梅 本 正 直 君
上下水道局長	大 塚 和 博 君	教育部次長	豊 住 章 君
市民病院事務長	坂 井 明 人 君	財政課長	木見田 洋 一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、15番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15番（渡邊裕生君） 皆さんおはようございます。うき未来21の渡邊です。

昨今のコロナウイルス感染症の影響で、この地域でも経済的ダメージを受けた方がたくさんいらっしゃると思います。心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復を願っております。

それでは質問に入ります。介護保険制度については幾度となく質問をさせていただきました。第7期、平成30年度から令和2年度の推移を見たときに、第6期の最終年度に第7期の計画を立てます。どれくらい費用が掛かるか、どれくらい要介護認定者が増えるかを予測して支出額を決め、それを基に介護保険料を第1号被保険者、65歳以上の人たちから年金で天引きというふうになっておりますが、その方たちからいくら集めたらいいかを決めます。介護給付費の計画値は、第7期の計画書に出され、介護給付にいくらかかるかという金額です。平成30年度から、右肩上がりに増えています。これは、介護認定者数の増加を見越しているからです。予算値は、当初予算に出てきた金額です。平成30年度は計画値とほぼ同じでしたが、実際にかかった金額はかなり低くて、余ったお金は介護給付費準備基金に積み立てられました。要介護認定者数は65歳以上で、計画では、平成30年度に2,960人に対して、実際は2,826人。令和元年度は3,145人に対して2,886人という現実があります。令和元年度は、前年度が計画値より下回ったため、予算を減額修正して計上しました。この時点で、宇城市の計画にかい離があったと認めたようなものです。減額修正したにもかかわらず、令和元年度も予算を下回ってしまいましたので、余ったお金を資金に積み立てました。約6億5,000万円になろうという状況です。

さあ、それでは、最終年度の令和2年度はどうなると思われますか。この流れからいけば、今年度も下回って、基金がさらに増えると予想されます。おそらくは8億円ぐらいになるのではないかと考えています。今、第8期の計画を策定中です。この基金をどう使うのでしょうか。国からの指示は、積み立てられた準備基金は、計画期間の最終年度に残高がある場合は、次期保険料を見込むにあたり準備基金を取り崩すことを基本的な考え方としています。いかなる方法でこの基金を使うのかを

今回の質問の課題としたいと思います。

それでは、まず第1の質問です。第7期介護保険事業計画における要介護認定者数の実数値の推移についてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議長のお許しを得て、別紙資料を配布しておりますので、資料を基に答弁いたします。この横書きの方になります。

第7期宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における要介護認定者数について、第1号被保険者で平成30年度の計画値2,960人に対し、実績値が2,826人でありました。令和元年度の計画値3,145人に対して、2,886人の実績値です。また、令和2年度の計画値は3,337人ですが、直近の認定者数は2,901人でありました。

計画では、毎年200人ほどの増加傾向を見込んでいますが、実績としては、微増の状態推移しております。

このことの要因として、介護給付適正化事業による効果及び介護予防事業の効果により、重症化が延伸されているものと推察しております。

○15番（渡邊裕生君） ただいまお答えをいただきました。令和2年度の直近の認定者数は2,901人ということで、昨年の2,886人から基本的には15人しか増えていない。平成30年度から令和元年については、60人増えているんですけども、今年は15人しか増えていないというこの流れを見て、部長は、適正化事業の効果と重症化予防の効果ということでおっしゃいましたので、ある意味とてもこれは素晴らしいことだと。宇城市の取組が数字として出てきていると、私は良い方に受け止めています。これからも頑張ってもらいたいと思うんですが、それでは、この2,901人という数字を今お答えになりましたけれども、令和2年度の当初予算の編成にあたり、この予算の根拠となる認定者数は、何人で判断をされて令和2年度の予算編成をされたのか、そこをちょっとお聞かせください。

○健康福祉部長（那須聡英君） 予算編成については、令和2年度の計画値3,337人で予算を編成しております。

○15番（渡邊裕生君） それでは、今のお答えをしっかりと覚えておいて、第2問なんですが、第7期計画における保険給付費の推移と計画値の乖離についてということで、令和2年度の当初予算は、前年度よりも2億円増というふうになっています。昨年が約64億7,000万円、今年は66億7,400万円ということで、約2億円の増ということで、これは予算ですから、この数字はもう間違いのないことです。去年の10月から消費税導入により、消費税分が増額されるということになっておりましたので、10月以降の分が、当然令和元年度の予算には入っている。今年の当初予算には、1年分の消費税分が当然ここには入ってきている。というこ

とで、とりあえず、消費税分の実質的な増額分というのは、どれくらいだったんでしょう。要するに予算上は2億円の増です。半年分の消費税分がこの中に含まれているわけですね。では、消費税分はいくらだったんですかという質問です。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、第7期の介護保険事業計画における保険給付費の推移と計画値の乖離ということで、そちらの方から先にお答えいたします。

第7期計画における平成30年度の標準給付費の計画値は、約63億8,900万円で、実績値は約58億9,800万円でございまして、約4億9,100万円の乖離がございます。

また、令和元年度の計画値は約66億2,700万円で、実績見込み値は62億2,500万円でございまして、約4億200万円の乖離がございます。令和2年度の計画値は、約68億2,000万円と算定しております。

ただいま申し上げましたとおり、平成30年度の決算額及び令和元年度の決算見込額と計画値の数値に乖離があることは把握しておりまして、第7期計画策定の際の標準給付費の見込額が大きかったことは認識をしているところです。

令和2年度における情勢については、消費税増税に伴う令和元年10月からの介護報酬改定や宇城管内における介護医療院の新設等により、標準給付費は増加すると見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあると推測され、その増加幅の予測は困難な状況です。

配布しております資料の数値のとおり、令和2年度の標準給付費予算額は、令和元年度より約2億円増となっております。これは先述のとおり、消費税増税に伴う介護報酬改定や宇城管内における介護医療院の新設等を見込んだものです。なお、2%の消費税増税分の計算は非常に難しいのですが、第7期計画策定時に令和2年度の増税分の影響額を約1億4,900万円と見込んでおります。

○15番（渡邊裕生君） 今お答えいただきました、増額分を1億4,900万円と見込んでいると。2億円に、増額分からすると、約1億円分がその増加分の金額というふうを受け止められるんですけども、先ほど予算編成の時の数値は、3,337人で見積もったとお答えなんですけども、果たしてこの増額分で賄いきれたのかどうかというのが、非常に私は疑問になるころではあります。令和元年から令和2年の計画値でいきますと、約200人ぐらいの増になっております。実際は先ほどお答えになりましたように15人の増なんです。計画値は200人の増なんです。それで2億円が増で、そのうちの1億4,900万円が消費税分ということは、人の増加分にほとんどそれはあたらなないんじゃないかというふうに思われるんですけども、その予算編成の先ほどの答弁で、本当にそれで大丈夫なのかなという気がするんですけども、そこを今細かく数字で出してくださいと言っても、それは何

かこう、うやむやになってしまうような感じで考えられますので、一応ここは指摘だけして。

○市長（守田憲史君） すみません、ちょっと。

○15番（渡邊裕生君） 今まだ私しゃべっているんですけど、市長がそうやって途中で口を挟まれるということは、議長、これ。じゃあ市長お答えくださいと、何を市長にお答えいただければいいのかというのは、今私分らないんですけど。発言は私の質問がきちっと終わってから、できるんだっただうぞ。それは私止めませんけど、今まだしゃべっている途中で、はいとか言われるのは、是非今後慎んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。決して市長、否定しているわけじゃないんですよ。やっぱり質問の在り方という、時間も無いし、すみません、よろしくお願いいたします。

ということで、ここはもう指摘だけで終わりたいと思いますので、部長、どうか今後の運営に関しては、ここはしっかりチェックしていただきたいと思います。では、市長、どうぞ。

○市長（守田憲史君） 渡邊議員のその人数からしての標準給付費その他の御指摘でございますが、今回宇城市では、先ほど部長が申しましたように介護医療院の新設と申しますか、大きな病院の一部が医療から介護に変わりました。それで、今まで五十数人分のベッドが医療保険から支払われていましたが、今回介護医療院で介護保険からの請求があり、こちらは支給するわけでありまして、これだけでも2億5,000万円から3億円相当が余計増えるわけですね。ただ医療は減りますので、宇城市全体では、割と医療から介護ですのでコストは安くなるかと思いますが、これが介護保険財政に移りましたので、これが2億5,000万円から3億円掛かるわけで、これらを宇城市の都合ではなくて、病院の意思でもって変更がなされたわけですので、それにも今後は対応しなければなりません。この今まで基金の積立てが最初1億2,000万円、1億7,800万円、1億5,000万円と、これが蓄積されたわけですが、今後介護保険では、2億5,000万円から3億円が毎年どんどん出ていくんですね。こういう宇城市の都合とか計画にかかわらず、大きな変動があるわけでありまして、そのための基金でもあります。この介護医療院の変更について、もう少し大きな変更であったことを認識していただけないと、この数字の人間がどうのこうのという単位ではない。そういうことを私は申し上げたいわけでありまして、指摘だけで終わると渡邊議員がおっしゃったので、いやいやそれは、今この答弁をしないといけないからと、ちょっと手を挙げただけで、決して渡邊議員の発言を塞いだわけではございません。

○15番（渡邊裕生君） 今の市長のお話は、後で十分8期のときを考えるとところで言

っていただければ、それはそれでしっかりと受け止められる部分だろうというふう
に思いますので、後でお尋ねしようと思っていた分は今お答えになったということ
で、皆さん御理解になっていただければと。

今市長がおっしゃるように、介護医療院のことを考えて予算編成をするんならば、
2億円増じゃあり得ない話ですよ。66億円で済む話かという話なんです。医
療費分がどれくらい、小川の桜十字という名前を言っているのか分かりませんが、
そこが今度開設すると。いつ開設するかは私は知りませんが、そのベッド数は
いくつなんですかと聞いたら、50床と。一人当たり医療費分がどれくらい増える
んですかと聞いたら、約40万円。で、5×4（ごし）の2億円ですよ。だから最
低そこがこの中に乗っかってくるんだったら分かるんです。でも乗っていない、
現実としては。先ほど言ったように2億円の1億4,900万円は消費税分なんで
す。5,000万円から1億円分の余裕しかないのに、介護医療院分の2億円は全
然その中には入っていないというふうに読んでとれるという話なんです。ですよ、
この66億円という数字を見れば。今年の予算ですよ。そのことがこの予算編成の
ときに介護医療院のことがまだ情報として無かったら、それはそれでオッケーです。
だから今ここで、今年の話に介護医療院のことを、先ほど那須部長もおっしゃいま
したけれども、予算の中に組み込めていないものを、今増額分の確かに見通しはた
たないだろうという、ひょっとしたらこの66億円をオーバーする可能性もありま
すよね、決算としては。それは分かりませんが、介護医療院の話は、後でち
よっとさせていただきたいと思います。

3番目に介護給付費準備基金積立金の状況についてなんですが、先ほども少しあ
りました。基金のこれまでの経緯と総額の予測、できましたら簡単をお願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 平成30年度の介護保険特別会計決算時における基金
積立額は、4億7,800万円でございます。令和元年度決算時における積立額
は6億5,000万円ほどになると見込んでおります。

第7期計画の最終年度である令和2年度においては、先述のように介護報酬改定
や介護医療院の新設、新型コロナウイルス感染症の影響等により予測が困難ではあ
りますが、平成30年度と令和元年度ベースで推移すれば、基金の積立額は8億円
ほどになるのではないかと見込みます。

なお、県内各市の基金積立額の状況の聞き取りを行っております。各保険者の地
域の事情や基金の適正な水準の考え方はそれぞれに異なりますが、積立額は本市と
同規模若しくはそれ以上の額であり、本市の介護給付費準備基金額が突出して大き
いということではございません。

○15番（渡邊裕生君） 他市がどうというのは、基本的に私は関係ないと思っていま

す。宇城市の準備基金がいくら積まれたかということが問題であって、それを今後どうしていくかという話が今後大事だろうと。よそがこうだからと宇城市もこうでって、いや、そうじゃなくて。では8期はどうするんですかという話なんですが、とりあえず今答弁で8億円という数字をおっしゃいましたので、非常に私からすれば、第1号被保険者の皆さんが払われたお金が8億円余っていると、単純に言えばそういうことかなというふうに思いますので、皆さんから集めたお金の処分案を、宇城市はどうするんですかというのを、5番目にお伺いしたいと思いますが、その前に、第8期の介護保険事業の計画策定の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 令和3年度から令和5年度までの第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定については、昨年度の介護予防日常生活圏域ニーズ調査（アンケート調査）及び在宅介護実態調査と本年度の計画策定の業務が、連続性・関連性が高いことから、合冊で公募型のプロポーザル方式により総合評価点数が高かった提案業者と委託契約を締結しております。

昨年度は、11月から在宅介護実態調査、1月にアンケート調査を実施し、調査・集計及び分析作業を行っています。

在宅介護実態調査では、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象に、高齢者等の適切な在宅生活の継続と、家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討するために調査を実施しております。

また、アンケート調査では、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、助け合い、健康に関することなどを調査し、日常生活圏域ごとにその傾向を分析して、地域が抱える課題の特定を行ったところです。

この両調査の結果と、庁内福祉施策関係部署への第7期間中の事業聞き取り調査の結果を基に、第8期計画期間中にどのような施策を重点的に行うか委託業者と協議をしながら、素案を作っていきます。

作成した素案については、本年度に4回予定している高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の中で、委員の皆様方から御意見をいただき、協議をしながら策定作業を進めてまいります。

○15番（渡邊裕生君） 実質は今から、要は審議会にどういう形でかけていくかというのが大事なかなというふうに思っています。状況調査と国の見える化システム等でおそらくいろんな数値を出されるだろうと思いますが、できますならば6期から7期での計画の、こういうかい離のないような計画をつくっていただきたいというふうに望みます。

最後の質問になるんですが、この第7期の状況を踏まえて、保険料の改定の考え方と介護給付費準備基金の活用についてということで、私も議長のお許しを頂いて

資料をお配りさせていただきました。この表になっている部分なんです、これはあるよその市の処分案の表なんです。ちょうどやっぱり8億円ぐらいが積まれたようになってます。それを1から6までの処分案として第7期でどう処分するかという計画をいろいろ考えた結果、ここの市では4番というふうになってますが、基本は2番だろうと私は思っています。この上の方に書いてありますように、国からは介護保険制度において計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の余剰分は、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、介護給付費準備基金の適正な水準は、保険者が決定するものでありますが、各保険者においては、上記の考え方に基づき、その適正な取崩しを含め、検討するよう指示がありますというようになっております。だから、この資料で示した市も、これだけの処分案を考えて出された。ですから、8期で今からこの8億円は予測ですけれども、8億円をどう処分するかをきちっと計画を立ててこの審議会に諮り、適正な運用をなされることが一番大事じゃないかなというふうに思いますが、そこら辺の考え方をお答えいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 第8期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関して、現時点の国の社会保障審議会介護保険部会の流れは、第8期計画の開始に合わせて、今後増加・多様化する介護保険サービス需要や現役世代の減少に対応するため、地域包括ケアシステムの推進・深化による地域共生社会の実現に向けた介護保険制度見直しが検討されています。

そこで、本市における第8期計画では、1つ目に、介護予防・健康づくりの推進（健康寿命延伸のための高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）、2つ目に、保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながりの強化、マネジメント機能の強化）、3つ目に、地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応できる介護サービスの提供と整備）、4つ目に、認知症施策の総合的な推進、5つ目に、持続可能な制度維持のための介護現場の革新が大きなテーマになると考えております。

このようなテーマに対応するため、標準給付費と地域支援事業費を考慮の上、必要保険料を算定し、第1号被保険者の負担を少しでも軽減できるよう、保険料の設定を行ってまいります。

しかしながら、第8期計画期間においては、先ほど市長の方からもありましたけれども、介護医療院の新設により医療費が介護給付費に移行するとともに、介護報酬の改定と認知症対応型グループホームの開設、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因を抱えているため、介護給付費の伸びは避けられない状況となります。このため、準備基金の活用等を視野に入れ、計画審議会の中で充分議論してい

ただく予定としているところです。

○15番（渡邊裕生君） 審議会の中で十分議論していただきたい。そのためのデータ・資料を市はやはり審議会に提示して、それを見てもらって議論していただくというのをしっかりしていただきたいなというふうに思います。6期から7期に移るときに質問をしました。部長は、この7期というのは高齢者も増える、消費税も上がるということで、7期の計画の増額分の理由をそういうふうにおっしゃいましたが、現実、今この7期の3年間を見てみると、決してそうではなかったというのが現実なんですね。だから今、私はこれだけ言っているんです。8期を考える時に今のこの7期、今しか言えないんですね。今年の令和2年の決算は来年の9月ですから、それからとかいう話ではないので、今ある程度の予測の基に8期をどうするんですかという話をしっかりと今言っていないと、おそらく6期から7期のような状況になりはしないか。既に7期でこういう実態が明らかにされているわけですから、8期はもっと市民に寄り添った、市民サイドでの考え方、特に1号被保険者の皆さん方のことをしっかりと考えた保険料の徴収を考えていただきたいと思います。とりあえず、介護医療院については、先ほど市長がおっしゃいましたので、先ほど数字も言いました。50床、1人40万円2億円ですか。それをじゃあどうなんだと言ったときに、もう既に美里町ではやられていますから、分かっているんですね、1年分の結果は。だから美里町に行って聞いてみてください。介護医療院できました、どれぐらい上がったんですか、というのは、美里町で十分検証ができるはずですよ。そういうデータを基に8期の議論をやっていただきたい。市長、よろしいですか、その辺。

○市長（守田憲史君） この介護医療院につきまして、ちょっと今年予算に入っている、入っていない、ちょっと私も理解しておりませんで失礼いたしました。しかしながら、7期に策定をするときにこの介護医療院のことは想定できていなかった。その中で2億円以上がまたグループホームも増えていきますので、これを対応しないといけない。だからこそその基金であります。その中で、どんどんたまっていったということではありません。議員皆さんいらっしゃいますので、自分の主張ではございますが、先ほど渡邊議員が評価していただきました社協をはじめ健康福祉部が、やはり努力している点もあって、介護予防である程度の実績が上がっております。または、もう1つは熊本地震がありました。あの年に、皆さんが大変な時に、お年寄りの方にしばらく施設に入ってもらっていただけないだろうかということで、いろいろな大変なところであそこの数値が宇城市は伸びていった。しかしながら、介護保険を算定するときに厚労省の出す係数を使って我々が出すわけで、その厚労省の係数が熊本地震を算定には入れていなかったというところのかい離もあったかと思えます。

確かに今後8億円に関しては、8期においては十分考えなければなりません、宇城市の都合ではなく病院の都合があって、この2億円ということだったらもう全然ですよ。1億何千万円の基金のあれでは間に合わないじゃないですか。平成30年からの1億7,000万円、1億2,000万円ですか。2億円上がる、この不確定事実をも含めて、我々はそれに対応しなければならないというところで、過去の数字で細かくおっしゃってしっかり勉強なさっているのは分かりますが、全体を見たときに我々は8期を、それを当然8億円は想定はいたしますが、今後の不確定なこと、そして先ほど部長が申しましたように、いろいろ今から増加する内容は大変なものがございます。それを全部考えてしなければなりません。だから、8億円をそれはそれでしっかりと含んだ上で、今後考えさせていただきたいと考えます。

○15番（渡邊裕生君） もう1回だけ押さえておきます。まず7期に積まれた基金は、8期で処分しなさいよという国からの指示があるということ、これを忘れてはいけない。だから、先ほど資料を出したように、宇城市もピシッとした処分案を出して、審議会にかけてくださいよという、こういう話なんですよ。先までずっと取っておくとか、そういう話ではなくて、お金がいるんだったらお金がいる根拠をきちんと示して、処分案を出すということが正しいやり方だろうと思いますので、6期から7期に移るときも、基本的に先ほど言いましたけれども、あれでこれで上がりますから、結果7期でこうだったんですから。適正な計画を求めているんです。別に8億円をどうじゃらこうじゃらと言うんじゃないで、ちゃんとしたやり方でちゃんとした計画さえ作ってもらえれば、皆さん納得するんです。ところがこうやって余りにも数字がかい離しすぎると、計画段階での、それおかしかったんじゃないですかという指摘を受けざるを得ないでしょう。そこが問題なんです。だから適正な計画を作ってくださいというふうをお願いをして、終わりたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さんおはようございます。会派公明党の河野正明でございます。議長のお許しを頂きましたので、今回質問事項を提出しておりました3点に

ついて質問させていただきます。すみません、質問の前に訂正したいところがございます。2番の避難所における新型コロナウイルス感染の対応については、先日代表質問で2人の議員の方が質問をされましたので、答弁として同じ内容になるということで、今回は割愛をさせていただきたいと思います。

今回は、1番の公共工事の平準化についてと、新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援策についてと、3番目のGIGAスクール構想についての3点を質問させていただきます。それでは早速質問に入ります。

まず、最初の公共工事の平準化について。地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化についてということで、近年、大規模災害、大規模水害、また大規模な台風と想定を超える自然災害が頻発をしております。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、地域の建設土木事業者の協力が必要不可欠になってまいります。少子高齢化・人口減少社会において、地域の人材確保が年々難しくなっている中で、建設業界の活性化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要であると思います。公共工事の平準化により、地元の労働者、技術者、技能者は年間を通して安定的に仕事ができます。計画的な休日取得なども可能になります。また、事業者の機材の稼働率向上により、重機等の保有も促進をされます。地域の建設事業者の災害への即応能力も向上をいたします。さらに行政にとっても、発注職員等の事務作業が一時期に集中することを回避することができます。

そこで、地域を守る建設土木工事の担い手を育てる公共工事の平準化について、質問させていただきます。1つ目の質問として、債務負担行為の積極的な活用について伺います。2番目の質問といたしまして、公共工事の柔軟な工期の設定について質問いたします。3番目に、公共工事の速やかな繰越手続きについて質問をさせていただきます。

○総務部長（成松英隆君） 小題で3問ございますが、1番と3番は関連がございますので、こちらの方を先に回答させていただいて、引き続き2番の方にいきたいと思っております。

地方公共団体の事業の執行にあたりましては、予算措置が必要でございます。入札手続にも一定の期間を設ける必要があることから、年度当初の発注工事が少なくなり、どうしても工事の施工時期に偏りが生じてしまいがちになります。そのため本市では、年間を通した工事の平準化と早期発注による効果的な執行を図るため、4月及び10月の年2回の発注計画の公表をはじめ、複数年度にわたる工事に対する債務負担行為の活用、速やかな繰越手続きなどに努めてまいりました。平成28年度から平成31年度の4か年における土木工事の発注の平均値は、熊本地震の影響

響もございますが、4月から6月までの第1四半期が16.8%、第2四半期が20.2%、第3四半期が31.9%、第4四半期が31.2%となっております。

発注時期につきましては、工事の担当者において、気候、隣接地域の農業活動、施設利用者等の状況を踏まえた工事完成時期などの条件に応じて発注の時期を考慮しており、地域の実情を鑑み判断しております。しかし、大半の工事が国の補助金や交付金を活用しているため、国の予算あるいは交付決定の時期なども工事発注の時期に影響されていると思われまます。

国も、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法につきまして、令和元年6月に予定価格の適正な設定、災害時の緊急対応の充実強化、計画的な発注、施工の時期の平準化、適正な工期及び適切な設計変更を主な目的として改正されました。

計画的な発注、施工時期の平準化につきましては、発注者は、計画的に発注を行うとともに、繰越明許や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定を行う等の取組を通して、施工の時期の平準化を図るよう各自治体に促してあります。

また、適正な工期及び適正な設計変更については、発注者は公共工事に従事する者の休日、工事の施工に必要な準備期間、天候、やむを得ない事由により工事の施工が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期を設定するよう努めることとされています。

今後も国の考えにあるように、本市の公共工事の発注においても平準化をさらに進めていかなければならないと考えているところでございます。

議長のお許しを得まして、お手元に配布しております資料を御覧ください。こちらの資料は本市で作成しております。著作権の問題は発生しませんので、あらかじめお断り申し上げます。

本市の建設業技術者の年齢構成における実情でございます。下段の55歳以上の割合を見ていただきますと、国の平均が34.8%に対しまして、本市は54.1%と、かなり高齢化が進んでいる状況です。また、注視いただきたいのは、29歳未満の状況です。国の平均が11.1%に対し、本市は1.4%となっており建設業技術者の担い手不足が顕著に表れています。先日、建設業組合の会合の場においても同様の資料を提示しており、担い手の育成や受け入れる環境の整備が急務であることを提案しているところです。

この対策としまして本市では、国県が進めている公共工事における標準工期の改定を踏まえ、今年度から土日を休日とする週休2日制を導入した工期の設定となっております。具体的には900万円超、1,000万円以下の道路改良工事では119日が標準工期となっておりますが、改定後は、172日と約2か月のゆと

りが生じます。企業側の生産性への懸念はありますが、労働条件の改善、円滑な公共工事の推進など、発注者の責務として、計画的な発注と適正な工期設定をするとともに、債務負担行為等の積極的な活用、速やかな繰越手続きなどにより、発注・施工時期等の平準化に努めてまいります。

また、受注者側では企業経営の健全化、労働者の処遇改善、建設業システムの省力化、効率化、高度化など、きつい・汚い・危険の3Kから給与が良い・休暇が取れる、希望が持てるの新3Kに変わること、若い技術者が地元で根づく企業育成、さらには、地域を守る建設土木工事の担い手が確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

○14番（河野正明君） 今、手元にあります宇城市の建設業技術者年齢別、今説明もされましたけど、大変深刻な状況であるということでもあります。本当に今の答弁においても、大変な状況の中で、やはりこの公共工事の平準化というのは、しっかりと着実に進めていかなければ、宇城市の未来もないということにつながってまいります。

そこで、私は、第1問目の質問であります債務負担行為の積極的な活用についてということで、少し私の提案といいますか、そういった点を述べさせていただきますと、予算は単一年度で完結するのが原則であります。大規模な公共工事など単年度で終了せずに、後の年度にわたって支出をしなければならない事業には、いわゆる債務負担行為が設定をされております。ここで、道路の舗装工事や修繕工事といった短期で行われる事業においても、標準化を踏まえて、年間を通して必要に応じて事業を進められる体制を整えておくということは、地域住民の安全を守る上で大切なことだと思います。そこで、幹線道路や橋りょうなど、長い工期を要する工事だけではなくて、生活道路の舗装工事あるいは修繕工事等などにも、債務負担行為を設定して、年度をまたぐ工期で発注できるようにすることも私は必要と考えます。

2点目の公共工事の柔軟な工期の設定についてでございますが、公共工事の工期設定や施工期間の選択を一層柔軟にするということで、工事の平準化をはじめ効率的な施工が可能になると思います。具体的な事例として、工事着手時期、工事完成時期などが特定されない工事の発注にあたっては、落札日の翌日から一定期間内に発注者が工事着手日を選択できる、工事着手日選択可能期間を定める。そして、ゆとりある工事を促すフレックス工期契約制度というのがあります。また、工事着手期間が特定される建設工事の発注にあたっては、落札日の翌日から工事着手指定日の前日までの間を事前の準備期間として定めることによって、計画的な発注を行い、円滑な施工を促す早期契約制度というのがあります。こういった制度等を活用され

て、公共工事の柔軟な工期の設定についてということで提案をいたします。

3つ目でございますが、公共工事の速やかな繰越手続きについてでございますけど、年度末間際の繰越手続きまた、年度内の工事完了に固執するというのではなくて、当該年度で完成しないことが明らかな工事については、適正な工期を確保して、安全に安心して工事を進めていただくために、速やかな繰越手続きが必要であると思います。工事や業務を実施する中で、また先ほど申されましたけれど、気象または用地の関係であったり、補償処理の困難、資材の入手困難、その他のやむを得ない理由によって工事が予定どおり進まない場合は、事業者が無理をさせないように当初の計画を見直すことは、働き方改革を推進する意味からも重要であります。そこで、やむを得ない理由で工期が遅れそうな公共工事については、年度末にこだわることなく、早い段階から必要日数を見込んで、繰越手続きを積極的に進めていただきたい、そのように要望をいたしたいと思います。

私のこういった提案、要望に対して、執行部の方から何かありましたら、再質問としてお願いします。

○総務部長（成松英隆君） 3点ほど要望ということで、まず債務負担行為を使って修繕等にも使えということでございますが、先ほど申し忘れておりましたが、早期発注率の件で、平成31年度の第1四半期は26%となっております、その前が16.8%でございますので、現在は、早期発注の傾向が表れてきているものということで、こういうところも引き続き使っていきたいと思います。

それと、工期の設定を柔軟にということで、いろいろフレックス工期とか早期のということがございますが、今回熊本地震におきましては、資材の入手が困難であるということから、ある程度着手までの猶予をもって入るということも行っておりますので、必要があればそういうことは引き続きさせていただきたいと考えております。

それと繰越手続きにおいては、もうおっしゃるとおりでございます、やはり適正な工期をとって繰越しをするということは、そちらの方は今までもやっております。今後とも議会の皆様の御承認を得ながら、そういうところを柔軟に、いろんな方法を使って平準化に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○14番（河野正明君） ありがとうございます。本当に将来若い技術者が地元で根付く企業の育成、さらには地域を守る建設土木工事の担い手が確保できますよう、本当に充実強化をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2番目に、本市窓口においての給付金、支援金、貸付け、主な支援策について質問をさせていただきます。1番目の特別定額給付金、住宅確保給付金、子育て世帯

への臨時特別給付金、宇城市事業持続化対策特別支援金等、そしてまた2番目の個人世帯への貸付け、緊急小口資金、総合支援資金についての申請状況及び支給状況についてまとめてお伺いいたします。

○**総務部長（成松英隆君）** 各部署にわたりますので、総務部から順に答弁したいと考えております。

まず、特別定額給付金の申請及び支給状況について報告いたします。4月20日の閣議決定を受けまして、22日付けで総務大臣より事前準備の要請に基づき事務を進めてまいりました。システムの構築をはじめ、申請書、封筒などの印刷物を先行的に準備し、支給までのスケジュールを細かく整理し、管理ができるような仕組みを確立させました。5月11日から郵便の配送と申請受付が始まり、支給開始については、5月22日から行っております。

6月9日現在の申請件数は、2万3,557件で95.6%の申請率でございます。そのうち2万1,077件、約51億5,000万円が、6月12日までに支払いが確定したもので、支給率87.8%となっております。申請期間は、8月11日までとなっておりますので、できるだけ多くの皆様へ支給され、消費活動が活性化するように周知してまいりたいと考えております。

○**健康福祉部長（那須聡英君）** 健康福祉部からは、住宅確保給付金についてお答えをいたします。

住宅確保給付金は、個人の意思に関係ない理由により休職や離職に至った方で、住居を失うおそれがある方に対して、一定期間家賃相当額を支給するものです。

今回の新型コロナウイルス感染症により、同等の状況に至った方も対象となり、市の号外「新型コロナウイルス関連情報」、チラシ等でも市民に周知しているところです。

受付窓口を市社会福祉協議会に設け、受付、給付業務等、問題なく進捗しておりますが、申請状況は、過去5年間で申請件数1件だったものが、今年度は6月9日現在で9件の申請を受理しております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金は、児童手当を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給する、国庫補助100%の事業です。給付金の申請及び支給状況ですが、市から児童手当を支給している対象者については、申請が不要であるため、既に6月9日に対象児童6,830人分の支給を終了しております。

なお、受給を希望しない場合は、申出が必要でございましたが、申出はあっておりません。

また、勤務先から児童手当を受給している公務員については、申請を要することから、申請期間を6月1日から9月30日まで設け、7月からの支給開始を予定し

ておりますが、6月9日現在の申請件数は37件という状況でございます。

○**経済部長（稼 隆弘君）** 宇城市事業持続化対策特別支援金について申し上げます。

市内に事業所を有する小規模企業者及び市内に住所を有する事業主を対象としており、農林漁業者も含み、全産業の救済のために創設いたしました。

申請書の受付を5月16日から開始し、6月9日現在で申請件数は222件、支給状況は160件となっています。内訳としまして、飲食店が54件、理容・美容業が17件、農林漁業者が7件などとなっています。

申請書の受付期限は、9月30日までとなっておりますので、今後も継続して周知を行ってまいります。

○**健康福祉部長（那須聡英君）** 続いて、個人世帯への貸付けについてお答えいたします。県の社会福祉協議会が実施し、市町村の社会福祉協議会が窓口となっている、緊急小口資金それと総合支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、緊急的または生活再建までの間に必要な資金を貸付けするものがございます。

本市においても、市社会福祉協議会に窓口が設置され、申請受付から支給までに要する日数については、緊急性を重視し、5営業日をめどに送金が行われており、特に問題はなく、事務執行されているとのこと。なお、6月9日現在の申請状況は、緊急小口資金は157件、総合支援資金は23件ということで、受理したものは全て支給の方は済んでいる状況です。

○**14番（河野正明君）** 今各部ごとに発表をしていただきましたけれども、本当にたくさんの方々が申請をされ、また受給をされておられます。その陰には、やはり市の職員の皆さん方の土曜、日曜を返上して、昼夜を分かたず、しっかりと事務手続き、申請の手続き等々、携わっていただいたおかげだと私は思っております。この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。様々な部署からそういった給付、貸付金等々発表をしていただきまして、本当に私としては、まずもって総務、定額給付金について、先ほどちょっと私が書き漏れいたしましたので、もう1回件数と数字をお願いできますか。

○**総務部長（成松英隆君）** それでは、もう1度申し上げます。特別定額給付金です。

6月9月現在の申請件数でございます。2万3,557件、95.6%の申請率。そのうち2万1,077件、約51億5,000万円が、6月12日までに支払いが確定し、支給率87.8%となっております。

○**14番（河野正明君）** まだ申請ができていないのか、まだ届いていないのかということで、まだ残された方々がいらっしゃいます。その中で、やはり我々は、こういった申請手続きの用紙が送ってくれば、理解できて自分で書きます。そして手続きして出しますけれど、やはり体の不自由な方であったり、目の見えない方であった

り、お年寄りの方であったり、高齢の方ですよ、ひとり暮らしの。そういったいわゆる弱者の方々に対して、1人も漏れがあってはならないことでありますので、その点に対して市としてどのような対策を打たれたのか、その点を再質問させていただきます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、支援態勢はどのようなものかということでございます。申請につきましては密を避けるため、できるだけ郵送若しくはオンラインでの申請という、これは全国的にお願いをされているところですが、宇城市におきましては、郵送したところ、初日からかなり多くの方が申請書を持参されて来ておられます。そこで、急遽受付対応窓口を1階に設置しております。本来は、6月1日から高齢者向けの相談窓口を設置する予定で進めていたところですが、現在も引き続き窓口を設置し、対応をしているところでございます。また、申請受付と併せまして、コールセンターを設置しております。こちらには専門のスタッフと専用電話回線を4回線置きまして、ピーク時には、窓口相談と電話での問い合わせが500件を超える日もありましたが、現在は、多くの市民の申請と支給が完了しておりますので、現在は大きなトラブルもなく、コールセンター等も進められており、事業もあと残りの方に申請していただけるように頑張っていきたいと思っております。

○14番（河野正明君） 6月1日から、高齢者向けの相談窓口の設置予定だったけれども、現在も引き続き、窓口を設置して対応しておられるということですね。また、専門のスタッフと専用4回線を置いてコールセンターを設置し、ピーク時には窓口相談と電話での問い合わせが500件を超える日もあったと。高齢者の方の対応ですよ。これだけ高齢者の方はやはりいろんな面で苦勞されるということが分かるわけです。まだまだ取り残された方がいらっしやらないかということをもう一度確認をしていただいて、しっかりやっておられると私は思いますが、1人も漏れなく行きわたるように、今後またよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問になります。GIGAスクール構想についてということで質問をさせていただきます。文部科学省は、今回の新型コロナウイルス感染拡大による臨時休校が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えて、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育、Society 5.0の実現を加速をしていくことが急務となったというふうに申しております。

そこで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年度補正予算案によって、総額2,292億円が計上されております。1人1台端末や家庭でもつながる通信環境の整備とGIGAスクール構想におけるハード、ソフト指導体制を一体とした整備を加速させる方針であります。また当初のスケジュールでは、23年度中の1人1台端末配備を、前倒しをして20年度中の完了を目指しております。

これに対して、市の考え、取組をお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいまの国のG I G Aスクール構想の内容の取組と、その内容の本市の考え方についてお答えいたします。

本市の令和元年度までの取組は、セキュリティや通信費を考慮しまして、家庭でのインターネット接続を制限することを方針として、全ての小中学校の校内ネットワークの無線化及び全ての中学校で生徒1人1台の端末を整備してまいりました。また、小学生への1人1台端末の整備につきましては、令和2年度から令和5年度までに整備を完了するという計画としておりました。

文部科学省から、令和元年12月に発表されましたG I G Aスクール構想は、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想となっております。これを実現するロードマップが公表されまして、国の令和元年度補正予算で、小学校5年生から中学校1年生までの1人1台の端末整備と、校内ネットワーク整備の2つが補助事業化されました。さらに、令和2年度補正予算におきまして、G I G Aスクール構想の加速による学びの保障が示されております。

これらを受けまして、本市としては、全ての児童生徒にタブレットを1人1台配備すること、家庭のインターネットに接続できる環境をつくること、家庭と学校の双方で、インターネット上の学習ソフトを原則利用すること、この3点を整備方針としまして、国の補助金などを最大限活用しながら、今年度中に整備したいと考えております。

以上のように、宇城市におけるG I G Aスクール構想の実現におきましては、学校・教育委員会のみならず、関係機関・団体が一丸となりまして、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

○14番（河野正明君） 令和2年度の補正予算によって、G I G Aスクール構想の加速による学びの保障が示されたことによって、本市としても、全ての児童生徒にタブレットを1人1台配備すること、2点目が、家庭のインターネットに接続できるようにすること、そして、家庭と学校の双方で、インターネット上の学習ソフトを原則利用することを整備方針として、今年度中に整備をするということで、私も受け止めました。

本当にコロナウイルスによって臨時休校がありまして、子どもたちも大変、家庭のお父さん、お母さんたちも大変な心配、いろんな悩みがあったと思います。これに対して、やはり宇城市教育委員会もしっかりとそれを受け止めて対処していくというような、本気になって取り組んでいただきたいと思っておりますし、また文部科学省

もICT教育の環境整備に対して、いつか実現をさせないといけないのではなく、今、日本全体として一気に実現していく必要があると文部科学省が言っております。取組の格差が子どもたちの学びの格差、あってはならないわけですよね。これにつながらないように、本市も先ほど申されました、今年度中に全力で取り組むということですから、どうかよろしく願いを申し上げまして、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時35分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。

コロナウイルス感染症が世界に広がり、日本でも緊急事態宣言、自粛要請が行われました。現在では、一時的なものかもしれませんが、コロナウイルス感染症も一定程度落ち着いてきているかと思えます。そのような中、市民の方々と話をさせていただく中で、いろいろな御意見、質問等を頂きました。そういった中からコロナ感染症対策を中心に大きく分けて4点について質問をさせていただきます。

まず1番、防災について。複合災害時の避難の在り方について。新型コロナウイルス感染症が危惧される中で、自然災害が発生するという複合災害の状況において、感染防止の観点から避難の在り方が課題となっております。4月には、国から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応といった通知が出され、5月には、熊本県から避難所における新型コロナウイルス感染症への対応指針が出されております。避難所の3密の防止を図ることが重要な課題であり、住民に対して適切な避難行動を周知することが必要となる、そのようなことが書かれておりましたが、本市におきましても、避難所の在り方が重要な課題だと考えます。新型コロナウイルス感染症が心配される中で、避難所を開設となると避難者または避難家族間のソーシャルディスタンスの確保、パーティション、間仕切り、段ボールベッド、消毒等が感染対策として重要になってくるかと思えます。こういった避難所内の感染対策は、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 避難所の開設は、例年同様の判断基準によりますが、感染症対策を必要とする期間においては、自宅等での安全確保が可能な場合は、感

染リスクを負ってまで避難所に行く必要はございません。

また、災害等により自宅が危険な状態の場合でも、市指定の避難所だけでなく、安全な親戚や友人宅に避難することを検討いただくよう、ホームページや広報誌等で周知しているところです。

市では、新型コロナウイルスが蔓延する状況下における避難所運営の指針として、感染症対策避難所運営マニュアルを策定しました。本マニュアルにおいては、避難所予定施設の現状を確認した上で、例年より多くの避難所開設準備を行い、3密対策を講じることとしています。

避難所における具体的な感染症対策としては、通路を除き一人当たり約4平方メートルを目安にスペースを確保した中での収容体制の確立、手洗い・咳エチケット等の基本的な対策の徹底、定期的な清拭作業の実施、十分な換気、概ね3時間に1回の避難者の検温や健康観察、避難所運営スタッフの人数の見直しなどがございます。

また、避難中に体調不良となられた方については、当該避難所の状態にもよりますが、可能な限り専用スペースを確保するなど、徹底した感染拡大防止策を講じた中で避難所運営ができることを目指しております。

○9番（福永貴充君） 避難所内での感染対策は分かりましたけれども、熊本地震の際は、車中泊をされた方々が多くおられました。私も車中泊しておりましたけれども、コロナウイルス感染症が心配される中で、大規模災害が発生した場合、避難所を避けて車中泊をされる方々が、熊本地震以上に多く発生するのではないかと、そういったことも考えますけれども、そのような場合、食料等を含め物資の支援はどのように行っていこうと考えておられるのか、その点についてお聞きいたします。

○総務部長（成松英隆君） 熊本地震クラスの大規模災害が発生した場合、新型コロナウイルス感染も心配されることから、これまで以上に車中泊避難者が増えることが想定されます。

本市の地域防災計画には、屋内外避難所として小中学校等の公共施設や、屋外避難所として、岡岳公園などが指定緊急避難場所として指定されており、さらに昨年、協定を締結しましたイオンモール宇城の駐車場、こちらは地震の時だけでございますが、これらが車中泊場所として考えられます。

御質問の車中泊避難者への物資の支援でございますが、現在建設を進めています防災拠点センターが、物資の調達や被災者への配送の中心になってくると思われま

す。

飲食料の支援は、速やかに対応できるよう本市の備蓄品をはじめ、市内外の業者と災害時の支援協力に関する協定を締結しております。また、支援物資の避難者への配送は、職員や災害時の物資等の緊急搬送に係る協定を締結しております公益社

団法人熊本県トラック協会、あるいは消防団等にも協力を求めていくところでございます。

また、指定避難場所以外の場所にも、車中泊避難者がおられると思いますが、自治会や自主防災組織、消防団などと連携して避難者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行い、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者につきましては、インターネット等の様々な方法による情報の伝達等を行い、避難者への支援を行いたいと思います。

なお、災害時の情報は、宇城市の情報メール、宇城市の公式LINE、県の防災情報メールなどでお知らせしますので、市民の皆様の積極的な登録をお願いしたいところでございます。

○9番（福永貴充君） 熊本地震のような大規模災害において、避難所の設置・運営等、経験をしているとはいいまでも、コロナウイルスという新たな課題も出てきております。市民の方々からも災害時の避難につきましては、不安の声がやはり聞こえてまいります。先ほどいろんなお話、答弁いただきましたけれども、自助と共助ですか、こちらに関しての啓発も行っていただきながら、公助については是非ともよろしく願いしておきます。

次に、3番目のハザードマップ作成についてお聞きしたいと思います。災害時の避難を考える上では、自分が住んでいる家あるいはその地域がどのような災害の可能性があるかを平時より確認しておくことが重要ではないかと思っております。そのもととなりますのが、ハザードマップということになってくるかと思いますが、現在、このハザードマップの改正に取り組んでおられますけれども、その内容についてお聞きいたします。

○総務部長（成松英隆君） 気象庁は、過去30年の気候に対して著しい偏りを示した天候、これを異常気象と定義しております。近年は、その異常気象が毎年のように発生しております。平成30年の西日本豪雨、昨年8月の九州北部豪雨、さらに10月の台風19号は、東日本の広範囲に大雨を降らせ、河川の氾濫や崖崩れ等により死者96人、行方不明者4人、住宅の全半壊が約27,700棟、堤防の決壊が140か所等、未曾有の大災害になりました。

そのような中、全国では、洪水や土砂災害がハザードマップの危険場所のとおり起こったケースが多くあり、その重要性が見直されております。ハザードマップは、住んでいる地域がどんな災害の危険があるのかを知る、命を守るための最大のツールでございます。

既存の宇城市のハザードマップは、A4サイズの保存版で、平成27年に作成し、全世帯へ配布し、またホームページでも公開しております。洪水や土砂災害、高潮

や津波といった自然災害別に、被害の想定される区域と被害の程度、さらに避難場所など、本市全域の情報を1冊にまとめています。また、気象台からの注意報や警報などの気象情報の種類や対策、土砂災害の前兆現象、台風や地震発生時のとるべき行動など、命を守るための備えや避難行動など多岐にわたり掲載しております。

今回の改正では、熊本県が洪水浸水想定区域を、これまでの想定雨量、「数十年から100年に1回の大雨」から「千年に一度レベルの大雨」に変更し、氾濫シミュレーションを行っていますので、それを反映させた形で、また、土砂災害警戒区域等も一部見直されていますので、新しいデータを反映させて作成したいと考えております。

○9番（福永貴充君） 現在のハザードマップとの内容の違いは分かりましたけれども、今答弁ありましたけれども、今のはA4判の冊子で作られております。市全体が掲載されているというメリットはあるかもしれませんが、一方で、市民の方とお話していると、地図が小さくて見にくいといったお話も聞きます。現在の冊子とは別に、地図を拡大した地域ごとのマップですね、こういったものをつくることはできないのか。そういったものができれば、各自治公民館あるいは各家庭に貼っていただく、そういったことが防災意識の高まりにもつながるのではないかなと思いますけれども、こういった点については、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○総務部長（成松英隆君） ハザードマップは、災害時に市民の皆様にはすばやく安全に避難していただき、被害を最小限に抑えていただくことを目的に作成しております。

福永議員の御指摘のとおり、既存のハザードマップは小さくて分かりにくいという御意見があることは承知しております。こちらは宇城市のホームページ、あるいは国土交通省のわがまちハザードマップというところから、宇城市を見ていただきますと同じものができます。こちらの方は拡大・縮小ができますので、是非一度御覧になって、御自宅の場所を確認していただければと考えております。それはそれとしまして、今回、全地域判の作成と合わせまして、居住地域の拡大版の作成も検討の1つにあげさせていただきたいと考えております。ハザードマップは、命を守る行動に是非活用していただきたいと思っております。

また、「防災散歩」という言葉がございます。普段から地域の特性を考えながら歩いて回り、この川が氾濫したら、裏の山が崩れたらなど、災害時の状況をいろいろと想像しておくことも大切なことではないかなと考えております。また、100年以上、ここに住んでいるから大丈夫など、やはり御自身の都合のいいような評価というものも禁物でございます。国県では、千年に一度の大雨を想定している時代ですので、是非冷静な判断の下で行動をお願いしたいと思います。

○9番（福永貴充君） 今、答弁いただいたように、パソコン等であれば使える方はそれを見られればいいと思うんですけど、どうしても高齢者の方などが、そういったのを使えない方もいらっしゃいます。そしてまた高齢者の方などが避難に時間を要するなどもありますので、是非検討していただけるということで嬉しく思いますけれども、そういった一つ一つがハザードマップを見ることで、防災意識の高まりにもつながってまいりますと思いますので、是非よろしく願いしておきます。

続きまして、大きな2番の教育行政についてお聞きしたいと思います。1番の小中学校の長期臨時休校に伴う授業時間の確保についてということですが、長期にわたる臨時休校ののち、6月1日から小中学校が再開されました。ただ、保護者の方々とお話をしていると、授業の遅れはどうなるんだろうとか、感染症対策はどうなっているのか、あるいは暑さ対策、またいつか臨時休校になるんじゃないとか、いろんな意見、不安などがあるようであります。そういった中から、まず、この授業時間の確保については、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 授業時間の確保についてでございますが、教育委員会としましては、学習に著しい遅れが生じることをないよう、学びの保障の観点から、夏休み期間を8月5日から8月18日までの14日間に短縮することにしております。

また、学校行事等の工夫や精選により、授業時間の確保に向けて取り組むこととしております。

家庭訪問や授業参観は、当面の間見送ることとし、必要に応じて実施することとしております。運動会は9月及び10月に延期するなど、2学期制の利点を生かしながら、授業時間を確保いたします。

6月1日から学校を再開いたしました。臨時休業期間やその間の学習状況を踏まえ、指導計画や時間割を再構築するとともに、学びの保障のための取組方針等について、児童生徒や保護者に丁寧に説明し、共有を図ってまいります。

感染症対策を徹底しながら、まずは、しっかりと学校での学習の充実に努めてまいります。

○9番（福永貴充君） よく分かりましたけれども、次の2番目、小中学校における新しい生活様式についてお聞きしたいと思います。5月、文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、またそしてそれを受けて、熊本県からは、教育長名で市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインについてというものが出されております。私も全部読ませていただきましたけれども、その中で、学校内における3密対策並びに臨時休業、臨時休校の判断について、宇城市ではどのように考えておられるのかこ

の点お聞きします。

○教育長（平岡和徳君） 5月22日に文部科学省が示しました「学校の新しい生活様式を踏まえた衛生管理マニュアル」では、学校の行動基準が地域の感染レベルごとに決められております。熊本県内及び宇城市においては、レベル1として今対応しているところです。

その行動基準としましては、1メートルを目安に学級内での最大限の間隔をとること、十分な感染対策を行った上で、感染リスクの高い学習も実施できること、さらに十分な感染対策を行った上で、部活動を実施できることが示されております。

そこで、各学校に宇城市の方針を示しまして、具体的な感染予防対策をとっていただき、学びの保障を進めていただいているところです。また、スクールバスや定期バスを利用している学校につきましても、密接・密集を防ぐため、登校時のバスを増便する対策をとっております。

各学校では、可能な限り3つの密が重ならないようにするため、常時2方向の窓を開けての換気、座席間の距離の確保、児童生徒が利用するドアノブやスイッチ、共通で使います教具など、1日1回以上の消毒を行っております。

また、学校での移動におきましては、身体的距離を1メートル以上とるために掲示板等を工夫していただきながら、日常の生活習慣として、その定着を図っているところです。

学校生活の中では、原則マスクを着用しています。全教職員にはフェイスシールドを配布しまして、対面での学習やグループ活動に配慮した行動を行っております。密集が予想されます集会活動をオンラインによって行うなど、各学校で行事の精選・工夫を進めていただいているところです。

このような感染予防対策の取組を継続するとともに、子どもたちの健康な生活への意識を高め、こまめな手洗いや咳エチケット、こういったものの衛生習慣の定着を図ることで、最大限の効果につながるよう努めてまいりたいと考えております。

現在のところ、宇城保健所管内においては感染者は発生しておりません。しかし、教職員や児童生徒または家族等が感染した場合には、臨時休業の措置をとりますし、その際、当該学校だけでなく、中学校ブロックであったり、宇城市全体を視野に入れた中で、学校での活動の態様であったり、接触者の多寡、そして感染経路の調査等を踏まえながら、衛生主管部局と積極的な協議を行った上で、適切に対応したいというふうに考えております。

○9番（福永貴充君） 原則マスクを着用として、換気などを行っていくということで、コロナウイルス感染対策を行っていくということでありますけれども、これから先7月から8月は、年間で最も暑くなる季節になってまいります。保護者からは熱中

症の心配や、せっかく学校に行っても暑さで授業に集中できないのではないかと、こういった不安の声、心配の声も聞かれてまいります。暑さ対策については、どのように考えておられるのか、エアコンの温度設定を現場の判断で通常よりも下げて、臨機応変に授業が行われるようにすることも必要ではないかと私は思います。こういった点について、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいまありました熱中症等の対策ですが、学校における健康管理につきましては、今話されました感染症予防対策はもちろんですけれども、これからの季節は、熱中症の予防も大変必要になっております。

学校の空調につきましては、子どもたちの健康を第一に考慮しまして、通常の設定温度を下げるとともに、こまめな換気に努めるよう指示しているところです。

今後も感染症予防対策と熱中症予防対策の両立に向けまして、リスクを可能な限り低減した上で、学校運営に取り組んでまいりたいというふうに思っております。それに加えまして、ソーシャルディスタンスとフィジカルディスタンス、これについて確実に避けられる場所については、今後暑さ対策も含めまして、子どもたちにマスクを取るといような指導についても、加えていければと思っております。

○**9番（福永貴充君）** 早速、指示も出していただいているということで、安心しました。臨機応変に、やはり現場で対応していただくことが重要でないかなと思います。エアコンは温度を下げると電気代が掛かるかもしれませんが、この点は児童生徒の健康と授業環境のためですので、必要な支出かと私は思いますので、是非この点をよろしく願いしておきます。

また、教育委員会、学校現場共にこのコロナウイルス感染に関しましては、初めての体験ですので大変な御苦労、そして試行錯誤があっているのではないかと思います。そのような中、コロナウイルス感染症に対する取組につきまして、平岡教育長名であるいは学校長名で、各家庭にプリントなどを出していただいております。大変いいことだなと私は思っております。保護者の中には、まだまだ不安を抱いておられる方々がおられますし、特に小学校低学年ですね、そういったお子さんをお持ちの家庭では、まだまだ学校の状況を家庭でうまく伝えることができないところもあるようであります。そういった意味でも、是非これからも保護者に安心感を与えるためにも、こういった連絡ですね、こういった取組をしているかというのは続けていただければと思います。

次に3番目のオンライン授業への対応についてですけれども、今回の全国的な長期臨時休校によりまして、オンライン授業の必要性が言われております。宇城市では、他の自治体に先駆けて、中学校の全生徒に1台ずつタブレットを導入してありますけれども、オンライン授業を行っていくには、まだまだ様々な課題があるかと

思います。保護者に行った各家庭のインターネット環境に関するアンケート結果を踏まえ、そこから分かった今後の課題はどのようになっているかお聞きいたします。

○教育長（平岡和徳君） オンライン授業への対応についてお答えします。

3月から長期休校となりまして、学校のICT環境を、学びの保障へ活用できることは何かというところを模索しております。中学生は、この2月にタブレットを導入したばかりにもかかわらず、諸先生方の御尽力によりまして、4月後半からデジタルドリルや学校で作成した動画などを持ち帰り、課題として活用することができました。しかしながら、小学生はその実現はできませんでした。

これらの経験から、オンライン授業の環境の早期実現のために、ICT環境整備方針及び計画の変更をこれから検討してまいります。

現在、確認できている課題は4点あります。1点目は、小学校の児童に1人1台配布されていないという端末の状況。2点目は、授業支援のツールやアプリ、セキュリティなどが校内で活用することを前提としておりまして、家庭での機能がでないこと。3点目は、家庭と学校を結ぶ通信回路の速度が十分でないこと。4点目は、学習に使えるインターネットが無い家庭があること。こういったことが挙げられます。このうち1から3までの学校側の課題につきましては、国の補助事業を活用して早期に整備を進めていきたいというふうに考えております。

4点目の家庭側の課題につきましては、議員が話されましたように、5月にアンケートを配布しまして現状を調査いたしました。これまでに74%が回収できております。学習に使えるインターネット環境が無い児童生徒は、そのうち全体の約36%でした。

今後は、学校環境の整備につきましても、保護者へのインターネットの導入啓発につきましても、時間がかかることが想定されます。

新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波による長期休校への対応につきましては、機器の供給不足や通信費を考慮しまして、学習内容の次年度への繰越しが難しいとされている、最終学年の小学校6年生、中学校3年生については、必要な機器を持っていない児童生徒につきまして、モバイルルータの貸出しであったり、パソコン教室からのパソコンの持ち帰りができないか否かを検討しながら、今、前に進めようとしているところです。

○9番（福永貴充君） 学校側の課題そして各家庭での課題、まだまだオンライン授業実現に向けては、多くの課題があるということでありましてけれども、国の補助事業の具合ももちろんあるでしょうけれども、今の答弁をお聞きしていると、もう課題は見えているのかなと思います。そういったことを一つ一つですね、解決に向けて取り組んでいただくことを期待しております。

それでは、4番目、小中学校体育館のエアコン設置についてお聞きいたします。先ほどの1番の防災の質問とも関係いたしますけれども、小中学校の体育館は、災害時避難所となります。真夏あるいは真冬の災害も想定されますし、災害時すぐすぐ空調設備の支援などが来るかどうか、何とも言えないところじゃないかなと思います。また今回コロナウイルス感染症により、学校の日程が大幅に変更されております。今後も感染症以外の理由でも、学校の日程を変更せざるを得ないことがあるのかもしれませんが、その場合、体育館にエアコンがあることで、学校運営の選択肢も広がってくるのではないかと、私は思います。体育館へのエアコン設置について、どのように考えておられるのかお聞きいたします。

○市長（守田憲史君） 実は、コロナが無かったならば、福永議員の要望質問に対して23億円、今日整備いたしますと返事をするところまでございまして、実際その計算を執行部に言っていたところでございます。中学校9億円、小学校13億円、設計費1億円、総額23億円、ここで今年を目玉で言いたかったところなんです。消費税増税に伴って、国土強靱化、防災をキーワードとして、補正予算その他の中で、国からの情報でここだったら取れるぞというところだったもので、いち早くここを取りにいこうかと思っていたところでございますが、コロナで消えてしまいました。

また、今回小学生1、2年生を含めて、全学年の小学生にタブレット配布でございまして、これは安倍首相も言っていたところなんです。今年から、予算が相当大きく出るということだったので、計画を練っていたんですが、今年はあるけれども来年はもう定かではない。もう国は、大きなこのコロナの財政出動をやってはいますが、片方では少しずつ引締めもあっているところではございまして、やはりもらえる時にもらわないといけないので、今年小学校全学年を是非タブレット配布したいと考えているところではございまして、予算の方よろしく願いいたします。

また、今年は老朽化に伴う校舎及び体育館等の建替事業の実施や、校舎・体育館のトイレの洋式化に向け、設計に着手する予定でございます。

○9番（福永貴充君） 市長に答弁いただきましたけれども、エアコンは設置したいという考えは持っておられて、それに向けて取り組んでいただいていたということ。ただ、コロナが発生したということで事情が事情ですし、こんな中、国の様々な補助制度が変わってくる可能性もあるということで、現状では優先順位を付けておられるということですが、その点私も十分理解できます。まだ今後新しい国の制度、県の制度がいろいろ出てくるかもしれませんので、是非、情報収集をしていただきながら、チャンスと思ったら是非取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の住宅行政についてお聞きいたします。市営住宅南田団地の今後についてですけれども、この団地につきましては、昨年度全ての方が移転され、現在、空き家と空き地になっているというふうに向っておりますけれども、今後の予定についてお聞かせください。

○**土木部長（原田文章君）** 市では、老朽化した市営住宅の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応し、予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進するために、宇城市営住宅長寿命化計画の見直しを昨年度に行いました。

市が管理する住宅は1,390戸ほどありますが、国の示す指標と比較しますと供給過剰で相当数の削減が必要となり、いくつかの市営住宅は、用途廃止や整理統合の必要があります。

その中で、曲野南田団地は、昭和38年に建設され、耐震性も無いことなどから転居をお願いしておりましたが、昨年度全員の転居ができました。

本年度は、宇城市営住宅長寿命化計画で計画しましたとおり、残存する2棟の建物を除却しますので、周辺の市営住宅団地との整理統合や建て替えの詳細な検討に入る予定でございます。

○**9番（福永貴充君）** まずは、空き家の除去とその後詳細な検討に入っただけということですが、地域の方々からは、土地を売却して宅地にしてほしいといった要望も出ております。是非今後の検討の中では、そういった方向で検討していただければと思いますので、よろしくお聞きいたします。

続きまして、4番目の仮設住宅について、当尾市民グラウンドの仮設住宅についてということですが、もう既に当尾市民グラウンドに建設されました仮設住宅は、入居者がゼロになったとお聞きしております。今後の仮設住宅の解体とグラウンド整備の予定についてどうなっているのか、こういった市民の声があります。この点についてお聞かせください。

○**健康福祉部長（那須聡英君）** 当尾仮設住宅は、先ほど福永議員が話されましたとおり、第1期及び第2期の合計74戸、当尾市民グラウンドを利用して建設されておりますけれども、本年5月に入居者はゼロというような状況です。

本市の建設型応急仮設住宅は、県産材を使用した木造仮設住宅であり、所有者である熊本県もその再利用について強く求めているため、代表質問での市長答弁にもありましたように、市では5町における復興会館（仮称）などへの利活用を計画しているところです。

当尾仮設住宅は、主に当尾校区住民の体力づくりや健康づくりの拠点であるグラウンド敷地への建設であるため、地元住民の方々の早期の現状復旧要望があることも、十分理解しているところでございます。

今後は、熊本県に譲渡申請を行い、市有財産となったのちに移築等を行った上で、少しでも早いグラウンドへの復旧作業に移ることになると思います。

○9番（福永貴充君） このグラウンドに関しましては、健康づくりや楽しみなどでグラウンドゴルフをしていた高齢者の方々からは、入居者がゼロになったのであれば、早くグラウンドに戻してほしい、そういった意見や、子どもを持つ保護者の方々からは、子どもたちがスポーツをできる場に早く戻してほしいなど、こういった意見、ほかにも多くの意見が寄せられております。先ほどの答弁の中に、熊本県も再利用を強く求めているといった内容がありましたけれども、市民の中からは、入居者がゼロになったのであれば、早急に仮設を解体し、早急にグラウンドに戻してほしいという強い求めがあるということ、この点を申し上げて、今日は一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。日本共産党の五嶋でございます。議長のお許しを受けましたので一般質問をいたします。

いわゆるパンデミックと言われる新型コロナウイルスの世界的な流行は、歴史的にも大きな課題を投げ掛けています。いわゆる14世紀に強大な勢力を誇った東ヨーロッパ帝国や、チンギス・ハンが創設したモンゴル帝国を崩壊に至らせた主要な要因のペスト、また19世紀のコレラの大流行、さらには20世紀になってからのスペイン風邪など、世界の歴史を変えた感染症と同じく、世界の在り方、世の中の在り方、すなわち今の新自由主義的やり方を考え直す必要性をもたらしたとも、この感染症は言われています。日本においては、小泉政権から大きく舵を取った新自由主義的政治は、選択と集中という理念で、あらゆる社会活動を生産性、費用対効果、採算性などの数値的基準で格付けをして、格付け上位者に資源を集中し、格付け下位は切り捨てる。路頭に迷う人は、当人の自己責任だという考え方が中心ではないでしょうか。構造改革の掛け声で医療費削減制度が続けられ、急性期のベッドを減らしていく、公立・公的病院を統廃合していく、どんどん保健所を減らしていく、こういうやり方によって日常的に医療の逼迫状況をつくってしまったことは、

医療崩壊をおそれてコロナ対策の基本であるPCR検査を十分に行えない、大変脆弱な状態を作り出しているのだと言えるのではないのでしょうか。

雇用を考えてみても、労働法制の規制緩和を受けて、使い捨て労働を広げてしまい、人間らしく働けるルールを壊し、貧富の差を拡大してきました。そのことの矛盾が今コロナ危機のもとで、派遣やパートで働く人々の雇止めという形で噴き出しています。グローバル化やインバウンドの依存を政策的に強めてきた日本経済では、コロナ対策としての渡航制限や部品調達を海外に依存する製造業、その下請け企業への影響は、非常に大きくなってきています。神戸女学院大学名誉教授で、思想家の内田樹氏は、これまでは生産拠点を人件費の安い国に移し、海外から部品を調達し、海外をメインの市場にしてきたグローバル企業が勝ち組でしたが、そういう企業の思いがけない弱さが露呈した。必要なものを国内で調達でき、国内市場で商品がはける内向きの企業の方が、この種の危機には強いということが分かった。だから、米国は必要な医療品を国内生産に切り替える方向に舵を切りました。危機に際しては、必要なものが金を出しても買えないということがあるということに気づいたのです。医療品だけでなく、エネルギーも食糧も、これから諸国はこぞって自給自足体制の整備に舵を取るでしょう。日本は、必要なものがほとんど自給できない国です。にもかかわらず、世界の大勢に逆行して、更なるグローバル化を進めようとしている。それがどれくらいリスクを冒すことか。この機会に慎重に点検すべきだと思います。と、今、今の社会の在り方に警鐘を鳴らしています。

今、地方自治体でも、この新自由主義的流れで、施設の統廃合や民営化など物事がどんどん進められています。これを契機に本当にこれでいいのか、地方自治体でもしっかりと議論して、この重要性を強く感じています。

それでは、通告申し上げた質問事項に移ります。

まずは、国保税について質問いたします。まず第1点は、4月8日に厚労省が新型コロナウイルス感染症による所得減収に対する減免制度を出しています。その対応について伺います。

今日は時間が少ないものですから、簡潔明瞭な答弁を是非よろしく願いをいたします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 新型コロナウイルス感染症対策について、まず制度について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、感染症の影響により一定程度収入が下がった国民健康保険加入者の世帯に対し、生活への支援を行うため新型コロナウイルス感染症の影響による宇城市国民健康保険税の減免に関する規則を制定いたしました。

規則の内容ですが、まず減免の対象となる世帯は、1つ目に、主たる生計維持者

が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯、2つ目に、主たる生計維持者の事業収入等の額が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる世帯になります。

1つ目に該当する場合は、全額免除になります。2つ目に該当する場合は、前年の合計所得に応じた減額割合等で算定し減免をします。

次に、減免対象となる保険税ですが、令和元年度分及び令和2年度分であって、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に設定されているものになります。

この新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免についての周知は、令和2年度の納税通知書の発送時に、国民健康保険加入者の全世帯に対し、減免制度を掲載した通知を同封して配布を行っております。また、市のホームページや広報誌等での周知を行うとともに、国保を抱えている各団体に出向いて、この制度についての説明を行っていますが、今後とも積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

- 12番（五嶋映司君） これも急急に出たものですから、なかなか対応は難しいと思うんですけども、ただ、令和2年からということですから、平成元年度分が多少は引っ掛かる人がいるわけですよ。だからその辺では、本当に件数は少ないかもしれないけれど、是非この辺についても周知してほしい。例えば、4月ぐらいにもう辞めたと、コロナの話で会社辞めたとという人、仕事辞めたとという人なんかも、例えば飲み屋さんなんかもいるかもしれないからね。その辺は是非検討していただきたい。今おっしゃったように令和2年度ではしっかり手を打っておられるみたいですから、しかもこれは今年度、令和2年度限りでやめるんだということですから、是非対応をよろしく願いをしたいと思います。

それでは、次の項に移りますが、今回この質問をすることは、毎回申し上げているんですけども、国保税がいかに高いかと。だから何とか国保税、大変なことは分かっているんだけど、負担を軽減することができないか、そういう取口をどう執行部と一緒に共有しようかということで質問をしています。まずは、前回の質問の時もこのことをやりました。その時は、表示板を使って、皆さんに国保税ってこんなに高いんだよというのを示したりしましたけれども、今回も執行部にちょっと調べてもらいましたね。一家庭350万円で、40代の夫婦、義務教育の子ども2人、これで分かりやすいように職員の皆さんがかけている共済保険と、国保がどのくらい金額が違うのかと聞いて聞きましたら、国保は年間に59万3,000円だそうです。ところが共済は27万5,400円なんですね。いわゆる半分以下なんです、共済は。しかも所得が安定している人たちがこんなだと。これは前回の時も一緒です。所得200万円で設定してもやっぱり2.1倍ぐらい違うんですね。で

すから、こんなに所得が違うんだと。同じ国民です、同じ宇城市民です。宇城市の概略でいうと、宇城市の世帯の約35%から40%の間が国保世帯です。そうすると、これやっぱりこんなに高いのは何とかしないとイケないだろうということから、質問を始めていますが、まずは、そういう中で滞納があつたりなんかすると思えますけど、2点目の資格証、短期証の発行状況と、18歳未満の子どもの数と滞納状況、ひょっとしたら答弁が長くなるかもしれませんが、なるべく簡単によろしくをお願いします。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 本年4月時点での国民健康保険税の滞納状況は、1,124世帯、本税2億5,700万円余となっております。

滞納世帯のうち、特別な事情もなく納期限から1年経過しても納付がない場合に発行する、被保険者資格証明書の交付世帯は70世帯、前年度以前の滞納あるいは現年度分の滞納期間が6月分以上ある場合に発行する、短期被保険者証の交付世帯は317世帯であります。

被保険者資格証明書・短期被保険者証の交付は、国民健康保険法に基づく、保険料滞納者対策の一環ではありますが、18歳未満の被保険者に対しては、滞納世帯に属していても、1年間の有効期間がある通常の保険証を交付しております。

この被保険者資格証明書と短期被保険者証の総交付世帯数は387世帯で、国保加入全世帯8,766世帯の4.4%を占めております。また、18歳未満についてですが、被保険者数は1,403人、746世帯となっており、このうち滞納に係る被保険者資格証明書の交付世帯は5世帯、短期被保険者証交付世帯は47世帯、合わせて52世帯であり、先ほど申し上げました通常以外の被保険者証等交付世帯のうち、18歳未満の関係する世帯の占める割合は13.4%となっております。

なお、現在における国保税の滞納整理状況であります。収納率の向上のため職員も日々努力していることから、それに応じ滞納額も減少傾向となっております。この主な要因としては、現年分の収納率が向上したことによる翌年度への繰越額の減少と、回収不能な債権の取扱いを明確にし、債権管理の適正化を図ったことがあげられます。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、国保税は、高い割には滞納が減っているんですね。だからそういう意味では、皆さんの努力を認めたいと思えますけれども、今言ったこれは数字の確認だけですから、次に進みたいと思えますけど、18歳未満の子どもの滞納の世帯があるけれども、746近くの滞納世帯のうち、どのくらいの18歳未満の方がいるかというのはあれですけども、そういう人には全部いわゆる短期証を、通常の保険証を交付しているということですから、これは国の方針で子どもには是非渡してくださいという話なんですけど、それはしっかり守

られているということを確認をしておきたいと思います。今の数字は、後の議論の中でも使いますから、それでは、次の項に移ります。

国保の収支状況と基金の状況をまず伺いたいと思います。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 国民健康保険財政調整基金の状況であります。平成29年度末は1億3,900万円でした。平成30年度に2億9,900万円の積立てを行いましたので、平成30年度末では4億3,800万円になっております。

前月末で出納閉鎖期間が終了しています、令和元年度の決算概要についてですが、まず、歳入においては、歳入全体の72%を占める国県の負担金や交付金などの県支出金が、当初予算額2億4,500万円から1億7,700万円と、6,800万円程度減額されております。それによりまして、歳入全体では78億8,400万円となります。歳出におきましては、歳出全体の約70%を占める保険給付費が、月平均の支払額約4.6億円、支払総額は55.3億円にも上ります。歳出全体では79億3,700万円となります。

本日の本会議開会前に開催されました、議会運営委員会において御説明させていただきましたが、会計年度終了前における財政調整基金からの繰入れを行っておりませんので、形式収支としては5,200万円余りの赤字決算になります。

なお、歳入不足分を補うため、令和2年度予算から繰上充用という予算措置をさせていただきます、その財源として当該基金で補填させていただきました。

予算で計上していました当該基金からの5,200万円余りの取崩しと合わせますと、当該基金の元年度末現在額は4億2,700万円余となりますが、繰上充用をするために取り崩した5,200万円余りを差し引いた現在の基金額は、3億7,400万円余となります。

○12番（五嶋映司君） 基金の状況とこの前全員協議会で御説明いただいた内容も含めて、今御説明いただきましたけれども、基金は、平成30年度末の決算では4億3,800万円です。今回の令和元年の決算では、出納閉鎖がもう終わった後ですから、概略はほぼ間違いない数字だと思いますけれども、それで4億2,700万円という状況だという説明でしたが、今説明にあった今年度の赤字、全員協議会では5,300万円ぐらいとおっしゃったけど、今の数字では5,200万円ぐらいという数字が正確なのかもしれませんけれども、この原因は、この前全員協議会の中でもちょっと聞きましたけれども、この1億7,000万円の減額は、何が原因でこの減額をされたのか。今どちらかというと、国は、県への移行に伴う財政措置として、3,400億円、いわゆる県に1,700億円、事業体、要するに市町村に1,700億円ぐらい出していますから、どうして減るのかなと思うんですけれども、その減っ

た原因、なんで国や県はこれを減らしてきたのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 特別交付金が減額になりました要因としましては、今国は県の方にお金を出しまして、全て国から市町村に直接ではなく、平成30年度から県を介してお金が入るようになっております。その中で、特別交付金のうち、県の繰入金当初予算額1億6,680万2,000円に対し、確定された交付金は8,035万8,000円という状況でございました。県繰入金の算定においては、評価項目が19項目設定がございます。そのうち最も比率（52%）が高い項目が、収納率でございます。本市におきましては、平成29年度の収納率が県内2位となるほど非常に高かったために、翌年度30年度の県繰入金は1億1,000万円に上るほど算定に反映されました。ただ、平成30年度の収納率は、前年度と遜色なかった状況でございまして、算定においての重要な要因は伸び率でございますので、ある程度伸びてしまったもので、伸び率が非常に少なかったというようなことが主たる原因ということで、平成元年度におきましては4,100万円にその歳入がとどまったということで、これが不足した主な原因でございます。

○12番（五嶋映司君） 今まで特例交付金は、インセンティブ的な要素があったんですね。努力したら、国は国保に特例交付金でたくさん渡すよと。ところが今回は努力して収納率を上げたら、おい待てよと、当然例えば収納率は100%になることはないわけですから、必ず頭打ちになるわけですね。それ以上はなかなか難しい、一生懸命努力してもなかなか難しい。それで減らしてくるということはちょっと理解に苦しむと。なんでそんなことが起こるのか、例えば国は今までは、今、介護保険でもなんでもそうですね、例えば介護保険から卒業したら、（聞取不能）こんだけ出たら、これだけのインセンティブで要するにこれだけの交付金を出しますよ、これだけ増やしますよということでやっているのに、国保ではそういうことになっているというのは理解できないんですけれども、それいつ頃からそうなっているのか。確かに、たぶん平成30年から一括して1,700億円全部渡してきて、県がそれを本当は半分は市町村に渡してくださいよ、半分はあなたのところでストックしておくなり、要するに県が事業体になったときに、何かあったら大変だから何とかしなさいよということで渡しているみたいなんですけども、その辺は確認されたかどうかという問題も含めて、非常に難しいあれかもしれませんけど、どうしてそういうことになるのか。今までの成り行きとちょっと違うなという気がするんですけど、その辺いかがでしょうか。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 削減になった原因というのは、県の担当の方に事細かに内容の方を確認させていただきました。その中で、確かに努力支援ということで、

そのほかの支援制度がございまして、確かに増額になった部分もございましてけれども、一番の下がった原因としては、先ほど述べました収納率の伸びが無かったというようなことございまして、19項目の点数付けの中でそのような結果になったということで、これは制度的に平成30年において、国保の運用主体が県に変わったということで、国から来るお金の配分について、県がそういった項目に基づいて配分をされるということございまして、平成30年度からのそういう措置であるというふうに認識しております。

○12番（五嶋映司君） その点は、もしあれば是非議論を進めてほしいと思います。収納率の伸び率というのは、どうしても落ちるのは分かっている、これが落ちたら、それが主たる原因じゃないかもしれないけど、それで半分まで減らされるとするのは、余りにも過酷なペナルティみたいなもんですね。だからちょっとその辺は、そんなことはおかしいよということを主張していただきたいと思います。

それでは、そういう中でもこれが結果的にこの5,200万円というものの影響が、令和2年度の決算で表面に出てくるのかもしれませんが、今の段階では基金の減った額なんてほんの僅かですね。4億3,800万円が4億2,700万円ですから、1,100万円ぐらいしか減っていないわけですから、これはあんまり大きな問題ではないような気がします。

それでは、その今県への移行と同時に標準税率が示されないと、宇城市の国保税は決められない状況になっていきますけども、標準税率というのがどういうことを意味するのか、このことに移ります。標準税率が示す意味を是非説明をいただきたい。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 標準保険料率とは、平成30年度から始まった、都道府県が国保保険者として財政運営の責任主体となった、国保制度改革で導入された指標でございます。

この制度改正で、医療機関などへ支払う保険給付費等の財源を県が全額用意し、その財源は国等からの公費と市町村が納める納付金とされております。この納付金を賄うために必要な保険料率として、市町村ごとまたは県下全市町村統一の標準保険料率が示されることになりました。県は現在、被保険者数、所得水準、収納率等を用いて算定した市町村ごとの標準保険料率を公表しています。

概ねの市町村は、この標準保険料率を参考に、実際の保険料率を決定し、賦課・徴収しています。

現在示されている標準保険料率は、市町村ごとの住民負担を可視化することが目的とされていますが、将来的には、県下全市町村の保険料水準の統一が目指されています。

保険料率の県下統一化についての判断は、医療費水準の平準化等の状況を踏まえ、

令和6年度に行う予定となっております。統一が実現されますと、同じ所得で同じ年齢層・同じ世帯構成であれば、県内どの市町村においても同額の負担ということになります。

○12番（五嶋映司君） ちょっと時間が無いものですから、この問題は聞いたぐらいにして、これで全市町村一緒にすると、本来ならば、医療費に基づいてその保険料が決まるのがその地域の特色なのが、それを全部一緒にしてしまうとなると、その地域間格差がかなり大きな問題になってくるというような気がしますので、この辺はもっと次の回の議論にでもしていきたいと思います。

それでは、今の報告の中で、最後の項ですけれども、さっき最初に言ったとおり、国保税が余りにも高いから何とかならないかという話なんですけれども、今4億2,700万円は、国保世帯1世帯当たりどのくらいの金額になるかとなると、大体5万2,000円ぐらい、国保世帯8,000世帯とみて、5万2,000円ぐらいなんです。たぶん8,000を切るぐらいかと思いますけども、ほぼ8,000世帯で国保世帯間違いないから、1世帯当たり5万2,000円ぐらいあります。単純にいうと、そんなことできつくないかもしれないけども、1世帯当たり5万2,000円ぐらい引下げをできる財源はあるという理解ができますけれども、まず、僕が考えたいのは、今、国保は所得が無い人にも税金をかけているんですね。さっき聞いた子どもたち、千四百何人かの子どもたちにも税金がかかっている。これを計算してみますと、所得が無い人たちにもかけている税金が均等割で4万6,900円なんです。これを1,400で掛けると6,580万円ぐらい。今全国で、まだどんどん進んでいるとは言えませんが、この所得の無い人に税金がかかるのはおかしいなということで、これを減免する市町村が増え始めております。全額は無理かもしれませんが、まずは総額6,580万円、所得の無い子どもたちにかかっている国保税の減免ができないかどうかというのが1つと、この4億2,700万円の半分でもいいから使って、国保税の軽減ができないか、そういうことを思うんですが、その辺はどういう具合にお考えになるかを伺いたいと思います。

○市民環境部長（杉浦正秀君） まず、18歳未満の均等割の無料化という部分でお答えさせていただきたいと思います。

今現在、国保税の算定方式には、被保険者単位である世帯割と所得割の2方式と、それに均等割を加えた3方式がございます。本市は、国保税の算定方式として県の指針により、標準方式と言われた3方式の方を採用いたしております。

このため、もし、国保特別会計の中で、国保世帯のうち18歳未満を課税しないとしますと、約3,400万円減収をすることになります。この減収分を補うためには、基金を取り崩すか、一般会計より法定外の繰入れをするか、若しくは均等割

額を上げ全ての国保世帯で負担するかのいずれかで補うことになるかと思えます。

将来的に県内統一賦課となった場合は、いずれにしても3方式ということになりますので、18歳未満の子どもを有する世帯にとっては、無料化からまた同一の方式に戻った場合は、税負担が増え、重税感がその時には急に増すことも考えられます。

このため、国保税の在り方につきましては、今後の国保制度の動向を注視してまいりたいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 今はそういうお答えしかできないと思うんですけども、とにかく国保税というのは、負担感が大きいし、現実に非常に高い。ところがそれをやれる可能性というのは、全然無いわけではない。ただ、今おっしゃるように、将来的展望ではどうかといういろいろな問題はありますが、先ほどの渡邊議員の介護保険の議論ではありませんが、結局今入っている人たちになるべく返す、集まった基金をね。次の新しい制度ができたから、その基金を新しい制度に使うというのは余り正しいことではないからね。だから是非、そういう件も考えてやっていただきたいと思えます。それでは、時間がありませんので、次に移ります。答弁はいいです。

水道事業の問題に移りますが、この水道局にする目的、運営状況、その他は飛ばします。浄水施設の更新による事業への影響、これは全員協議会の中で、八代の浄水場の整備と導水管の変更などで、かなりの料金がかかるということで現実に事業が進んでいますね。これがどういう影響を与えるのかを簡単に聞かせてください。

○上下水道局長（大塚和博君） 上天草・宇城水道企業団が予定しております更新事業につきましては、八代浄水場の排水処理施設と小川中継ポンプ場をはじめとする6ポンプ場の機械電気設備の更新、配水池や圧力計測所計13か所の遠方監視施設の更新です。

総事業費につきましては約85億円で、このうち八代浄水場改築費用は、約28億円。全ての事業完了は、令和12年度を予定しているとのこととございます。当市の水道会計への影響につきましては、この事業の影響もございまして、受水費が今年4月から、昨年まで1立方メートル当たり税込み105円でしたのが、今年4月から143円になりました。年間受水量が約3,700万立方メートルですので、年間支出が約1億4,000万円増えることとなります。この受水費の増加が、水道会計に影響することとなります。

対応としましては、令和2年度につきましては、繰越金により対応することにしておりますけれども、令和3年度以降につきましては、今年度のアセットマネジメント計画を策定する予定にしておりますので、この施設の更新計画を基に経営戦略を策定するにあたりまして、適正な料金を算定して、その結果により必要であれば

料金改定を行わなければならないと考えております。

- 12番（五嶋映司君） おっしゃるように、今年度から受水費が上がっている。宇土市はそれを上げました。予定の半分ぐらいしか上げなかったという話なんですけれども、だからそういう意味では、宇城市は上げずに頑張っている。そういう意味では非常に頑張っているんだと思います。

ただ、宇城市の水道料金は依然として、前回ちょうど2年前の6月議会で質問したんです。その時と全く同じなんです。水道料金が低い状態はずっと続いている。是非これを下げていただきたい。それで、宇城市の水道会計を見ると、3条予算は黒字なんです。4条予算は赤字なんです。4条予算が赤字というのは資本的部分です。これはどどんいろいろやるからやむを得ない部分がある。ただし、3条予算、4条予算合わせて、黒字でやりなさいというのは、基本的なそういう考え方でやっているわけですが、これはどだい難しい。社会資本の一部なんです。社会資本がどういうものかという、本来ならば行政がつくって、それを無料に近い状態で使ってもらおうというのは基本的な社会資本、学校にしても道路にしてもいろんなものがありますが、そういうことなんですけれども、これは今のままでいきますと、今おっしゃったように、水道料金は来年はかなり上げなきゃいけないというような思惑、それはよく分かります。けれども、この4条予算の部分に対する、いわゆる今回の80億円、これ全部が全部とはいきませんが、これの宇城市の負担分ぐらいは、市長にちょっと、これ突然であれですけれども、この部分については、いわゆる資本的部分については、一般会計から繰り入れて多少の軽減を図る、そういう考えはございませんか。

- 市長（守田憲史君） 受水費もかなり上がりました。そして今後、上水道でも八代から姫戸町までずっと維持をしていかなければなりません。その維持は、宇城市も姫戸の分も平等に払わないといけない。そういう面で、長期的にはアセットマネジメントといいましたか、長い目でコンサルにもお願いして、長期的な支出を考えながら進めておまして、これもきちんと今長期的なところで整備をしていかなければ、また何倍にもなって返ってくるわけですから、やはりなかなかこの資本的なことも含めて、長期的に考えざるを得ない、また長期的に考えなければならないという認識です。

- 12番（五嶋映司君） 市長おっしゃるとおり、長期的に考えてやらざるを得ない。これから維持費も掛かるというのはもう分かっています。おっしゃるとおりです。ただし、高い水道料というのは、何とかならないのかというのが市民の願い、国保と一緒に。何とかならないのかと市民の願いです。これは、住みやすい宇城市、本当にみんなが住みたくなるような宇城市のためにも、1つの基本的な部分だろう

と思いますので、ちょっと今日は時間が無くて議論を尽くせませんが、是非さらにこの議論を進めていきたいと思いますが、御検討をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

最後に、学校の問題、いわゆるコロナの問題で1つだけ聞いておきたい。学校の検温が、体温計で測って学校に来て申告してもらおうという状況だったのですが、これはちょっと現実的でないと思ってここで上げたんですけど、どうも市の方では、先に対応を考えておられたと。ただ、補正予算の時に僕らはちょっと意味が分からなかったからあれだったんですけど、その検温対策、簡単に御答弁をいただければと思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** それでは、学校の検温対策についてお答えいたします。

検温につきましては、登校前に家庭での検温を基本といたしております。家庭で検温できなかった児童生徒につきましては、登校時、教室に入るまでに保健室や職員室、それから昇降口等で、検温を行うようにしております。

学校では、登校時において自宅で記入する健康観察表などを活用し、児童生徒及び家族の健康状況を把握するようにしているところでございます。

また、4月27日付けの専決予算において、非接触型体温計それからアルコール消毒液の購入費の措置をいたしておりますが、現在、非接触型体温計は、部品調達の影響により生産が大幅に遅れている状況でございます。

したがって、当面は、各学校合わせまして約260本ほど電子体温計を保有しておりますので、こちらの方で、検温を行っていない児童生徒や登校後に発熱症状が出た場合の対応を行うところでございます。

なお、非接触型体温計の各学校への配置の見込みといたしましては、今月中を予定しています。アルコール消毒液につきましては、約700%の確保ができましたので、既に各学校に配布をいたしたところです。

○**12番（五嶋映司君）** 時間が来ましたからやめたいと思いますが、是非、子どもたち、結局親が忙しくて測らずに、昨日と一緒にしておきなさいなんていうこともあり得るということがあるものですから、非接触型の体温計を早く入れて、是非学校管理を十分やっていただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○**議長（石川洋一君）** これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（石川洋一君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時40分

第 4 号

6月16日 (火)

令和2年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和2年6月16日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第4号 | 令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第5号 | 令和元年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第6号 | 令和元年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第7号 | 令和元年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第8号 | 令和元年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第9号 | 令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 議案第42号 | 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第43号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第44号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第45号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第46号 | 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第47号 | 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第48号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第49号 | 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第17 | 同意第8号 | 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏） |
| 日程第18 | 同意第9号 | 農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏） |
| 日程第19 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏） |
| 日程第20 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏） |

- 日程第21 同意第12号 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
- 日程第22 同意第13号 農業委員会委員の任命について（城塚 正氏）
- 日程第23 同意第14号 農業委員会委員の任命について（本田 久氏）
- 日程第24 同意第15号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
- 日程第25 同意第16号 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏）
- 日程第26 同意第17号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
- 日程第27 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
- 日程第28 同意第19号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
- 日程第29 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）
- 日程第31 承認第10号 専決処分報告及び承認を求めることについて（専決第13号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））
- 日程第32 議案第51号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第52号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第53号 所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について
- 日程第35 同意第21号 監査委員の選任について（河野 一郎氏）
- 日程第36 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |

19番 豊田 紀代美 君
21番 石川 洋一 君

20番 中山 弘幸 君
22番 岡本 泰章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡 澄浩 君 書記 小川 康明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	成松 英隆 君
企画部長	中村 誠一 君	市民環境部長	杉浦 正秀 君
健康福祉部長	那須 聡英 君	経済部長	稼 隆弘 君
土木部長	原田 文章 君	教育部長	吉田 勝広 君
総務部次長	元田 智士 君	企画部次長	天川 竜治 君
市民環境部次長	浦田 敬介 君	健康福祉部次長	岩井 智 君
経済部次長	黒崎 達也 君	土木部次長	梅本 正直 君
上下水道局長	大塚 和博 君	教育部次長	豊住 章 君
市民病院事務長	坂井 明人 君	財政課長	木見田 洋一 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布をしております議事日程記載の日程第31、承認第10号から日程第35、同意第21号までの5件であります。

次に、特別委員会について申し上げます。

まず、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会について、私、石川が、委員を辞任いたしましたので、後任に豊田紀代美さんを選任いたします。

昨日、本会議終了後に同特別委員会が開催され、委員長に豊田紀代美さんが互選されましたことを報告いたします。

次に、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会について、豊田紀代美委員から辞任届が提出されましたので、これを許可し、後任に永木誠君を選任しましたので報告いたします。

以上で、報告事項を終わります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（石川洋一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山です。

新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大する中、様々な問題が議論されてきた国会は、野党が会期延長を求め、明日閉会されようとしております。今国会では、新型コロナウイルス対策の持続化給付金事務事業委託金の不透明な金の流れ、無駄遣いと指摘をされたアベノマスク、また第2次補正予算の10兆円にも上る巨額の予備費の問題などありました。さらには、東京高検の黒川検事長の賭けマージャン問題が明るみになり、辞表を提出しそれが受理され、訓告という最も軽い処分済まされたことに、納得している国民は1人もいないのではないかと思います。もともと定年延長問題で国会で激しい議論がなされている中で、このような結末になるとは誰も予想しなかったと思います。自肅要請が出されている中で刑法でいう賭博、なぜ懲戒免職にならないのか国会でも野党が厳しく追及しましたが、安倍総理は自らにその責任と権限があるにもかかわらず、責任を官僚に押し付け、絶対に責任を取ろうとしません。法の番人である検察トップが賭博をし、それを認めているにもかかわらず、何の責任も問われることがないとなれば、検察の国民か

らの信頼は大きく揺らぐこととなります。国のトップであれ、組織のトップであれ、リーダーにとって間違いを認めることは何ら恥ずべきことではありません。恥ずべきは、間違いを認めず、国民を欺き続けることだと思います。

さて、先日の代表質問で、私が議会運営上のことで議長にお願いしているときに、総務部長が聞いてもいないのにいきなり口を挟まれました。私は何のことか全く意味が分からず、戸惑ってしまいました。一般質問とは、市の一般事務全般にわたって議論するものであり、何か勘違いをされたんだろうと思います。しかも私は、経済部長の答弁を受けての発言をしておりました。この件は、議会運営上重要な問題でありますので、議会運営委員と並びに議長には、適切な対応をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。三角防災センターについて、場所の選定の経緯についてお尋ねいたします。先日、三角防災センターを見学する機会がありましたが、とても立派な施設ができておりました。しかし、残念ながら場所が高台にあるため、今でも住民の間ではとてもあそこまでは行けないという声が多くあります。もし防災センターがもっと便利な場所に建設されていたらと思うと、残念でなりません。どのような経緯であの場所が決定されたのかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 熊本地震後、市民の安全・安心の確保という重要な項目を実現するため、防災拠点センターの建設を進めてまいりました。

経緯ですけれども、まず、平成29年8月17日に、市嘱託員の合同会議終了後に当時の三角地区の嘱託員を対象に、防災拠点センターの概要と選定候補地について説明しています。

内容は、選定候補地については、三角町の市職員の課長職以上で地域部会を立ち上げまして、その中で1点目に、安全な場所であること、2点目に、駐車場確保など一定のスペースを要していること、3点目に、市所有地を優先して選定することなどを選定の際の優先順位としまして、候補地の選定を行いました。その結果、現在の三角センターになったところでございます。三角センターは、土砂災害警戒区域に一部含まれており、また、海岸に近いことで高潮・津波などの災害要素も軽視できないなどの理由で、三角地区生涯学習センター（旧三角中学校跡地）を候補地として選定したということを、嘱託員の皆様へ説明し、提案したところでございます。

嘱託員への説明の中では、特にお話したことは、他の4町というのは、既存の公民館の敷地や近隣に建設予定だったということでございます。三角町の建設予定地は、既存の公民館いわゆる三角センターから離れており、特に慎重になって場所の選定を進めていかなければならない。高台の建設が妥当だろうか、利用者の負担を

かけないなどが懸念されるということでした。そのため、説明会を開催し、意見を求めたものでございます。

また、整備後の三角センターの解体についても説明し、その上、このほかの候補地としましては、三角東地区生涯学習センター、古水団地内も候補地として選定したことを説明しております。囑託員からの意見として、これは多分大岳・郡浦地域の方からだと思います。国道266号は冠水して予定地に行けないという意見はございました。ただ、特に反対意見はございませんでした。

同年11月2日には、議員への説明会を開催し、公共施設等総合管理計画に基づくスクラップ・アンド・ビルド計画と、各地区の建設予定地、各地域の特性を活かした建設方針などを説明しています。また、同日には、三角町の囑託員会議も開催され、同様の説明（三角センターを含むスクラップ計画も説明）を行っており、特にこちらにも意見等はございませんでした。

平成30年2月27日には、復興まちづくり計画に関する地域懇談会を開催しております。防災拠点センターの役割や諸室の内容、その他、防災倉庫、防災井戸、災害トイレなど、より具体的な施設の説明を地域懇談会委員へ行っています。委員からは、非常時の収容数などの質問、ホールの規模の拡大や三角センターの存続などの要望もありましたが、三角センターの機能を可能な限り継承できるように検討していくということで理解を求めました。また、アクセス道路の狭小問題についても質問があり、大規模災害時には一方通行にするなど、ソフト対策を検討する旨、説明しております。

また、同年3月13日には、復興まちづくり計画の住民説明会を宇城市役所で開催しています。三角防災拠点センターについては、特に質問はございませんでした。なお、住民説明会の市民への周知については、広報誌と共にチラシによる回覧を行っています。

そのほか、同年6月14日に議員への説明会、7月11日には、三角地区囑託員会議で、三角センターの機能を継承するという説明会を開催しました。以前から要望がありましたホールの規模の拡大を提案し、説明会を終了しました。特にこちらにも意見はございませんでした。また、同年11月2日には、三角地区囑託員会議において、ホールの配置計画など、さらに詳細な説明を行っております。

以上、現在の建設場所に至った経緯など説明しましたが、総合的には、三角センター現在地の災害危険区域の状況、駐車場不足、施設の老朽化などの課題を説明し、三角地区生涯学習センター跡地への建設について、理解を得たと認識しております。

○20番（中山弘幸君） それなりに説明はされていると思いましたが、おそらく私の聞く範囲では、いわゆる事後報告と言いますか、そこありきの説明だったよう

に私は聞いております。もう少しこの場所の選定にあたっては、最初から幅広く市民の声を聞かれれば、おそらく結果的に現在地に決まったとしても、今のように住民の不満だったり、不安だったりというのは無かったんじゃないというふうには思っております。また先日の代表質問の中で、総務部長が美里町の例を話されましたけれども、あれは結果論であって、たまたま災害が無かったから良かったと思えますけれども、もし三角の場合、高台であるため、住民が避難をためらい、その結果として被災したということはあってはならないと思えますけれども、そういったことは想定しておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 先般も申し上げたと思えますけど、今、避難の方法は、全て避難所ということではございません。まず、自宅での避難、それと親類縁者、近親者へのところへの避難、それと車中泊等の青空避難、それと避難所というところが今のところ考えられておりますので、やはりそれぞれの災害の種類に応じて自分の家が危険かどうか、やはりこれを一番認識してもらうことが肝要かと思っておりますので、そういうふうなところを思っていたいで避難していただく、これが一番ではないかと考えております。

○20番（中山弘幸君） それは、避難所が無い時の話だろうと私は思うわけでありまして、もちろんそれも大事ですけれども、やはりまずは、住民がスムーズに避難できる避難所があるというのが大前提だろうと私は思います。あくまでも、今度コロナウイルスの関係でいろんな避難方法が示されておりますけれども、それはあくまでも避難所が無い場合の話だろうと、私は理解しております。

次に移ります。三角センターの解体についてお尋ねいたします。（１）と（２）はちょっと関連をしておりますので、続けて質問をしたいと思います。解体の経緯と住民に対する説明について、答弁をお願いいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 三角センターは、昭和47年に建設され、昭和53年から三角センターとして、コミュニティの拠点そして避難所として幅広く利用されてまいりました。

しかしながら、平成28年に熊本地震が発生をいたしました。そのため、熊本地震からの一日も早い再建を目指し、平成30年3月に策定した宇城市復興まちづくり計画に基づき、三角センターの代替施設である防災拠点センターの整備を行うことになったところでございます。

この復興まちづくり計画において、三角の防災拠点センターは、具体的な整備方針として、老朽化している三角センターを解体し、その機能を継承しながら、要配慮者を含む多数の避難収容が可能な避難室や、多様な諸室・設備を備えた施設の整備を図りますとして、スクラップ・アンド・ビルドの視点から、防災拠点センター

の建設後に解体の方向が示されたところでございます。

また、この方向性を平成29年から平成31年にかけて議会や、嘱託員代表者会議、三角地区の嘱託員会議、地域懇談会等で説明を行い、計画を進めてまいりました。

このほかにも、三角高齢者学級と女性学級の合同学習会で、平成30年と令和元年の2年にわたり、市長が講話で、防災拠点センターの建設それから公民館の解体などについて説明をされております。

建築後48年経過する三角センターは、老朽化が顕著であることはもちろんでございますが、何より2階天井部分にアスベストが存在し、専門家からみて、経年劣化によって厳しい状況にあると聞いております。

加えて、吹付アスベスト対策の国の助成が令和2年度までであることや、建物本体及び設備の老朽化、具体的には雨漏り、トイレの排水不良、非常用発電機の交換、音響設備の不具合など、総合的に判断して、解体を決定いたしましたところでございます。

なお、本年4月9日に、三角センター解体に伴う代替施設建設について、三角町の行政区長の皆様が要望に来られましたが、その際、全員の区長さんからは、三角センターの解体については、了解をいただいております。

今後のスケジュールにつきましてでございますが、三角防災拠点センターの落成式が7月26日日曜日、それから供用開始が翌日の7月27日月曜日からと決定をいたしました。三角防災拠点センターが、三角センターと同様に、市民の皆様の文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会などに供するための新たな拠点となることを目指し、市民の皆様の活発な御利用をお願いするところでございます。

なお、三角センターの解体につきましては、現在、解体に向けた入札準備を行っております。7月下旬に入札を行い、9月議会で議決をいただきまして、10月から解体を行います。工期につきましては、6か月を見込んでいるところでございます。

○20番（中山弘幸君） 次に、有効活用についてお尋ねいたします。確かに三角センターは、雨漏りやトイレの排水の問題など、若干の問題はありますが、私は改修可能であると考えております。まだ十分に利用可能な三角センターを解体するよりも、有効に活用した方がいいのではないかとという市民の声は、未だに多くあります。そのことについて、どのように受け止めておられるのか、お尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 今年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、三角センターを含む市内の各公民館、市民館などにつきましては、4月1日から休館しておりました。

5月14日の緊急事態宣言の解除を受け、5月18日月曜日から、密閉、密集、密接などの3密を避けたところの使用制限を設けて、また使用した後の消毒を徹底し、開館いたしております。

これまで、三角センターは、市民の皆様に幅広く利用されてきましたが、先ほど申し上げましたとおり、2階天井部分のアスベストの問題や老朽化による雨漏り、2階トイレの排水不良などの問題がございます。

また、公民館活動や避難所におきましては、地域の方々が安心して集い学べ、緊急時には安全であることが大前提であります。

さらに、三角センターは、土砂災害警戒区域との隣接や、高潮・津波等の懸念、駐車場不足などの課題がございます。新しく建設された三角防災拠点センターは、これらの課題をクリアしており、安心して利用できると考えております。

したがって、これまで以上に、市民の皆様の学びを支える場として、避難所として、幅広く御利用できるものと思っております。

○20番（中山弘幸君） いつもこのアスベストのことを強調されるわけですがけれども、実際、三角センターのアスベストでこれまでに健康被害があったのかどうか、また今後どれくらいリスクがあるのかについてお尋ねをしたいと思います。

それとまた市長に、質問の回数がありますので、市長には続けてお願いしますけれども、代表質問でもお尋ねをしましたが、三角の防災拠点センターは、新型コロナウイルス対策で避難所としては58人しか収容ができません。今回、国が新型コロナウイルス対策で、災害避難所の増強に財政支援をするとの方針を出したことを受けまして、三角センターを改修し避難所として、またこれまでどおり活用することも選択肢の1つではないかと考えますけれども、いかがでございますか。

○教育部長（吉田勝広君） 三角センターにおきましては、飛散性が非常に高い吹付材を使用いたしているという状況がございます。これまで、漏れ、飛散はあっておりません。したがって、健康被害等もあっていない状況であります。

アスベストの封じ込め処理をしている三角センターにつきましては、経年劣化や地震などにより被災した場合に、アスベストの漏れ、それから飛散状態になることが予想されますので、危険な状態になる可能性は高いと思っております。

○市長（守田憲史君） 三角防災拠点センターの供用開始までは、三角センターを避難所として利用いたしますが、防災拠点センターの供用が始まりましたら、先ほどから、教育部長が申したように、三角センターは、2階天井のアスベスト問題や老朽化による雨漏り、2階トイレの排水不良など問題がありますので、避難所としての利用は考えておりません。

○20番（中山弘幸君） 私も三角でアスベストの被害は聞いたことがありませんし、

今は問題ないというふうに理解をいたしました。何度も言いますけれども、防災拠点センターは高台で、災害前の避難所としては市民が避難をためらう可能性が考えられます。それに比べ、三角センターが一番便利な場所にあり、高齢者でも歩いて避難ができますし、また津波・高潮のときは、最高の避難タワーになります。もし、大規模災害があり、多くの住民が住む家を無くしたとき、防災拠点センターを含め今の収容人数では全く足りないと考えます。三角では、3年前の豪雨で時間雨量が100mmを超えました。実は、私の家もすぐ横の川が氾濫し、軽い床上浸水となりました。もし、あの豪雨があと30分、1時間続いているならば、私の家はもちろん三角町でも、相当な被害が出たと考えられます。今後は予想もしない被害が想定されます。その時はどうされるのか。私は、三角センターを避難所として活用することが最善の選択だと考えます。市長はそう言われますが、そのために国が改修の費用を出すと言っているわけですから、私は、その選択肢の検討をしてもいいのではないかと考えております。7月には解体を発注するというところでございますけれども、一度立ち止まって検討してみてもいいのではないかと考えますが、市長いかがですか。

○市長（守田憲史君） 避難所としての利用は、考えておりません。

○20番（中山弘幸君） そんなにかたくなにならなくてもいいのではないかと、私は思います。これからは全く新しい社会が始まるわけですから、もっと柔軟な考え方を持っていいのではないかと、私は考えております。

次に、市民団体からの市長に対する要望について質問いたします。令和2年2月21日に、市長室において市民団体からの要望活動があり、私も同行をいたしました。内容としましては、三角センターの解体計画の休止と三角センターの有効活用について、並びに市民の文化活動の拠点の確保についての要望書でした。その趣旨は、三角センターは、住民にとって教育・文化活動の拠点であり、現在地にあることに意味があります。防災拠点センターの建設とは切り離して考え、解体計画を休止し、公民館としてまた市民の拠りどころとして是非残してほしい。2番目に、市長に是非三角に出向いていただき、市民に納得のいく説明をしていただきたい。そして直に市民の声を聞いてください。3つ目に、もし仮にどうしても解体がやむを得ない場合については、防災拠点センターを高台に建設されておりますので、なかなか車が無い人は行くのが困難であり、市民の足が遠のき、現在行われている活動自体ができなくなる可能性がありますので、そのときは現在地に三角センターに代わる施設を建設してほしいという要望書を、2,092人分の署名を添えて提出をされました。その時の市長の答えとしましては、署名については重く受け止めますと言われましたけれども、存続に関しては難しいという回答だったと思います。今

回の署名活動でお手伝いをしましたけれども、2,000人以上も集まるとは全く予想もしておりませんでした。それほど三角センターの解体に対して、皆さん不満と不安があるということだろうと思いました。執行部は、それなりに説明をされたと言われますが、それが市民に届いてはいないのではないかと私は思っていますが、市長その点はいかがでしょう。

○市長（守田憲史君） 2,000人の署名につきましては、三角センターがこれまで長い間、教育・文化活動の拠点として、幅広く活用されてきたからだと思います。その思いはしっかり受け止めさせていただきました。しかし、施設2階のアスベストが、経年劣化によって厳しい状況にあるとの専門家意見です。加えて、雨漏りなどもあって、長期に耐えられるものではありません。

これまで、防災拠点センターにその機能を移すとして、地域懇談会、嘱託員会議、この議会でも説明しており、市民の皆様へは十分説明していると考えています。

○20番（中山弘幸君） 今回の署名活動に参加された皆さん方の中には、いろんな考えの方がおられます。解体には絶対反対で残してほしい、また防災拠点センターには行きたくない、解体の理由が分からない、解体は仕方ないが跡地はどうなるのか、三角センターに代わる施設ができるのだろうか、何よりも三角センターが無くなれば、ますます寂しくなってしまうなど様々であります。そのような思いに対して行政が寄り添っていないのではないかと、また正面から向き合っていないのではないかと私を含め、多くの市民が感じているのだろうと思えます。ですから、市長から直接納得のいく説明を聞きたい、そして市民の声を聞いてほしいという要望だったと私は理解しておりますけれども、市長その点はいかがですか。

○市長（守田憲史君） 先日もこの問題に関しまして、三角町の区長さん方にお集まりいただきまして、副市長からも、この三角センターの解体はよろしいですねと念を押ささせていただきました。全員が了解をしていただいたと認識しております。

○20番（中山弘幸君） そのことは聞いておりますけれども、ただ、市民の間には、まだまだそういった思いが残っているということを私は申し上げております。繰り返しになりますけれども、今回新型コロナウイルス感染症対策で、避難所の収容人数が大幅に制限されるようになりました。まだ使える三角センターを2億1,000万円かけて解体するよりも、もっといい方法がないかと一度立ち止まって、検討するという選択肢もあると私は思います。その結果として、やはり今解体すべきだと市民が納得できるような説明ができれば、私は、それはそれで仕方ないと思っておりますので、その点含めて、市長、再度お願いいたします。

○市長（守田憲史君） 先ほど述べたとおりです。

○20番（中山弘幸君） 最後に、跡地利用についてお尋ねいたします。解体はすべき

ではないと言いながらも、跡地の質問をするのはいかがなものかと思いますが、三角の区長さん方からの要望に関することでありますので、お尋ねをしたいと思います。三角センター解体後の跡地に、熊本地震の仮設住宅の解体材を利用して仮称、復興会館を建設するとのことでありますけれども、その時期と規模等についてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 仮称、復興会館というのは、建設計画はこれからでございます。どのような形状、大きさで建設するかはこれから検討していかなければならないと思っております。基本的には、熊本地震を後世に残していくためには、仮設住宅の形式は、ある程度残していきたいというふうに考えております。

○20番（中山弘幸君） ちょっと大事な質問を忘れておりました。先ほど教育部長から、総務部長からもありましたけれども、三角センターの建っている場所は、土砂災害警戒区域との隣接や高潮・津波等の懸念があると答弁されておりますけれども、そのような場所に復興会館を建設することが、市民の安心安全につながるのかという疑問もあります。その点が1点と、今の総務部長の答弁では、まだ全く白紙の状態ということでございました。しかし、全く白紙の状態では、区長さん方も市民の皆さん方も、納得はされないと私は思います。区長さん方に対しても、それなりの施設ができるということで、三角センターの解体に納得されていると私は思います。全て白紙にということではないと私は思います。それでは、区長さん方も地域の住民に対しての説明ができないと私は思います。大体いつ頃になれば、詳しい大体の概略が決まるのか、あと土砂災害危険地帯合わせて2点について。

○総務部長（成松英隆君） 場所ですけど、中山議員が三角センターを残せとおっしゃっていましたが、今度復興会館を建てるわけですね。先ほど三角センターが避難タワーになるということをおっしゃっていましたが、現実として、前回津波注意報が出た時に、三角センターに来られた方はほぼほぼ無く、ほとんどの方が今回の防災拠点センターの方に避難されていたという事実が、私も職員の方から聞いております。場所の選定はそういうところでございますので、いずれにいたしましてもこれからということでございます。

○20番（中山弘幸君） ちょっと答えが足らなかったですね。土砂災害危険地帯に復興会館を建てるのが、市民の安心安全につながるのかという疑問がありますというのに答えていなかったんですが。

○総務部長（成松英隆君） 土砂災害危険地域になっているというのは、あそこの施設の北西側の一部が、これは土砂災害警戒区域に入っているということでございます。ですから、建てる場所を選定すれば、そちらの方は回避できるのではなかろうかと考えております。

○20番（中山弘幸君） 質問の回数がありますので、これまであそこの場所は、土砂災害警戒区域と隣接しておりますし、高潮・津波被害の心配がありますから、三角センターは解体しますという質問がずっとあっていただけですよ。そこにきて、あそこに、この跡に復興会館を建てるのが果たしてどうなのかと、私は心配しているわけですよ。あと三角交番の話も出ておりましたが、三角交番の話はどこから出た話なのか、警察の方から出た話なのかこちらからの提案なのか。交番というものは、私が考えますに、これは住民だけの問題だけではなくて、一般の人にとってもいざというときには頼りになるところでございますので、この点をどういう経緯なのか併せてお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 中山議員の御質問で、三角センターは避難所として残せ、今度は避難所として大丈夫なのか、どちらですか。もう一度言いますが、土砂災害警戒地域にかすめていることです。

○20番（中山弘幸君） そう言っています、私も。

○市長（守田憲史君） いや、違いますよ、だからどっちなんですか。こっちはこっちで、あっちはあっちでちゃんとした方針で述べてください。国民民主党の代表の方。

○総務部長（成松英隆君） お尋ねは、先般築後47年が経過した宇城市三角交番についても、同敷地内での移転を協議進めているところという答弁を前回いたしました。これが今お話できる全てでございます。

○20番（中山弘幸君） 回数がありますので。私は、前置きをしたでしょう。解体は反対しているけれども、跡地の質問をするのはいかがなものかと思うけれども、地元の区長さん方の要望に関する事だから、あえてお尋ねしますということ、私はお断りして質問しているわけです。だから、それはそれで市長、答弁に答えてもらわないと困ります。だからですね、ちゃんとその執行部の方針に対して質問をしているわけですから、今まで市長も、総務部長も、教育部長も、あそこは土砂災害警戒区域に隣接をしており、高潮・津波被害がありますと言っているところに、復興会館を建てるのが、果たして市民の安心安全にとってどうなんですかと私は聞いているだけです。それに対してちゃんと答えてもらわないと困ると思いますが、議長どうですか。

○総務部長（成松英隆君） 今回は、防災拠点センターをつくるにあたり、高台の方を選定したわけでございます。現在の三角支所と同地は、同じ条件のもとで建てております。

○20番（中山弘幸君） 議長、答弁になっていないと思いますけども。

○議長（石川洋一君） 答弁になっておりませんが、質疑は3回までですので超えますよ。

○20番（中山弘幸君） はい、分かりました。議長からちゃんと答えるように指導をお願いします。

○議長（石川洋一君） 今、中山議員から意見がありましたけれども、確かに質疑がうまくできていないような判断をいたします。後ほど、しっかり説明をされて納得いくようなことで進めていただきたいと思います。

○20番（中山弘幸君） 議長ありがとうございました。ちょっと時間が無くなりましたので、最後の質問に入ります。

三角保健センターの廃止について質問をいたします。ちょっと時間がありませんので、廃止の決定の経緯と施設の状況、そしてまた施設を例えば改修をするのであれば、大体どれくらいの金額が必要になるか、その辺を簡単をお願いします。それと今後の利用計画。

○健康福祉部長（那須聡英君） お尋ねの4点全てについてお答えいたします。ちょっと時間がかかります。

三角保健センターは、平成11年の供用開始当初から地盤沈下の影響により、これまで幾度となく修繕・改修等が実施され、多額の経費を投じておりますが、現状においても、施設内部には随所に傾斜やひずみ等が発生し、施設全体に地盤沈下の影響が見られます。

中でも、事務室においては、入室と同時にひずみを感じるほどの状況であったため、平成23年度に改修工事を施工しましたが、今もなお、沈下は進行し、天井や壁のいたるところに隙間やズレが生じ、雨漏りやドア・窓の開閉に支障を来しています。特に職員が常駐していた事務室入口の引き戸1か所については、隙間の発生により倒壊が懸念されているため、立入禁止の張り紙を掲示し、ガムテープ等で固定するなど、住民への安全対策を講じていました。また、同保健センター内で従事する職員にとりまして、傾斜のあるところで長時間仕事をすることは、めまい、頭痛、吐き気など健康障害を引き起こす要因となり、健康管理の観点からも、良好な職場環境とは言い難い状況にあったと思われま

す。栄養指導室においても、地盤沈下の影響により、室内の床は目視でも分かるほどのたわみが生じ、スコープによる排水管内部調査からは、接合部分の破損や断裂、また水たまりが確認されており、床下には空洞が発生している可能性が高いとの所見でありました。このことから、昨年からの栄養指導室の利用を禁止としています。

施設外部においては、造成時の盛土荷重の影響により、建物と地盤の間に60％から70％程度の差が生じ、玄関口のひさしの北側基礎柱2本は、コンクリートで60％ほど高く補強してあります。また、玄関口周辺の地盤は軟弱化による地盤陥没が数か所発生しているため、カラーコーン等を設置し、安全対策を講じておりま

す。さらに、壁の外側に取り付けてある排水管や雨どいには、広範囲にわたり亀裂等が生じ、適正な排水処理ができない状態となっております。

このような状況を踏まえ、平成27年9月に策定されました宇城市公共施設等総合管理計画及び宇城市公共建築物保全計画に基づき、当該施設の今後の管理運用等について、公共施設管理担当部局と協議を重ねてまいりました。仮に、施設の長寿命化を図るとすれば、建屋の改修だけでも1億7,000万円と試算しており、これに地盤改良の経費が加わることとなります。

このように、多額の経費を必要とすることに加え、改修後に沈下が治まる保証が期待できないため、投資に見合う改善効果は見込めないと判断せざるを得ません。

現在、旧三角中学校敷地に三角防災拠点センターが整備中であり、本年7月末に完成の見込みです。同拠点センターは三角町の避難所及び防災活動の拠点施設となりますが、平常時には地域の社会活動や教育・保健福祉事業等に利用可能なため、三角保健センターの機能を一部移転することで、各種事業の充実及び合理的な事業運営が可能となります。

ただいま申し上げましたとおり、三角保健センターの代替施設としての見通しが立ったため、最終的に市の方針として廃止が望ましいという結論に至り、令和2年第1回宇城市議会定例会にて廃止の議決をいただいたところです。なお、三角保健センターの職員については、本年4月から三角支所に配置転換をし、これまでどおり健康相談及び窓口業務等に当たっており、市民の皆さんの利便性と効率化が図られております。

施設の有効利用については、傾斜が生じている当該施設で長時間過ごすことは、先ほど申しましたとおり、身体に違和感を与えてしまい、その違和感はやがて自律神経の乱れにつながり、様々な体調不良を引き起こし、のちに健康障害へとつながっていくと思われまます。したがって、一時的に物置として使用することは可能と思われまます。地域の保健事業や食生活文化の拠点としての活用はもとより、避難所への活用及び集会や会合など人が集まる場所としての使用には、安全面・衛生面・健康面等の観点から、適していないと考えまます。

○20番（中山弘幸君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（石川洋一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、原田祐作君の発言を許します。

○1 番（原田祐作君） 議席番号1 番、会派うき未来2 1 原田です。皆さんおはようございます。

早速質問に入らせていただきます。令和2 年度当初予算におきまして、外国語指導助手派遣業務委託費として5, 2 8 0 万円が計上されておりました。これは小学校においてA L T の派遣業務を委託するというものでありまして、昨年度までは日本人の英会話講師8 人が担っていた業務を引き継ぐというか、移行するというような説明を受けました。

そこで、これにつきましては予算が通りましたので、業務委託が進んでいると思うのですが、それでは現在、今、どのような状況で運用なされているのかというのを御説明いただきたいというふうに思います。

○教育部長（吉田勝広君） 御質問のA L T の運用につきましてお答えします。

中学校におきましては、民間事業所からの派遣契約を2 年としておりますので、令和2 年度も引き続き、同じ事業所から2 人のA L T 派遣となります。

小学校におきましては、本年度から、英語が教科としてスタートしますので、A L T 5 人を配置いたしております。A L T には、学校規模により2 校から3 校を受け持ってもらいますので、各学校には、週に2 日から3 日程度の頻度で活動できるようにしているところでございます。

小学校A L T の配置につきましては、5 月1 1 日から行う予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症による臨時休業のため、学校再開に合わせて6 月1 日からの配置に変更しております。

なお、現在配置しているA L T は、日本滞在歴が長く、A L T 経験もあり、日本語においても支障がない方々ですので、日本の背景を理解しながら指導するスキルは、しっかり身に付けているというふうに思っております。

○1 番（原田祐作君） もうスムーズに業務委託が済んで、学校に配置されているというようにお答えでした。私もまだ娘が小学校におりますもので、どんな感じだという話を聞くんですけども、私の小学校に派遣されている先生については、非常に感じがいいというような話をしておりました。ただ、ほかの学校については、どのような先生方が配置されているのかまだ分かりませんし、今後どのような、ひょっとして任期途中で辞めてほかの人に代わられるということもあるかもしれませんので、今後も注視させていただいて、今、比較的良好な先生たちがいらっやっているみたいなので、今後の成果に期待をしたいというふうに思います。ただ、週に2、3 回ということで、クラスが多い学校については、ちょっと物足りないような

感じもしますので、その辺も今後予算との絡みもあるとは思いますが、充実している方向ができればなということをおっしゃっています。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。日本人の英会話講師からALTの変更の理由ということで、その変更した理由ですね。これは、英語の4技能検定も行われておりますけれども、ひょっとしたらこの辺の結果も関わっているのか、若しくは全体的な教育行政の流れの変化なのか、その辺を含めて、この変更の理由についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** ALTを採用した理由についてお答えさせていただきます。

小学校教育において、学習指導要領改定で大きく変更された点は、英語が教科化されたことにあります。グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっております。

国は、授業に際しては、ネイティブ・スピーカーの活用に努め、指導体制を充実することが必要であり、全ての小学校にALTが確保できるようにする必要があると改善・充実の方策を示しております。

熊本県においては、教育の重要施策の1つとして、ALTオンライン英会話等を活用した、更なる英語コミュニケーション力の向上による英語教育日本一を目指しております。また、県内の他自治体におきましては、既にALTを従来から倍増させております。

これまで宇城市の英語教育は、学習指導要領に基づく授業が実施され、加えて教育課程特例校事業の実施や、英会話講師の配置、国際交流事業などの取組と、その成果が見られますが、なお一層の充実が課題であるというふうに思っております。

国の流れ、県の流れ、時代の流れを見逃さず、国や県が目指す方向性に従ってALTを導入し、外国語やその背景にある文化や考えなど国際理解を含め、使える英語力をきちんと身に付けられるよう、英語教育の改善と加速化を図ってまいります。

ちなみに、昨年10月から12月にかけて実施をいたしました英語4技能検定では、中学3年生におきましては書く力が、中学2年生では読む力が特に上回っており、両学年とも共通して、聞く力と話す力が低い傾向にあったところであります。

○**1番（原田祐作君）** ただいま理由を御説明していただきました。今、熊本県においては、英会話教育日本一を目指してというところの御説明で、県内の他自治体では、ALTの体制を倍増させていると、このような御説明もありました。

それでは、ここで再質問なんですけれども、他自治体は倍増させていると、今回宇城市は新たに取組んでいるということなんですけれども、大体どの程度、今小学校には

8人、中学校には2人、小学校ではばらつきはあるが週に2、3回程度という最初の質問の答弁を踏まえて、宇城市は大体どの程度を適性と思っているのか、また目指しているのか。またそれが国とかそういったほかの指針があれば、その御説明をお願いしたいのと、今英語4技能検定の結果については、中学生については今お答えいただいたんですが、小学生についての結果がもし分かれば、そこも併せてお答えいただきたいなど、この2点よろしく願いいたします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 文部科学省から発出されております今後の英語教育の改善・充実方策については、小学校の次期学習指導要領が実施される前年度までに、全ての小学校にALTが確保できるようにする必要があるという形で提言されています。

平成23年度に、小学校高学年に外国語活動が導入されて以降、多くの学校で学級担任とALTをはじめ、英語が堪能な外部人材とのチーム・ティーチングによる指導体制の整備、充実が図られてきました。

どこの自治体も、理想は、全ての英語授業にALTを配置することだと思いますが、学校には、特別支援教育支援員・用務員・図書司書・看護師など、学校運営に必要な人材を多く抱えております。全体のバランスを俯瞰しながら、より理想に近い形になるよう、英語指導体制の充実に取り組んでまいります。

お尋ねの英語4技能検定の小学校5、6年生の結果につきましてでございますが、全国的に小学生で検定を受験する児童は少ないので、あくまでも参考値になりますが、全国参考値より、4技能（聞く力、読む力、話す力、書く力）全てで上回っております。

○**1番（原田祐作君）** 今、お聞きしました小学校4技能検定、あくまで参考値ということであるが、4つの技能について非常にというか、高いという評価が出たということですね。それに対して、英語が教科として始まる中学生になっていくと、書く力、読む力は上回っているが、聞く力、話す力、ヒアリングとスピーキングにおいては下回っていると。この結果を見ると、宇城市は今まで、特区として小学生の低学年の頃から英会話をやって取り組んできました。そこには、日本人の英会話講師の方がずっと関わってこられた。その成果として、小学校で非常に成果が出ていたのかなど。ではここで、教科として今度は英語専科の先生が英語を教えるにあたっては、そのヒアリングとスピーキングのところ若干よそに比べると落ちていく。ここはやはり非常に大きな課題じゃないのかなど。これが新たに宇城市が取り組まれる4技能評価、これで見えてきたと。これは1つこの制度を取り入れた成果なのかなというふうには思っています。ただ、それだけ非常勤の先生方ですよ、日本人の英会話講師というのはですね。非常にやはり頑張られていたのかなというふう

に思っています。実は私、一度授業を参観させていただきました。少人数のクラスだったんですけども、そこで日本人の英会話の先生が中心となって、全て英語で子どもたちに対して語りかけて、歌を歌ったり、またちょっと体を動かしたりというような授業をされていました。で、英語で自分の自己紹介をする、名前、自分の好きな色、食べ物、動物などを紹介していく。そんな中でも子どもたちは、全て英語できれいな発音していたように思います。そこで衝撃だったのが、先生が「C l a p y o u r h a n d s」という言葉をかけられました。分かる子どもたちは手を叩いたんですけども、分からない子どもたちもいた。その時に、分かる子どもが分からない子どもに対して、「手を叩かなんとよ」ではなくて、「C l a p y o u r h a n d s」英語で伝えていた。やはり非常に英語に慣れ親しんでいるなどという雰囲気を得ました。やはりそのような成果が、この4技能評価でも表れていたのかなというふうに考えています。

そして、先ほどの再質問の前の答弁で、ALTを採用するにあたって、外国語やその背景にある文化や考え方などの国際理解というような文言が出てきました。私は、これは英語教育とは区別してやらないといけないんじゃないかなというふうに思っています。これはどちらかというと、国際理解教育というような分野になるのではないかなと思っておりました。それでちょっとインターネットで国際理解教育というのを調べてみますと、やはり文科省がかなり以前からこういったものを推進しています。ここの指導要領についても、やはり地域や学校の特色を踏まえながら、他の教科とは別に国際理解教育は進めないといけないよというような言葉がありました。ですので、教育のまち、宇城市、今後英語に力を入れていく、これはものすごくいいことだとは思いますが、それとはまた別に、国際理解とか文化を知るといようなことに関しては、国際理解教育というのも併せて進めていただければなというふうに思います。外国人のネイティブの方がしゃべる英語に直接触れて、その方の文化を知ること、これも1つの国際理解につながると思います。ですが、ほかにも例えば、様々な国の方がアメリカ、中国、インド、スペイン、ロシアいろんな国があります。その方たちが1つの場所に集まって、英語でみんながコミュニケーションをとって、それぞれの国の文化を理解できるんだよというこういった場をつくること、これも国際理解教育につながると思いますので、ALTの先生、ネイティブの人と触れ合っているから、国際理解につながるというだけではなくて、是非その先にもう一步進んで、本当の意味での国際理解教育というのも、この英語教育とはずれるかもしれませんが、進めていってもらいたいなというふうに今思っています。

それでは、今お話していただきました日本人の英会話講師の先生方、小学校の子どもた

ちに対して、非常に長い間熱心に指導をされてきた、それはもう私も参観させていただいて感じました。そのような方が相談に来られました。これはもう以前の話なので今となつては、ちょっと賞味期限切れみたいな話になるかもしれないんですけども、一度ここで抑えていきたいなと思っております。相談に来られました。今までは12月に意向調査を受けて、そのまま次年度も雇用していただいていたところ、昨年度に関しては、意向調査をいつもどおりに受けて、そのまままたやっつけていけるんだろうなと思っていたら、1月の末になつてもう採用しませんよというか、もう契約は終わりですよというようなお話があったということをお伝えされました。やはり生活の糧とされている方も非常に多くて、やはり困られていた印象をいまだに覚えております。そういった非常勤職員の雇用について、もうちょっと早い段階でお伝えというか、すり合わせみたいなことができる、そんなことはなかったのかなというところをお聞きしたいと思います。

○**教育部長（吉田勝広君）** 小学校教育は、先ほども申しましたが、英語が教科化されるなど学習指導要領の改定で、大きな変革の時期を迎えております。グローバル化の進展や国県の方針、他自治体の状況等から、本市のALTの増員は、かねてからの検討課題でございました。

ALTへの完全移行の経過措置として、英会話講師の再任用についてもぎりぎりまで検討しておりましたが、最終的にALTへの完全移行を決定いたしました。

これまでの本市英語教育に対する英会話講師の努力や貢献は、認めているところでございます。しかし、英会話講師の任期は、あくまでも4月1日から年度末の1年間であり、このことを記載した任用通知書を採用時にお渡しをいたしております。

また、昨年11月に発出した任期満了に伴う再任用希望調査では、任用期間は令和2年3月31日で満了となること、この調査は任用の確約ではないこと、そして予算、評価、定年退職後の再任用職員の配置等により、希望されても任用できないことがあること、これらをあらかじめ御了承の上、提出していただくことを明記して調査を行っております。

教育委員会では、計画段階での説明はいたずらに不安をあおり、教育現場を混乱させる可能性があるため、最終的な決定に基づき、今年1月30日に、改めて任用期間満了の説明会を行ったところです。

○**1番（原田祐作君）** 今、基本的なルールというか、原則については御説明をいただきました。私もその点については、全くそのとおりだというふうに思います。ただですね、そうは言われましても、今まで長い年月というか長い間は、意向調査を受けたら、そのまま次の年も英会話講師として採用していただけていたと。やはり、英会話講師の皆さんもお話を聞くと、使っていた教材が非常に時代遅れで、そのま

までは使いづらい。また、新しい教材も、使い勝手がいいやつもなかなか手に入らない。だから自分たちで身銭を切ってアイテムを作ったりとか、その教材を工夫してやってきたと。それはなぜか。私たちも宇城市に生まれ、やはりこの宇城市が好きで、英語も好きで、子どもたちと関わりたい、ああ、じゃあ子どもたちと英会話、英語でコミュニケーション取るといいう仕事ができる私は幸せだと。やりがいがあると。そういうふうに使われて頑張られたそうです。宇城市で生まれ、宇城市が好きだから、宇城市の子どもたちと関わって、その仕事をさせていただいている、非常に有り難い、だから頑張ると。身銭を切ってもやるというふうにやられてきたそうです。こんなの多分契約上、紙面に表れてこないんですね。でも確かに行政というのは、そういう原則に当てはめて、原則からはみ出さないようにやっていくというのは、これは大事なことです。これは外してはならない。ただ、そこに心を入れることはできないのかなと。今まではこうだったけど、ひょっとしたら駄目かもね、一言お伝えしてあげていけば、ひょっとしたらその方たちは、12月の段階で新しい仕事を探せたかもしれない。11月、12月の段階だったら、新しい仕事に就けたのに、1月の末まで私たちまだ英会話できるんだと思って待っていたばかりに、次の仕事が見つからなかった方もいたかもしれない。全て仮定の話ですが、ただ、私がお聞きした英会話講師の方には、やはりひとり親で厳しい生活をされている方もいらっしゃいました。そういった方たちに対して、原則は分かるんですよ、原則は分かるんだけど、その心をそこに添えることはできなかったのかなと、一言添えることはできなかったのかなと、そういうことを思うんですけども、どうでしょう、私のこの思いに対して、何か見解があればお願いします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 非常勤職員が従事している業務が、単年度事業であるか複数年度事業であるかにかかわらず、非常勤職員の任期は、当該年度1年限りということによって決まっております。

また、議員もおっしゃっておりますとおり、再任用の可否は、英会話講師の生活そのものに重大な影響を与えるものであるため、教育委員会としましては、確定した方針や、確実な情報に基づいて説明を行うことが重要であると考えたところでございます。

説明の時期につきましては、様々な御意見があろうかと思いますが、ただいま述べたような考え方に基づき、最終決定後速やかに説明会を開催いたしましたところでございます。

繰返しになりますけれども、これまで本市の英語教育に御尽力された英会話講師の皆様には、心から感謝をいたしております。

○**1番（原田祐作君）** 最後に感謝の言葉もはっきりと頂きまして、本当にありがとう

ございます。やはりその方たちがいい加減な授業をやっていれば、これはしょうがない。ただ、4技能検定でも全国と比較して一定程度の成果は出してこられたと、その点を評価していただいて、今のようなお言葉を頂いたのかなというふうに思っております。今後の宇城市の英会話教育についても、この英会話講師の方々もどんなやり方をやっていくのか、どんな英語教育をやっていくのか非常に興味深く、またある意味厳しい目で注視されていると思いますので、しっかりと引き続き頑張っていっていただければなど期待をしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1番の質問を終わりにして、2つ目の質問に移りたいと思います。保育行政についてということで質問をさせていただきます。今の宇城市どんどん公立保育園の民営化が進んでいますけれども、現在の公立保育園の常勤保育士ですね、正規職員の部分の配置状況についてお伺いしたいというふうに思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 令和2年6月1日現在における公立保育所の常勤保育士の配置状況についてお答えいたします。

三角地区の青海保育園は、児童15人に対し、正規職員5人。うち保育士は4人です。大岳保育園は、園児26人に対し、正規職員3人、うち保育士は2人です。戸馳保育園は、園児14人に対し、正規職員4人、うち保育士は4人です。豊野保育園は、園児76人に対し、正規職員15人、うち保育士は14名という配置状況で、保育士資格を持った職員、4園合わせて24人が保育所運営に携わっております。

○1番（原田祐作君） 今お聞きした中で、青海保育園、大岳保育園、豊野保育園については、保育士以外の職種の正規職員の方がいらっしゃったのかなというふうに思います。その方の職種は何なのでしょうか、お伺いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 保育士以外の正規職員は、大岳保育園では、再任用職員を園長として配置されております。青海保育園並びに豊野保育園については調理員が各1人ずつです。

調理員の民営化後の配属先については、残る公立保育所への配属を基本となりますけれども、教育部の学校給食調理員等への配属も考えられるかと思えます。

○1番（原田祐作君） 給食の職員が2人と、あと1人は再任用の園長先生というお答えでした。給食の先生は、まだ職員としての任期も残っているのでしょうかから、今後はそういった給食の分野に配置がされていくのかなと、自校方式の学校もありますし、センター方式のところもあります。再任用の園長先生については、ちょっと私もいろいろ議論をしたいところもあるんですけども、今回ちょっと時間もございませんので、また改めて機会を作っていきたいなと思います。

ひと言さわりだけ申し上げさせていただきますと、以前は園長先生というと、正

規職員の方で保育士を経験された方が、そのまま園長先生になられた場合が多かったのかなと思っております。民営化が進むにあたって、保育士以外の方が定年された後に再任用として園長になられる場合が見受けられました。今回は、この先余り議論を深めませんが、そういった保育士経験を持たない方が、園長として配置されるのはどうかという思いも、以前からずっと感じております。何か違和感があるなど。確かに公立保育園においては、予算の執行とか様々な行政的な手続きがあつて、現場の保育士の先生たちが非常に厳しい状況があるのは承知しております。ですから、一般職を退職された方が、そういったところに配属されるのは、非常に園としてもメリットがある部分もあると思うんですが、であるならば、私としては以前から、数園兼務でもいいので、そういった方は事務員として、事務係としてやっていただいて、やはり園長というのは、子どもたちの管理もしないといけない、人事管理もしないといけない、他の様々な専門的な知識も必要ということで、園長は望ましいんじゃないかなというふうに感じていましたので、これだけを申し上げて、また次の機会、このことについては議論したいと思いますが、今回は話を元に戻そうというふうに思います。

それでは、小さな2番目の質問に移ります。公立保育園の民営化計画と保育士の配置計画についてということでお聞きします。現在、市では公立保育所の民営化を進めています。民営化が進むにあたってどんどんどんどん保育園、つまり常勤の保育所の先生方の働く場所が減ってきているわけではありますが、その後の職員の配置計画についてお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 原田議員が御紹介のとおり、市は公共施設の見直し方針及び第3次宇城市行政改革大綱に基づき、これまで3つの公立保育所を民営化しておりますが、残る4施設についても順次民営化を行っていくこととしております。

戸馳保育園については、本年2月10日から3月13日までの期間で公募を実施しましたが、応募された法人はありませんでした。今後は、市内で保育園を運営されている社会福祉法人へ再度御検討をお願いしてまいります。申出が無かった場合は、本施設の在り方について再度検討が必要と考えております。

また、大岳保育園及び青海保育園については、統合民営化を条件として本年3月30日から5月15日までの期間で公募を行った結果、期間内に1つの法人からの応募がございました。その後、評価委員会による審査、指名審査会への報告を経て、移管先予定法人として選定されたことから、本議会において宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について提案を行っております。議決いただいた後は、来年4月からの移管に向けて、予定法人との引継ぎや合同保育・共同保育を進めていくこととなります。

なお、民営化する両保育所の常勤保育士6人は、残る公立保育所への配属が基本となりますが、事務職等への転任を希望する職員は、他の部署へ配置が叶うよう人事部局との調整も行っていくこととしております。

○1番（原田祐作君） ありがとうございます。今の答弁の中で指名審査会、また評価委員というような言葉が出ました。民間委託を進めていく上で非常に大事な組織と思いますが、その方たちの構成といいますか、メンバーについてお伺いします。さらにまた、保育士職から事務職・一般職に希望される先生方の状況といいますか、どういった希望があっているのかなど、その辺も含めて再質問させていただきます。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、民営化に伴う応募法人の評価委員会については、行政職及び民営化対象園の関係者、それと子育て支援団体代表者及び学識経験者で組織をされております。指名審査会は、市の部長級職員の中から選定され、構成されております。

保育士職から事務職への転任希望に関しては、過去に実施した保育士対象の転任希望調査や、毎年行っております自己申告書等により把握を行っておりまして、約2割から3割の保育士に転任希望があることを確認しております。また、転任は仕方ないと認識している職員も数名いるような状況です。

○1番（原田祐作君） 今まで宇城市は、保育園の民営化をプロポーザル方式という形で進めてきたかなというふうに記憶をしております、プロポーザル方式というのは、建設用語ですね、いろんな提案をいただきながらその中から決めていく。要は、複数社応募いただいた中から、どちらがよりの確な移管先かということを決めていくようなやり方ではなかったかなと思っております。今回その1法人だったということで、やはり比較してどっちがよりいいかという話ができなかった。ということは、宇城市の方である一定の基準をもって、この基準よりも上回ったから、よし、あなたのところに移管しよう、当然そういう判断が行われたと思うんですね。民営化しなければならないから、1法人しかなかったから、ここに決めようということではなかったということだと思います。やはり1法人でも審査をして、その中でも宇城市の基準があって、これよりも上だったからお願いしますよと、もしそれを下回っていれば、それはお断りをしたんだなというふうに理解をしております。また、そうあるべきではなかったかなというふうに思っております。ですので、あえてその指名審査会と評価委員についてちょっとお聞きをしました。

では、3番目の質問にいきたいと思えます。保育士の職種変更についてということで質問をいたします。保育士というのは、国家資格を持ったある意味専門の知識を持った職員であります。市の施策で公立保育所が民営化されて、保育士の資格を持ちながら、保育士としては働けないような状況に今なってきています。その中で

やはり事務職・一般職に変更しなければならない。1つはそういう専門の知識を持った方が、一般職になられるのはもったいないなという気もするのと、もう一つはやはり子どもたちが好きだから、保育士をしたいからという夢を持って保育士になられた方たちが、それと違う職種をやるということにも、何かこうかわいそうだなという気がしますけど、その辺の職種変更について、どのような見解をお持ちかお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 保育士の職種変更については、公立保育所の民営化に合わせ、先ほど申し上げましたが、全職員を対象に例年実施している自己申告書等により、転任に関する希望等を聴取し、その結果を基に平成29年度に1人、平成31年度に1人、令和2年度に2人の合わせて4人が保育士から事務職へ転任しております。

転任にあたっては、人事部局の協力を得て、可能な限り経験が活かされる部署へ配属され、本人の努力や周りのサポートにより、現在は貴重な戦力として活躍をされているところです。

今後も民営化に伴い、常勤保育士の転任は避けられない状況となりますが、保育士は国家資格を持った子育てのスペシャリストであると考え、できる限りその能力を発揮していただける部署への配属が望ましいと考えております。

配属先として考えられる具体例としては、健康福祉部子育て支援課の子育て支援コーディネーターや家庭児童相談員、教育部小中学校における特別支援教育支援員、生活支援員などが想定できることと思います。

○1番（原田祐作君） 今の答弁の中で、やはり保育士というのは、専門知識を持った子育てのスペシャリストというようなお言葉がありました。それでは、現在までの保育士職から事務職の方へ転任された方たちというのは、具体的にどのような部署で、どのような経験が活かされているのかというのを、今の現状についてお聞きしたいというふうに思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 保育士職から事務職への転任者4人については、今現在全て福祉部に配属をされておりまして、保育園等の施設入所相談や児童虐待等の要保護世帯への対応など、保育業務で培われた経験と知識が活かされております。なお、転任者配属にあたっては、慣れない事務執行などの負担軽減及びサポート体制確保のため、配属先の人員等で対応をしております。

○1番（原田祐作君） 保育士職から一般職へ転職というか配置換えをされた方に対しては、サポート体制確保、人員増強などで図っている。これは本当ある意味当然だというふうに思います。一般職で採用された方々も、やはり業務内容については非常に御苦労されて、御苦労が多いという話も聞きますので、やはり全く違う職種か

ら来られたことに対して、しっかりとサポートはしていただきたいなというふうに思います。また保育士の経験、保育士としての専門知識が活かされる業務についても、先ほど御説明いただきました。やはり様々あると思うんです。今後、児童虐待など様々子どもたちが巻き込まれる事件と申しますか、そういったものも多くなっている社会においては、やはり保育士の力というのは、非常に重要じゃないかなというふうに思っていますので、やはり保育士って保育園の卒園式とかに行くと、子どもたちが、将来の夢は保育士になることですみたいなことを言うんですね。子どもの頃からやはり夢を見て、勉強をして国家資格を取って、保育士になっていく。こんな職業の1つだと思えます。ほかにもいろんな職業がありますけど、特に保育士もそんな職業じゃないかなというふうに思っています。やはり先ほどの英会話講師ではない、同じではないかもしれませんが、やはり宇城市に生まれ、宇城市で育ち、宇城市の子どもたちと一緒に何か仕事がしたいなというので保育士を選んだ。できれば宇城市で仕事をしたい。こういうふうな思いで職員になられた方もいるのではないのでしょうか。そういった方にとっては、やはり宇城市の方針でその働く場がどんどん無くなっている現状というのは、非常に辛いものがあると思うんです。職種変更もやむ無しで出されているのではないのでしょうか。もし保育園が残るんであれば、最後まで保育士として仕事がしたい、でも宇城市は民営化が進んでいくので、そのうち公立は無くなってしまいうから、では早いうちに泣く泣くという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。やはりそういった先生方の思いを想像すると非常に胸が痛くなります。もっと人を大事にしていきたいな。今が大事にされていないとは言っていないですよ。もっとより大事にする方法があるんじゃないかなというふうに思います。そこで、戸馳保育園も民営化の方向と、ただ希望される法人がいらっしやらなかったということ思い切って、戸馳辺りはすこやか宇城っ子プランの63ページにも書いてあります、児童館を建設すると書いてありますので、どうでしょう、新しい公立の児童館として整備していただいて、言えば行政の出先機関として新たに運用をしていく、そこに保育士も配置して地域の方と子どもの声がいつまでも絶えぬ、そんな地域をつくってみてはどうかかなというような思いも、今回質問原稿を考える中で浮かんできました。人が大事にされて、宇城市に住みたいと選ばれるような、そんな自治体になることを心から願っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） 皆さんこんにちは。19番、新志会、豊田紀代美でございます。

新型コロナウイルス感染の猛威は、国内のみならず全世界を驚愕の渦に巻き込みました。新型コロナウイルスの犠牲となられ、お亡くなりになられた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げたいと思います。また、今なお最前線で働いていただいている医療従事者の皆様に、深く感謝を申し上げたいと思います。そして一日も早いコロナの収束を強く願っております。

さて、先般の第1回の臨時会で御就任されました石川議長、大村副議長、心よりお祝いを申し上げたいと思います。新正副議長におかれましては、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、大きくは3点について質問をさせていただきたいと思います。大きな1点目、感染症に配慮した防災対策について、小さな1点目、宇城市の防災計画の見直しについてでございますが、例年見直しが図られるとお聞きをいたしております。本年度の主要な改正点について、まずお尋ねをいたしたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 例年、梅雨期前に防災会議を開催し、地域防災計画の改正等について、防災会議委員の皆様にご審議をいただいているところですが、本年は新型コロナウイルス感染防止のため、書面審議をお願いしているところでございます。

地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法により作成が義務付けられております。

御質問の今回の主な改正点でございますが、市内6か所に建設中の防災拠点センターが今年度中に完成しますので、非常時の避難場所としての利用はもちろんのこと、安心安全なまちづくりとしての新たな一歩を踏み出すため地域防災計画に、防災に関する拠点施設としての防災拠点センターの役割を盛り込んでおります。

また、近年突発的に発生する激甚災害への行政主導のソフト対策にも限界が生じており、防災対策を今後も維持・向上するため、市民全体で共通理解のもと、住民主体の防災対策に転換する必要があります。災害時に自らの判断で適切に避難行動をとるために、市町村が発令する避難情報と気象台等が発表する防災気象情報を、

5段階に整理して分かりやすく提供する内容を盛り込んでおります。

そのほか、新型コロナウイルスにおける避難所の感染症対策として、通常の避難所開設時より多くの避難所を開設するなど、避難所が過密にならないような対策を講じることを掲載しております。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長の御答弁の中に、防災拠点センターの役割や、市町村が発令する避難情報と気象台が発表する防災気象情報を、5段階に整理して分かりやすく提供するという内容を盛り込んだという御説明をいただきました。今現在審議中とは思いますが、どのような内容が盛り込まれているのか、詳細説明をお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） まず、防災拠点センターの役割ですが、災害時の中長期に至るまでの避難対応や地域内を対象とした物資の備蓄・集配基地、消防団や地域防災組織の参集基地としての役割と、平時は防災を学びながらコミュニティを形成する場としての役割を担い、また三角防災拠点センターならば、三角港へ近接性を活かした支援物資の集積基地、また、小川防災拠点センターならば、宇城氷川スマートインターチェンジへの近接性を活かした支援物資の集積基地など、各地域の特色を活かした拠点相互の連携・役割を考慮して整備しているところを紹介しています。

また、市町村が発令する避難情報を5段階に整理して分かりやすく提供するとは、水害や土砂災害の防災情報を警戒レベル3から5を用いまして、市民へ伝達することによって、今までよりも分かりやすく避難行動をとってもらおうというものです。

具体的には、警戒レベル2は、気象庁が発表する注意報で、レベル3は、気象庁が発表する洪水警報、大雨警報等を判断基準としまして、本市が発令する避難準備・高齢者等避難開始になります。レベル4は、気象庁が発表する土砂災害警戒情報や氾濫危険情報を判断基準としまして、市長が避難勧告・避難指示を発令するものです。レベル5になりますと、気象庁が大雨特別警報や氾濫発生情報を発表しますが、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとってもらうよう、市長が災害発生情報を発令いたします。

このように、防災気象情報を数字と組み合わせることによりまして、市民へ防災情報の危険度の高さを正しく認識してもらい、市民へ分かりやすく伝え、避難行動に活かしてもらうため、本市地域防災計画に掲載したものでございます。

○19番（豊田紀代美君） ただいまの総務部長の御答弁で、防災気象情報を数字と組み合わせることによって、市民の皆様へ防災情報の危険度の高さを正しく理解していただくとともに、避難行動に活かしていただくための本市の地域防災計画に掲載されたと御説明をいただきました。よく理解ができました。特に、改正点につきましては、市民の皆様方へ周知徹底をお願いをいたしておきたいと思っております。

小さな2点目、防災拠点センターの感染症対策さらには避難所運営について、引き続きお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市内6か所に建設中の防災拠点センターについては、本年度中にしゅん工し、逐次供用が開始される予定です。

防災拠点センターは、災害発生時における災害対策活動の拠点及び避難所としての機能を果たす施設であるため、供用開始後は当然にして主要な避難所としての機能を有することになります。

また、防災拠点センターに隣接する防災倉庫についても、災害発生時には、避難所運営に必要な生活用品や食糧等の保管場所としての機能がございます。

各センターは、利用形態や面積などの仕様は異なりますが、感染症対策の避難所としても十分に機能するものと期待しているところです。

○19番（豊田紀代美君） 5月29日に、議員全員で三角、不知火、豊野の防災拠点センターの内覧会に出席をし、執行部から御説明をいただきました。施設内のチェックもその時にさせていただきました。コミュニティ室、研修室、それから会議室は畳の部屋の和室でした。それから炊出し室、多目的トイレやシャワー室、防災情報コーナーがあり、利用形態がおっしゃったように面積の仕様は異なっていますが、感染症対策の避難所や防災を学びながら、地域のコミュニティ場所としても活用できるのではないかと期待をしているところでございます。

次に、小さな3点目と4点目は関連がありますので、一括して質問をさせていただきたいと思います。避難時の3密対策や具体的な避難所運営についてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市では、感染症対策を必要とする避難所運営の指針として、今般、感染症対策避難所運営マニュアルを策定しました。

本マニュアルにおいては、避難予定施設の現状を確認した上で、例年の1.5倍から2倍の数の避難所開設準備を行い、密閉・密集・密接の3密対策を講じることとしています。

避難所内での具体的対策としては、通路を除き一人当たり約4平方メートルを目安にスペースを確保し、手洗い・咳エチケット、換気の実施、概ね3時間に1度の避難者の健康観察、避難所運営スタッフの人員見直しなどがあります。

また、避難中に発熱や咳等の症状が出た方については、可能な限り専用スペースを確保するなどの感染拡大防止策を行ってまいります。

なお、避難所の開設が長期になる場合には、感染リスクの低減のためにも避難所駐車場内での車中泊や、市再建住宅の空き住戸活用なども考えてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 部長の御答弁の中に、感染症対策避難所運営マニュアルを

策定されたとございました。策定期間や感染症拡大が懸念される中での避難所開設についての市民の皆様への周知方法について、さらには避難所内での具体的なスペースの確保や、プライバシー確保対策についてお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 感染症対策を必要とする避難所運営マニュアルについては、関係部署との協議を重ね、5月末に策定をいたしました。感染症が危惧される状況における避難について、繰返しになりますが、自宅での安全確保が可能な人は、感染リスクを負ってまで避難場所に行く必要はございません。自宅が危険な状態の場合でも、指定の避難場所だけではなく、安全な親戚宅や知人宅に避難することも考えられます。このことは、広報誌や広報誌号外及び市ホームページ等で市民の皆様にお知らせしているところです。

また、避難室内においては、段ボールやアクリル板等で仕切りを行い、居住スペースの確保と可能な限りのプライバシー確保対策を行います。

なお、これまでの避難所開設とは対応が異なってくるため、6月9日、先週の火曜日ですけれども、職員を対象に避難所開設訓練を実施しております。執務時間中のため、50人程度が参加をしまして、避難所現場において実際にダンボール間仕切りの設置、机を利用した間仕切りの方法、体調不良者の発生を想定した隔離用屋内テントの設置方法等シミュレーションを行い、開設準備態勢を整えているところです。

○19番（豊田紀代美君） 部長御指摘のとおりだと思います。災害の危険度を見ながら、まずは自宅や親戚・知人宅、地区公民館や体育館などの指定避難所、先ほど出ました車中泊及び防災拠点センター等になるかと思います。障がい者への配慮については、特別支援学校や福祉避難所の活用、時期的には熱中症対策も視野に入れられ、医療関係者等の御協力もいただきながら、衛生指導や体調管理の徹底にも御配慮をいただきたいというふうに思います。もちろん市の健康保健師さんたちにも、御活躍をいただければというふうに思っております。今、部長の方から6月9日に職員対象の避難所開設の訓練も実施されたとお聞きいたしました。非常に心強く思います。今後予測される豪雨、熱中症、感染症の複合災害への備えに対して万全を期していただきますように、強く要望をいたしておきます。

続きまして、大きな2点目に入らせていただきます。大きな2点目、学校再開後の教育についてでございます。小さな1点目、学力低下への具体的な対策についてでございますが、新型コロナウイルスによる休校は3か月の長期に及びました。多くの学校では、授業の遅れを取り戻すために、夏休みに授業や補習の実施をしております。本市では、授業時数の確保について、また具体的な確保方法についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（吉田勝広君）** 授業時数の確保の具体的な対策につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

まず、夏季休業期間を、8月5日から8月18日までの14日間に短縮することにいたしております。

学校行事は、感染拡大防止の観点から、行事等の工夫や精選により、授業時数の確保に取り組むことにいたしているところでございます。

例としまして、家庭訪問や授業参観の見送り、運動会・修学旅行の延期としております。また、文化祭・学習発表会などについては、感染状況等を踏まえ、感染拡大防止の措置、開催方式の工夫等の措置などを講じた上で、開催を検討いたしております。

本市の2学期制の利点を生かし、夏休みの短縮や行事等の精選・工夫等により、授業時数の確保はできると想定いたしております。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動の実施にあたりましては、学校・家庭それから地域が連携し、あらゆる手段で、子どもたちの学びを保障するという観点に立って対応してまいります。

なお、前年度の学習課程につきましては、各学校とも全て終了いたしております。

○**19番（豊田紀代美君）** 教育部長より、あらゆる手段で子どもたちの学びを保障するという観点に立って、対応するという力強い御答弁をいただきました。よろしく願いをいたします。

さて、5月28日付けの熊日新聞報道で、文科省は、休校で生じた学習の遅れを取り戻すために、地域の感染状態に応じて、公立小中学校に教員3,100人を追加することを決めたとありました。これは、最終学年である小学校6年生と中学校3年生で感染防止のためにクラスを分けて少人数授業を行うための追加加配というふうに聞いております。

また、放課後の補習などを行う学習指導員を61,200人、教員の事務作業などを支援するスクールサポートスタッフを20,600人増やすとありました。

これらは、5月27日に閣議決定された第2次の補正予算、関連経費310億円が計上され、地方自治体の持ち分がゼロで行われるというふうにお聞きをいたしております。教育長におかれましては、この国の施策についてどのようなお考えをお持ちか、お示しをいただきたいと思っております。

○**教育長（平岡和徳君）** ただいま豊田議員からありましたように、令和2年度第2次の補正予算におきまして、児童生徒の学びの保障のために、人的・物的の体制整備の考え方が発表されたところです。

この体制整備の考え方は、都道府県が実施主体となって、子どもたちの学びを支

えるための支援策でありますので、市教育委員会としましては、感染症の予防対策を徹底しながら、子どもたち一人ひとりに最大限の学びを保障するために、国・県の動向に注視しまして、今後は人的体制整備に取り組んでいきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 平岡教育長、ありがとうございます。この体制整備は教育長御指摘のとおり、実施主体は都道府県になっております。熊本県教委は、市町村を通じて経費を助成するとのことですので、このような財政支援を確実に実施されて、人的体制整備を万全なものにしていいただきたいというふうに思います。教育長の御答弁で、国県の動向に注視をし、人的体制整備に取り組むという力強いお約束をいただきました。

続きまして、小さな2点目、今後のオンライン授業の必要性についてでございますが、第2波、第3波に備えて、オンライン授業の必要性を強く感じております。国のGIGAスクール構想では、タブレット端末を1人1台使える環境整備について、1台につき45,000円の補助を本年度中に環境整備を目指すというふうにあります。ソフトやセキュリティ更新の費用等の予算については触れてありません。これに関しまして、5月17日現在、県下14市中の児童生徒の家庭のネット環境調査を終えたのは、熊本市のみという報道でございました。実は4月16日に、私は本市の教育委員会に、熊本市教育委員会の家庭のネット環境調査票のひな型をお渡しして、本市教育委員会にこの調査依頼の申出をいたしておきました。インターネット環境の無い家庭の割合が、昨日の質問でしたか34%という御報告がありました。調査ありがとうございます。この調査を受けまして、オンラインの必要性についてお尋ねをいたしたいと思っております。

○教育部長（吉田勝広君） オンライン授業の必要性について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波に備えて、オンライン授業ができる環境へ、整備を早急に進める必要があると考えております。

しかしながら、同時双方向のオンライン授業を十分にできる環境を現時点で整備するには、学習者用タブレットを、家庭のインターネットに接続できるようにするシステムに変更することが必要であります。また、学校側のインターネット回線の増強の必要がございます。そして、インターネットで使用できる授業支援ツールやアプリケーションの導入が必要であることのほか、家庭で使用するときのセキュリティ対策ソフトの導入、それから充電用アダプターなどの消耗品購入、及びインターネットの無い家庭への支援対策など、費用と時間が大きくかかる状況でございます。

このことから、まず、現在保有している学習者用タブレットを、家庭のインターネットに接続できるようにしたいというふうに考えています。

また、4月30日に成立した国の令和2年度補正予算の中に、GIGAスクール構想の早期実現のための補助事業が盛り込まれました。これを受けて、本市では令和5年度末までに、全ての児童生徒に1人1台の環境を整備する計画でしたが、国の補助金などを最大限に活用しながら、1人1台端末やネットワーク環境整備等、ICT環境の早期実現に向けて取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 今回のコロナのことでICT教育においてオンライン授業の重要性が高まったことは御承知のとおりです。今後は特にオンライン授業ができる設備導入、環境整備に力を入れていただきたいと強く要望をいたしておきます。この件につきましては、しっかりと議論をしたいという思いがありましたが、今度は40分しか時間がないので、次の時に回したいというふうに思います。さらには今後、専門性の高い方にインターネット回線を利用して、各種のアドバイスをいただくような体制づくりもしておくべきではないかと思えます。例えば、本市出身のシアトル在住でグーグル勤務の今崎さんとか、今崎さんには豊福小学校のゲストティーチャーにもなっていたいただいた経緯がございます。是非御検討いただきたいというふうに思います。

小さな3点目、3か月間に及んだ新型コロナウイルス休校後の心身のケアについてでございますが、児童生徒の心身の状況についての把握、さらには第2波に備えて、どのような対策をお考えかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 長期の臨時休業により、児童生徒の心身に影響ができていないか、教育委員会としても憂慮しているところでございます。

6月1日に通常の学校生活が再開したところですが、学級担任の先生や教科指導を行う先生、さらに養護教諭等を中心に、複数の教職員で児童生徒を観察しています。

また、毎日の健康観察表により、家庭と連携した対応も行っております。さらに、コロナウイルスによる不安感等を把握するために、心と体の振り返りシートによるアンケートも実施しているところでございます。

このアンケート結果により、各学校で必要に応じて面談を行い、家庭と連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、病院等、専門機関につなぐことになっております。

今年度は、心理カウンセラーや臨床心理士等の資格を有する特別支援教育相談員を、教育委員会に配置しております。必要に応じてスピード感を持った対応を行ってまいります。

なお、学校再開初日の6月1日の出席率は98%で、病気等の欠席98人を除く4,571人が登校したところでございます。最近の児童生徒の様子として、「日を迫うごとに元気が増している」「最初は戸惑いが感じられたが、新しい生活様式での学校生活に少しずつなじんでいる」「思ったより適応している」といった報告が上がっております。

- 19番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁で、コロナウイルスによる不安感等を把握するために、心と体の振り返りシートによるアンケート実施をされているという御報告をいただきました。アンケート調査結果を踏まえての対策もしっかりと準備されており、安心をいたしました。さらには、先生方にとっても、3密対策や毎日の消毒作業、フェイスシールドや自治体によっては透明のマスク等の着用等もあり、多忙感とストレスが増す新しい生活様式だというふうに思います。先生方への対応・配慮もお願いをいたしておきます。

また、教育部長御答弁の中に、病気等の欠席が98人との御報告でございました。保護者の中には、学校に登校させることに不安感を持っている方もおられると思います。そこで、感染症対策として学校を欠席した場合の学校の対応について、お尋ねをいたします。

- 教育長（平岡和徳君） まず、議員からありました98人の欠席者についてですが、そのうち感染症対策として学校を休んだのは9人です。この9人につきましては、風邪などの症状により、保護者が安静のために休みをとった児童生徒がほとんどであるというふうに報告を受けています。その対応につきましては、本人の不利益とならないよう、欠席日数としてカウントしない、出席停止として扱ったというふうに考えております。

今後も、これまで同様、発熱など風邪の症状がみられる場合や、保護者や児童生徒が感染への不安により、欠席の申出があった場合は、感染症対策として出席停止の措置をとってまいりたいというふうに思っております。

まずは、保護者から欠席するその事情をよく聴取しまして、学校で講じている感染症対策について十分な説明をするとともに、学びの保障や学校運営の方針について、御理解をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

- 19番（豊田紀代美君） 保護者や児童生徒が感染への不安により、欠席の申出があった場合は、感染症対策として欠席扱いではなく、出席停止の措置をお取りいただけるという確認ができました。教育長の対応に感謝申し上げます。

小さな4点目、給食費の無償化でございますが、給食費の無償化につきましては、以前に、五嶋議員の一般質問があったことを記憶いたしております。約2億円の予算が必要であること、また学校給食法で運営経費は設置者で、食材費が保護者であ

るということは理解をいたしておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用情勢が急速に悪化をしております。コロナ関係の解雇や雇止め、休業要請や廃業、倒産、失業等で収入がなくなる保護者もおられ、他の自治体では、本年度のみではありますが無償化されたところもございます。また、給食を頼りにしている児童生徒がいる現実から、何らかの支援はできないものかお尋ねをいたしたいと思っております。

○**教育部長（吉田勝広君）**　今回、新型コロナウイルス感染症対策による自治体独自の支援策として、給食費の無償化や一部補助に取り組んでいるのは、県内で7市町村あります。内容といたしましては、本年度のみ無償化が3市町村、2町が、本年度月額2,000円の定額補助、そして1町が、対象（6月、7月）2か月の補助、残り1つの町が、今年4月、5月の実食分の補助となっております。

本年4月1日現在、市内の小・中学校の児童生徒が、4,669人おり、仮に本市において無償化に要する費用を試算した場合、月額2,040万円程度の費用がかかってまいります。新型コロナウイルス感染症対策の支援として、6月以降今年度末まで無償化いたしますと、2億400万円の一般財源が必要となってまいります。

本市としましては、財政の状況や他自治体の動向を踏まえ、慎重な議論が必要であり、実施には厳しい状況にあると考えております。

豊田議員が話されます、給食を頼りにしている児童生徒の支援策につきましては、現状、宇城市生活自立支援センターが相談窓口となり、食料等の支援を行う制度がございます。実績として、3月から5月末までひとり親世帯、多子世帯の3世帯にお米や食料品、それからお菓子等の支援を行っております。

また、子ども食堂も宇城市内に3事業者の取組があっており、生活困窮世帯の子どもたちの食事の支援を行っている事例もございます。今後、新型コロナウイルスの第2波の心配もあります。休校措置が取られた場合は、関係部署や関係機関と連携を取って対応したいと考えております。

なお、学校再開後の給食費につきましては、生活保護の教育扶助や就学援助制度の支給対象経費となっております。経済的に困窮している世帯については、既存のこの支援制度で対応してまいりたいと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）**　所管に、県内の自治体の新型コロナウイルス対策に関する給食費の無償化の対応一覧表を頂きました。先ほど部長の御答弁のとおりでございます。今年度のみを条件として、山鹿市は無償化をいたしております。本市では、先ほどありました生活自立支援センターで、米・食料品・お菓子などを支給され、生活保護世帯の教育扶助や就学援助制度の支給対象経費で、経済的に困窮している

世帯は、これまでどおり既存の支援制度でやっていくというお話でございました。今後、このコロナの対策と申しますか、生活保護世帯が増えていくことは容易に予測ができます。子ども食堂のこともありましたが、子ども食堂さえ赤字経営が多くなっております。次世代を担う宇城市の子どもたちの食育を守るために、行政の使命だというふうに思っておりますので、子どもの貧困が問題になっている昨今、執行部におかれましては御一考いただきますように、強く強く要望をいたしておきたいと思っております。

それでは、最後の質問に入ります。大きな3点目、新型コロナウイルス救済の経済対策についてでございますが、小さな1点目、本市独自の緊急経済対策については、代表質問や一般質問におきまして出尽くしておりますので、私は、本市独自の緊急経済対策に対しまして、守田市長のお考え、思いをお示しいただきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 市の緊急経済対策は、これまでも述べてきたとおり、中小企業向け特別融資利子補給と事業持続化対策特別支援金、そしてプレミアム付商品券事業です。既に御存じのことと思っておりますので、ここでは、事業内容は割愛させていただきます。

今回、特に危機感を持たれていたのが飲食店でした。豊田市議も先頭に立ち、商工会とともに飲食店を盛り上げようと、宇城テイクアウトに取り組み、56店舗が登録されました。さらに、市役所の駐車場で行われた、昼と夕方のドライブスルーテイクアウトが連日大変好評でございました。7月初旬からの販売予定のプレミアム付商品券の効果を見ながら、今後も支援を議会の皆様と相談しながら進めたいと考えております。

これからも経済の復興はもとより、市民の皆様の活力を取り戻せるよう、市議会と共に尽力してまいります。

○19番（豊田紀代美君） 市長におかれましては、ドライブスルー宇城テイクアウトにつきまして、私に対して身に余る御答弁を頂戴いたしまして、恐縮をいたしております。4月17日から開始されました宇城テイクアウトは、所管の経済部と宇城商工会のタイアップ事業でしたが、商工観光課と地域おこし協力隊がSNSの発信、それから飲食店に加盟を求めるため、あるいは企業に対して自ら足を運んで汗をかいて、PRに積極的に取り組まれた成果だというふうに思っております。現在登録加盟店も56店舗となっており、担当課の積極的な取組、それから熱意を高く評価をいたしたいと思っております。また、迅速かつ積極的に相談に乗っていただきました浅井副市長にも、深く感謝を申し上げます。

皆様も御承知のとおり、新聞・テレビ、市の広報等で取り上げていただきました。

ドライブスルー宇城テイクアウトは、市長のおっしゃったとおりでございまして、宇城市役所の南側駐車場で、お昼はお弁当、夕方は総菜やつまみを連日完売をさせていただきました。毎日お買い上げいただきました守田市長、浅井副市長には、大変感謝をいたしておりますし、平岡教育長や議員各位、それから職員の皆さんも、毎日足を運んでいただきまして本当にありがとうございました。約10店舗の出店者の方々も日を迫うごとに元気と笑顔、そして絆ができました。お客様との強いつながりもできまして、今後の飲食店の営業にもかなり期待が持てる事業だったと、確信をいたしております。6月13日の熊日新聞にもございましたが、事業者が期待しているのは、金融支援のみならず、コロナ期で委縮しました消費者のマインドを回復させることが大事だというふうに私も思います。蒲島知事は、5月下旬に電子メールで県職員にメッセージを発信なさっております。県内での買い物、外食、観光に足を運ぶように求められております。民間でも肥後銀行が、グループの全従業員に飲食など積極的に行うように呼び掛けられております。地域の店の閉鎖やそれに伴う雇用創出の危機感を断ち切るためにも、農業で言う地産地消に通じる取組を、お店に行こう運動を私も広げていきたいというふうに思っております。第2波への警戒や3密を遵守しながら、守田市長の御英断で今度の宇城市のプレミアム付商品券の活用で、地域経済の活性化、経済の復興で何より経済で失う命が無いように、宇城市民全体を挙げて取り組むべきだというふうに強く思っております。

今回は、大きくは3点について質問をさせていただきました。1点目の感染症に配慮した防災対策について、それから学校再開後の教育について、3点目の新型コロナウイルス救済の経済対策につきましても、それぞれ執行部から積極的な御答弁を頂戴いたしました。これからまだ、先ほどから申しておりますように、第2波、第3波のことがあります。しっかりと防災対策をとっていただくとともに、経済対策も市長にしっかりと頑張ってもらって、議会と一体となりまして、宇城市がこれからますますいい方向に向きますように、努力をしていかなければならないと意を強くしているところでございます。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石川洋一君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時24分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号4番、会派彩里の三角隆史でございます。

梅雨に入り、うっとうしい日々が続いておりますが、今日は梅雨の合間の晴れになり、光が差し込んできておりますが、我が国日本にも、こういう明るい日差しが差し込んでほしい昨今ではないでしょうか。

熊本県において、新型コロナウイルスに感染している方がいなくなり、国のにおいては第2次補正予算も可決成立し、ひとり親世帯への支援、大学などの授業料減免、家賃支援給付金の創設など、総額3兆9,114億円と補正予算としては、過去最大規模になりました。こういう国の後押しも受け、社会全体が上向きになってほしいのですが、鉄鋼業界・自動車業界に代表されるよう、日本の景気は悪化の一途をたどっている状況の中、コロナウイルスが日本のどこかで感染者が出ている以上、なかなか景気の回復する見込みが立ちません。この逆境の中でいかにして日本経済を立ち直せるか、その動向に我々地方議員は注目していかなければなりません。

ただいま議長のお許しを頂きましたので、通告のとおり大きく4点、新型コロナウイルス禍における第2波、第3波に対応する医療体制について、経済的な影響、対策について、教育面での影響、対策について、収束後の市の取組について質問をさせていただきます。

まずは、大きな1点目、第2波、第3波が拡大してきた場合の対応について、質問させていただきます。新型コロナウイルスの感染が一服しているとはいえ、完全に収束しているかといえばそうではありません。福岡でも北九州で23日間ゼロが続いていたのに、第2波が発生し、また最近になって福岡市でも第2波が起りつつあります。そんな状況で、熊本においてもいつ第2波が起こってもおかしくありません。緊急事態宣言も解除され、休業要請もない状況で、もし第2波が熊本に発生し、我が宇城市においても、今後新型コロナウイルスの感染者が出た場合、万全な準備態勢は取れているのか。感染者の受け入れ態勢、治療機関、濃厚接触者の把握等、新型コロナウイルス感染防止について、市の方針をお尋ねします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 新型コロナウイルス感染による緊急事態宣言が解除され、感染拡大防止と経済活動の両立が、次なる波を防ぐ重要な課題となっております。

県内の感染者受入体制につきましては、厚生労働省のホームページ5月27日時点での入院患者受入確保病床数は県内で378床、宿泊施設受入可能室数は1,366室、PCR検査一日当たりの受入可能件数は140件となっております。

また、宇城保健所管内で感染者が確認された場合は、県が主体となり感染者の感

染経路や濃厚接触者の確認状況等の調査を行うこととなっており、その調査内容につきましては、感染者等のプライバシーへの配慮から非公表となっております。しかしながら、本市が所管する公共施設において感染者が確認された場合は、施設管理者であります宇城市が対応することとなっており、感染症発生時の初期対応や施設消毒の対応マニュアル等については、本市の対策本部会議で協議し、全職員で共通理解を図っています。さらに、市の公共施設を管理する職員が、直接消毒を行うことを想定し、5月1日に宇城市保健福祉センターにおいて、施設の消毒講習会を開催しております。37人の職員が参加し、専門の事業者から煙霧機と噴霧器の使用方法等について、直接指導を受けております。

現在、市が所管する公共施設では、各施設ごとに感染防止対策チェックリスト等を整備し、3密・手指消毒等の状況を把握するとともに、感染の疑いのある方が発生した場合に備える措置として、施設利用者名簿を作成し、氏名や連絡先等の把握に努めています。

以上のような感染防止対策を講じ、市民の安全確保に努めているところでございます。

○4番（三角隆史君） 宇城市におきまして、まだ1人の感染者も出さずにいるという状況は、とても素晴らしいことだと思います。市民の皆様の日頃の生活習慣において、予防に対する意識が高いことのためものだと思います。このまま感染者が出ないことを願って、次の質問に移ります。

2番の、経済的な影響、対策についてです。新型コロナウイルス感染拡大は、感染していない地域においても、いろんな分野に影響を与えていることは言うまでもありません。我が宇城市においても、大幅に売上を落としている事業所また飲食店、宿泊施設等が稼働していない、またできないあおりを受け、農作物が出荷できない状況にいる農家の方々におきまして、先行きが見えない、売上がもとに戻るかどうかと不安にさいなまれている方が多いのではないのでしょうか。

そこで、宇城市におきまして、どんな産業分野にどういった影響があったのか。その対策は、どのようにされているのかお尋ねをいたします。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、商工業においては、平成28年の経済センサスによると、市内に2,345件あり、そのうち前年同月より20%以上収入が減少したセーフティネット支援事業の申請4号が242件、15%以上減少した危機関連保証が14件出されております。

その内訳は、飲食店が48件、建設業が56件、販売業が56件で、この3業種が大半を占めております。

また、30%以上減収した小規模企業者に対し、一律10万円を給付する宇城市

持続化対策特別支援金においては、6月9日現在、222件の申請があっており、飲食店が54件で、全体の24.3%を占めており、多業種に渡る申請があっております。

次に、農業では、胡蝶蘭やカーネーション、メロン等をはじめとする農産物の需要が減退しております。農家から収入減少に対する支援事業への申請が、6月9日現在、市の持続化対策特別支援金が施設野菜5件、漁業2件の計7件、県の緊急支援資金の申請件数が、花き4件、施設野菜・果樹5件の9件、双方合わせて16件の申請が上がっております。

緊急経済対策としましては、報道されておりますように、国の持続化給付金や県の事業継続支援金、雇用調整助成金、休業要請協力金などがありますが、市におきましても、中小企業向け特別融資利子補給や事業持続化対策特別支援金、そしてプレミアム付商品券を市民の皆様にご周知していきたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 宇城市の基幹産業であります農業が、落ち込んでしまっただけでどうしようもありません。農家の方々に元気を取り戻してもらい、宇城市に元気を与える。それが商業や建設業などほかの業種にいい効果をもたらして、宇城市が元気になる。その仕組みは我々議員はもとより、市民の皆様一人ひとりにかかっていると言っても過言ではありません。宇城市一体となってみんなで宇城市をつくっていく。このコロナ禍において、決して負けない気持ちを市民の皆様と持ち続けることを訴えて、次の質問に移ります。

教育分野においても、新型コロナウイルスは多大な影響をもたらし、ほぼ3か月授業ができず、遅れを取り戻すには相当な時間と労力が必要になっているのではないのでしょうか。そこで、宇城市におきまして、遅れを取り戻すための対策はどうされるのか。また、先般可決しました国の第2次補正予算の文部科学省における学校の段階的再開に伴う、児童生徒等の学びの保障についてのスクールサポートスタッフや学習指導員の追加配置について、宇城市としてどう取り組まれるかお尋ねいたします。

○教育部長（吉田勝広君） それでは、まず、学習の遅れ対策からお答えいたします。

学習に著しい遅れが生じることのないよう、授業時数を確保するため、夏休み期間を8月5日から8月18日までの14日間に短縮することにしております。

また、学校行事等の工夫や精選により、必要不可欠な行事以外は延期若しくは中止し、新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障の両立に向けて、授業時数の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、人的体制の整備についてお答えいたします。6月12日に成立しました国の第2次補正予算において、感染症対策を講じながら、最大限子どもたちの学びを

保障するため、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制、物的体制の強化などが公表されました。

人的体制の強化につきましては、教員の加配、学習指導員及びスクールサポートスタッフの追加配置を、都道府県が実施主体となり、退職教員や教職課程の学生をはじめとする大学生等、幅広い人材を雇用し、緊急的に追加配置を行うこととされております。

この事業は、子どもたち一人ひとりの学習定着度に応じた、きめ細かな指導を図るためのティーム・ティーチング指導、家庭学習の準備・チェックの実施等の学級担任の補助、家庭用教材等の印刷、保護者への連絡、健康管理等に係る学級担任等の補助など、学校全体の指導体制の充実を図るための人的支援になります。

教育委員会といたしましては、学校からのニーズをきめ細かく丁寧に把握した上で、国県の動向に注視し、事業の申請・実施を検討してまいります。

○4番（三角隆史君） スクールサポートスタッフや学習支援員の配置は、学習面の遅れを取り戻す有効な手段だと思います。先ほど豊田議員の質問にもありましたが、文部科学省も全国で学習指導員61,200人、スクールサポートスタッフ20,600人を追加配置する予算を組んでおります。宇城市においても、是非前向きに捉えていただいて、取り組んでいただきますようお願いいたします。

さて、先日の代表質問の答弁におきまして、市長は、小学校低学年にもタブレットを配布するという決断をされました。とても素晴らしいことだと思います。このタブレットは、学習意欲を高める非常に重要なツールであると確信しています。このタブレットを教材として使うことで、学習の遅れを幾分か取り戻せるのではないかと思います。それとこの3か月という休みは、教員の方々におかれましては、タブレットに慣れるのに重要な期間になったのではないかと思います。

そこで、このタブレットを使用することで、学習面における遅れを取り戻せると思いますが、現在のタブレットの学校における使用状況についてお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 昨年度整備をいたしました中学生用タブレットは、主に学校で活用し、家庭では、課題の使用に限り持ち帰らせることを方針といたしました。

タブレットは、授業支援ツールやインターネットが、家庭で使用できないことから、臨時休業中は、デジタルドリル等の学習教材を使った課題や授業動画の再生など、学習の定着度の向上などを目的に、家庭学習に活用したところでございます。

現在は、先生も生徒も、ICT機器を使った通常授業や遠隔授業のノウハウを、これから蓄積していく段階でございますので、今回の経験や結果を、運用課題の解

決やICT環境改善につなげてまいりたいと思っております。

○4番（三角隆史君） 今年1月に視察で伺わせていただいた、滋賀県草津市のタブレットを使用しての英語教育の充実は、これは教育機関と行政の見事な連携が生み出した産物です。宇城市においても、必ずや実現できる事業であると思っておりますので、どうか粘り強く、タブレットを用いた学習支援を続けていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスの影響への対策について、学習面での質問をしてまいりましたが、感染拡大防止のために、必要な物品や家庭学習に必要な教材などについて、今年度に各学校の裁量で、購入できる予算措置はないのかお尋ねをいたします。

○教育部長（吉田勝広君） 国の第2次補正予算において、学校再開に伴い感染症対策等を徹底しながら、子どもたちの学習保障を行うために必要となる新たな試みを実施するため、各学校が迅速かつ柔軟に対応することができるよう、緊急的な措置として、学校における感染症対策等への支援、それと子どもたちの学習保障の取組への支援について、予算措置されたところでございます。

1点目の、学校における感染症対策等への支援は、消毒液や非接触型体温計等の保健衛生用品の購入経費、それから教室の3密対策として換気に必要なサーキュレーター等の購入経費などがございます。

2点目の子どもたちの学習保障の取組への支援は、家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入費、それから家庭との連絡のための学校電話機の臨時増設費用、教育3密対策として空き教室を活用した授業の実施に必要な備品購入などがございます。

これらの感染症対策、学習保障等に係る支援に伴う各学校への配分額は、小中学校の学校の規模に応じ、100万円から200万円が上限とされているところでございます。なお、補助率につきましては、2分の1でございます。

それから、学校への周知でございますけれども、6月4日に開催をいたしました校長等会議において、文部科学省が公表している資料を説明し、必要な経費をピックアップしていただくようお願いしたところですが、まだ詳細な資料等が届いておりませんので、国及び県の動向に注視し、迅速に対応してまいりたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 学校に対する新型コロナウイルス感染症対策を、学習面、物品面の両面からしっかりと対応していただきますことをお願いして、次の質問に移ります。

コロナウイルス収束後の市の取組について、緊急事態宣言も解除され、新型コロナウイルス感染も収束の方向に向かっていると思われませんが、いま一つ安心できていないというのが現状ではないでしょうか。飲食店においても、なかなかまだ客足

が戻っておらず、苦勞されているのではないかと推察されます。治療薬、ワクチンが早期に開発されることを願いますが、どうも時間がかかりそうに思えます。

そこで、今市として収束に向けてどういう方針をとっているのかお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策として、7都府県に対して緊急事態宣言が行われ、その後、同月16日、全国へ拡大されました。

緊急事態の宣言には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、国民一丸となって、三つの密を避けることにより、クラスターの発生を封じ込めることや、オーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大の発生を防止し、感染者の発生を最小限にとめるための政策が実施され、不要不急の外出の自粛においては、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底されてきました。

本市のホームページにおいても、4月17日、5月13日、5月15日の3回に分けて、市民へのメッセージを発信させていただきました。このような環境下において、5月14日に緊急事態宣言の解除が発表されるまでの28日間を含め、宇城保健所管内での感染者が出なかったことは、市民の皆様にも御苦勞と御協力をいただいたことに大変感謝しております。

この夏でもマスクの着用、手洗い・うがいの徹底など、まだまだ収束を迎えたとは思えないですし、安心できる状況ではございません。今やれることをやりながら、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防に努めていただきたいと思います。

市としましても、第2波に対する備えと、地域経済や市民生活の回復に向けて全力で取り組んでまいります。

○4番（三角隆史君） 新型コロナウイルスに関しては、県の指揮の下ということで、市独自ではなかなか動けないということですので、対策を打ちようがありませんが、宇城市の皆様が安心して生活できますよう、御配慮をお願いいたします。また、このようコロナ禍におきまして、どうしても都市部の方が感染拡大しやすい傾向にあります。そういう中で、過密な都市部より、地方移住に関心を持つ人が増えているとの報道を目にしました。IT化もどんどん進んでおり、先日の代表質問で、我が彩里の河野代表からSociety 5.0についての質問もありました。AI、IoT、ビッグデータの活用など、進化がとまらないこの分野は、場所を選ばないという利点があります。こういった中で、地方の果たす役割は都市部に引けをとらなくなるでしょう。また、このコロナ禍において多くの方がテレワークという仕事があることを知ったはずですが、こういう分野において、宇城市の果たすべき役割もあるかと思いますが、どうお考えになっているのかお尋ねをいたします。

○企画部長（中村誠一君） 三角議員御指摘のとおり、IT化の進展や働き方改革、さ

らには今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上にテレワークなどの多様な働き方が広がると考えております。

これは、企業においても個人においても、都市部にいなくても、働ける環境が広がってくるということであります。都市部と地方を移動しながら暮らす2拠点居住といった暮らし方や、都市部から地方への企業移転。それからまた、自宅にいながら育児や介護の合間に仕事を受注するといった、副業的な働き方も広がるものと考えられております。

同時に、移住定住に係る地方間の競争がより一層厳しくなるともいえることから、率先して選ばれる環境づくりに努めていく必要があります。

本市では、いち早く平成31年4月に、東京のITベンチャー、株式会社マミーゴートと、全国初となるテレワークを活用した女性の新しい働き方の推進に係る連携協定を締結しております。既に約20回のテレワーカー育成講座を開催しております。テレワークで収入を得る主婦も出てきているなど、多様な働き方の推進に力を入れてきております。

また、昨年12月に立地協定を締結いたしました東京の上場企業、株式会社ジェイックのサテライトオフィスが、今月には小川町の方で稼働予定となっております。この採用説明会には、約20名の雇用に対して、主婦層を中心に約140名が集まるなど、地方移転を考える企業に対しても、本市への立地メリットを強く提案できるものと考えております。

これらの取組をさらに加速させまして、都市部から本市への人の誘致や企業の誘致のみならず、テレワーク人材や事業を立ち上げる起業家などもサポートする、環境整備を進めてまいりたいということで考えております。

○4番（三角隆史君） 素晴らしい動きになっていると思います。もっともっと地方移転を考える企業が増え、我が宇城市に拠点を構えていただきたいと願います。

コロナ禍において、いかに人々に地方に目を向けていただくかという視点で調べていたら、関係人口というワードを目にしました。関係人口とは、定住人口でもなく交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す人口のことを言います。この関係人口を創出拡大する事業を総務省が行われており、令和2年度の申請は既に終了しているみたいですが、令和3年度には、宇城市にも是非取り組んでほしいと思っております。ちなみに令和2年度は、天草市が採択を受けております。

また、こういうコロナ禍において、議員同士お互い力を合わせて、市民の皆様の生活を守るよう、この逆行を乗り越えていかなければならない時だと思っております。実は、この議会において中山議員に対して、厳重注意と謝罪勧告の発議を計画して

おりました。三角センターの件において、事実とは違った文書が市民の皆様に配られ、無用な叱責、誤解を受けたからです。しかし、今そういうことをやっている場合ではありません。市民の皆様が大変な時です。共に力を合わせて宇城市のために働くのが、今やらなければならないことだと決め、断腸の思いではありますが、発言を取り下げました。

先日、熊日新聞において、代替施設建設の話が載っておりました。地元市民の皆様からは、喜びの声または労いの声を頂きました。非常に有り難い声をたくさんいただきました。市長の御英断に改めて感謝を申し上げます。

.....
.....
..... (181字削除)
.....
.....ただコロナと闘うために、宇城市のために、地元のために、お互い力を合わせることを優先します。力を合わせて宇城市をコロナウイルスから守りましょう。

いずれにしても、新型コロナウイルス収束後は、都市部にしても地方にしても、それぞれの在り方は変わってくると思います。時代の流れに取り残されないよう、宇城市が今後も注目され、発展し続けることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（石川洋一君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時39分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 報告第4号 令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第5号 令和元年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第6号 令和元年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第7号 令和元年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

て

日程第 6 報告第 8 号 令和元年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 7 報告第 9 号 令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（石川洋一君） 日程第 2、報告第 4 号令和元年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 7、報告第 9 号令和元年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

これで、報告第 4 号から報告第 9 号までを終わります。

-----○-----

日程第 8 議案第 4 2 号 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第 4 3 号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 4 4 号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 4 5 号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 4 6 号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 4 7 号 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について

日程第 14 議案第 4 8 号 令和 2 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 4 9 号 令和 2 年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 5 0 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

○議長（石川洋一君） 次に、日程第 8、議案第 4 2 号宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 16、議案第 5 0 号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 17 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）

日程第 18 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏）

日程第 19 同意第 10 号 農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏）

日程第 20 同意第 11 号 農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏）

日程第 21 同意第 12 号 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）

日程第 22 同意第 13 号 農業委員会委員の任命について（城塚 正氏）

日程第 23 同意第 14 号 農業委員会委員の任命について（本田 久氏）

- 日程第24 同意第15号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）
日程第25 同意第16号 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏）
日程第26 同意第17号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）
日程第27 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）
日程第28 同意第19号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）
日程第29 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）
日程第30 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）

○議長（石川洋一君） 次に、日程第17、同意第8号農業委員会委員の任命について（川村良行氏）から、日程第30、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。
なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第8号から諮問第1号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第8号から諮問第1号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

- 日程第31 承認第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））
日程第32 議案第51号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
日程第33 議案第52号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第34 議案第53号 所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について
日程第35 同意第21号 監査委員の選任について（河野 一郎氏）

○議長（石川洋一君） 日程第31、承認第10号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））から、日程第35、同意第21号監査委員の選任について（河野一郎氏）までを一括して、市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案しますのは、報告案件では、令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分の報告1件、市長提出議案では、予算案として令和2年度宇城市一般会計補正予算など2件、その他として訴えの提起1件、同意案件では、監査委員の選任同意1件、合わせて5件をお願いするものでござい

ます。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業及び緊急消費喚起プレミアム付商品券事業で、12億3,900万円余を増額し、補正後の現計予算額は414億5,100万円余となります。

詳細につきましては、後ほど関係部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（石川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、承認第10号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 承認第10号専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））について詳細説明をいたします。議案集の2ページ、それから3ページの方をお願いいたします。

令和2年度宇城市国民健康保険特別会計にて、歳入欠損が生じ、不足額を補填することに急を要しましたことから、5月29日付けで市長において専決処分をいたしましたので、報告を行うものです。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,285万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億5,206万8千円とするものです。

まず、歳入を説明します。6ページをお開きください。

款6繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で5,285万3千円を増額いたしました。これは国民健康保険財政調整基金を取り崩し、本会計に繰り入れるものです。

次に、歳出を説明いたします。7ページをお開きください。

款10前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金で5285万3千円の増額は、令和元年度歳入において会計年度経過後に不足することが生じたので、令和2年度の歳入を繰り上げて令和元年度の歳入に充てる繰上充用の措置をとったものであります。本会計の歳入不足を補う処理方法としましては、会計年度期間内（3月末日まで）で、おおむねの歳入不足額を予測し、財政調整基金を取り崩す若しくは一般会計から繰り入れる専決処分により、不足額を補う方法または出納閉鎖期間中（5月末日まで）に、不足額を確定し、翌年度の歳入を繰り上げる繰上充用により、不足額を補う方法の二通りがございます。本市におきましては、令和元年度末の新型コロナウイルス感染症禍の中で、2か月の出納閉鎖期間を残し、歳入歳出にどれだけ影響が出るか予測が難しい状況でありましたので、あ

えて不足金額が確定して措置をする、繰上充用の措置を取らせていただいた次第であります。

以上で、承認第10号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 承認第10号の詳細説明が終わりました。

これから承認第10号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております承認第10号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第10号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第10号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第13号）（令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第2号））を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第10号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第51号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 議案第51号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）について詳細説明いたします。

配布しております令和2年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いします。

まずはじめに、予算の総額について説明いたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ12億3,974万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ414億5,116万4千円としております。内容につきましては、国の補正予算第1号による新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が交付されるにあたり、本市が第1次分として策定した実施計画等に基づき行う、感染

拡大防止対策や感染症拡大の影響を受けている地域経済の回復や住民生活の支援を行うため、既決予算への財源充当や新たに発生した財政需要に対し、早急な予算対応を行うものです。

2ページに移ります。主な歳出費目では、款14国庫支出金、項2国庫補助金で2億6,500万円余を追加しており、また款20諸収入、項6雑入で5億9,000万円を追加しております。

3ページに移ります。主な歳出費目では、款2総務費、項1総務管理費で1,091万2千円を追加、また、款6商工費、項1商工費では12億400万円余を追加しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について御説明いたしますが、今回の補正の目的の1つが、国の補正予算第1号に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となります。本市が策定した実施計画に基づき、予算計上及び財源充当を行っておりますが、対象事業の中には既に予算措置、予算確保の上で執行を行っているものもあり、今回の補正予算の中では、財源組替えのみという予算費目もいくつかございますので、あらかじめ御容赦いただきたいと思います。

それでは、まず7ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目11情報システム運営費で1,040万円を追加しております。テレワークのための環境整備でございまして、節11役務費でネットワーク通信費160万円、節17備品購入費で機械器具購入費880万円を追加しています。補正額1,040万円に對しまして、特定財源2,737万7千円を充当しておりますが、先ほど申し上げましたように、これまでの予算では一般財源として財源措置をしていた分について、今回の予算で国庫支出金である地方創生臨時交付金を充当し、財源組替えを行ったものでございます。

続いて、款4衛生費、項3清掃費、目2分別収集費、節10需用費で528万5千円を追加しています。資源ごみ分別収集の際の感染症予防対策として行うマスクや手袋等の消耗品の購入であり、地方創生臨時交付金を充当しているところです。

8ページに移ります。款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で12億400万円余を追加しております。地域経済の早期回復を目的とした市単独事業として行うプレミアム付商品券事業に係る経費でございます。特定財源としまして、商品券の販売収入5億9,000万円を計上しています。また、特定財源の欄で1億9,100万円を充当しておりますが、これはこれまでに予算措置を行っている事業に対する地方創生臨時交付金の充当分となります。

9ページに移ります。款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節12委託料で542万1,000円を追加しています。児童生徒の登校時の感染症予防対策

としてスクールバス運行業務を追加するものでございます。

続きまして、10ページに移ります。同じく項6保健体育費、目1保健体育総務費で761万3,000円を追加しています。各施設の開放、各種事業の再開にあたり、感染症予防対策として必要となる消毒液等の消耗品費307万1,000円、また換気を促す大型扇風機などの機械器具購入費454万2,000円を追加しており、いずれも地方創生臨時交付金を充当しております。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算を説明いたします。6ページにお戻りください。

特定財源につきましては、歳出の中でも触れておりますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金で地方創生臨時交付金2億6,500万円余を追加しております。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金では、事業実施にあたり特定財源で不足する額につきまして、一般財源として財源調整するため3億8,400万円余を追加し、補正後の財政調整基金繰入金を29億8,200万円余としております。

また、款20諸収入、項6雑入、目5雑入、節1雑入では、プレミアム付商品券の販売収入5億9,000万円を追加しております。

以上で、議案第51号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第51号の詳細説明が終わりました。

これから議案第51号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 12番の五嶋でございます。ただいま議題になっております補正予算第3号についての質疑をいたします。

8ページのプレミアム付商品券の件です。総額が11億9,224万5千円での委託になっていますが、今中山議員もおっしゃいましたが、委託先をはっきりしていただくと同時に、委託料はどのくらいで委託されるのか。

それと、これは全員協議会の中でも市長はおっしゃっていましたが、基準日は6月25日のこの議決の日が基準日になるのか、これは基準日が動いてしまうと、亡くなったり生まれたりいろいろあるので、その辺をちょっとしっかりもう1回確認をしておきたいと思います。

3つ目が、今第1次補正ですね、地方創生交付金の使い道を改めて出されましたけれども、第2次は、まだ金額は分からないとおっしゃっているけれども、そろそろ内示があったのかなと、もう2日ぐらい経っていますから内示があったのかなと思うんですけど、例えば、このプレミアム付商品券にも、2次は2億6,500万円と多少状況が違うと思いますけど、4億円ぐらいは来るのではないかという雰囲気

気はあるけれども、その辺はともかくとして、その財源をこのプレミアム付商品券の中にも使いたいとお考えになっているのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

それと、人口が5月末現在で58,599人、そのうち外国人が624人、日本人のみでいくと57,975人でいくと、ちょっと予算は後で最終的に調整をされるのかもしれませんが、決算の状況によってですね。外国人が含まれているのかどうか、外国人にもこのプレミアム付商品券をお売りになるのかどうか。

もう一つは、この商品券を、昨日実は皆さんまだ議決をされていないけれども、皆さんところかなり行き届いているみたいで、何で俺がその1万円出さないといけないんだという意見がございます。その1万円出してもらおうと、結局1万円もうかるんだよという話なんですけども、そういう意見が市役所の中にも届いているのかどうか。今もうここまで来ているからできないかもしれませんが、政府がやった10万円と同じように、そういう形はできないのかどうか。その辺、ここまで来ているわけですから、そういう検討もされてこうお決めになったのかでも結構です。今言った5点、まずは質疑いたします。

○経済部長（稼 隆弘君） まず、委託料のことなんですけども、宇城市実行委員会を立ち上げます。宇城市プレミアム実行委員会を設立して、そちらの方に委託をします。この委託料11億9,224万5千円が委託料となります。

それと25日現在の基準ですけど、その日生まれた子どもについては、届出が遅れます。それについては、うちの商工観光課に来ていただければ、それについては該当といたします。6月25日この議決日が基準日となります。

外国人の方も、予定しております。

あと、その1万円の問い合わせなんですけれども、今回の目的は消費喚起、経済効果を上げるためのプレミアム付商品券の趣旨でございます。2万円分買っていたいて、それを大いに経済効果に結び付けていただくように考えておりますので、電話での対応につきましては、まだこの事業はいつから始まるのかという問い合わせは、今あっております状況でございます。

委託料の中身ですが、商品券の換金が約11億8,000万円ですね。これは2万円×59,000人が対象となります。それのほかに商品券、ポスターの印刷製本費で732万1千円、あとシステム改修手数料とかになります。主に、この換金分が、委託料の主なものとなっております。

○企画部長（中村誠一君） お尋ねの第2次の臨時交付金につきましては、報道あたりでは流れてきていますけれども、実際先週の金曜日12日の予算の成立ということで、詳細は流れてきておりません。ということで、はっきりしたことは言えません

けれども、報道あたりでは2兆円のプラス分のうち1兆円は家賃支援とか事業化、雇用維持の支援、県の支援になりますけれども、もう一方の1兆円につきましては、地域経済の活性化というところでとらえて1兆円ということで、報道あたりはされております。中身については詳細は見ておりませんので、それが来ましたら正確に答えないということと考えております。

○12番（五嶋映司君） 大体分かりました。基準日は6月の25日で、運用の仕方は10万円とほぼ一緒、運用の仕方ですね。国が出した10万円の基準と運用の仕方は、今おっしゃったように、生まれた日がうんぬんという話はほぼ一緒ですね。別に基準をつくるんですか。つくらないでしょう。是非その辺ははっきりしておいてください。多分、国の10万円の基準があるので、例えばこういう問い合わせがあるんですよ。介護施設に入って世帯分離をしてしまったと。したら、介護施設で死んじゃったと。ところがその死んじゃった時に、世帯分離したから10万円が来ないですよ。ところが世帯の同じ中だったら、介護施設で死んでも遺産として来るとか、いろいろ複雑な問題がありますから、是非運用の方式は、前回の国がやった10万円の運用方式と一緒にするかどうか、それならば分かりやすいですから。もし新しい運用方式をつくるのなら、つくると言っていたかと分かりますけれども。

○経済部長（稼 隆弘君） 以前の給付金の方は、世帯主を対象に来たと思います。今回のプレミアム付商品券は一人ひとりに通知を差し上げて、1人分の権利、2万円の権利をします。その一人ひとりの通知で運用したいと考えております。

○12番（五嶋映司君） 分かりました。そうすると複雑ないろいろな問題がありますが、是非その辺を検討しておいてください。例えば一人ひとりでやると、死んじゃったらその家族が申請したら証明してくださいとか何とかというときに、死んじゃったら死亡証明書を出してくださいとか何とかって、いろいろ面倒になったりするからね。その辺は運用方法は是非考えていただきたいと。

それと、外国人は含まれるそうですから、これは、国の10万円は外国人は含んでいないですよ。外国人、入っていますか。ああ、そうか入っていた。はい、分かりました。そういう意味では、しっかり、これも同じような運用をしていただきたいと思います。

あと委員会に委託なんですけれども、今政府で問題になっているということに似ていて、こういうやつを要するに協議会に委託しましたね。丸投げで丸投げでというのが。あれとちょっと似ているんだけど、結局今おっしゃったように、委託の費用は細かくは数字は覚えていないけれども、とにかく11億9,224万5千円から、11億8,000万円引くと1,224万5千円が委託先に渡る分ですね。これ

でいろいろな費用を出していくという、今、経済部長が説明した、足したらこういう金額になるんだろうと思うんですけどね。そして、この実行委員会は、委託は当然人件費その他を引いても、ある程度の利潤というのはなければいけないと思いますから、これは当然、市の監査対象になるんだと思うんですけども、この委員会はどういう性格のものなのか。営利じゃないのかもしれませんが、結果的に利益が出なければどうにもならないわけですから、そういう団体だと思ってしまうんですけども、どういう団体なのかちょっと教えてください。

○**経済部長（稼 隆弘君）** この実行委員会は、前回平成26年のプレミアム委員会、そして昨年プレミアム付商品券を出される時にもつくっております。今回もその実行委員会を立ち上げまして、副市長を会長としまして、あと商工会とも併せて構成しましての実行委員会と考えております。

今まで、この利益等は、商工会相手ですので、その利潤は向こうの必要最低限の必要経費を払っている状況でございます。

○**12番（五嶋映司君）** ちょっと言い尽くせなくて、これは是非、建設経済常任委員会でしっかり議論していただきたいんですけども、今の実行委員会も利益が出たら困る、ところが商工会の人たちも入っているし、商工会が実際にはかなり動いてやるのではないですか。そうか、市がそこは出して、ああ、非常におもしろい発注方式ですね。1回外に出すけれども、実際市が全部やるんだと。その辺は今ここでは議論しても終わりそうにないので、分かりにくいので、建設経済常任委員会で是非議論していただいて、委員長報告では、是非その辺も委員長報告に入れていただきたいということをお願いをしておきます。

それと、要望にある1万円、タダでそのまま配ったらどうかという案に関しては、1万円出してくれないと、あなたが1万円出してくれるからこっちも1万円出してやるんだよとそういうような、そういう考え方も全然ゼロではありませんが、おい、タダで1万円配った方がいいんじゃないか、何で俺が1万円出してこの地域で買い物しないといけないのかとなる話も、理解できる部分がありますから、是非その辺に関しては、もう検討の余地はないかもしれないけども、議論としてそれを、いや、それじゃなくて、本当に確固としての自信はこうなんだという自信づけをしっかりとやっていただきたいと思います。もっと聞きたいことはいっぱいありますけど、とりあえず時間がありませんので、これで終わりにします。

○**議長（石川洋一君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（石川洋一君）** これで質疑を終結いたします。

次に、議案第52号の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 議案第52号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について詳細説明します。

別冊の補正予算書の101ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ235万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億5,442万円とするものです。

まず歳入について説明します。106ページをお願いいたします。

款4、県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の増額は、宇城市民病院で回診用X線装置の購入に係る特別調整交付金です。市町村が保健事業として行う直営診療施設整備事業に該当するこの医療機械器具の整備は、事業費上限額330万円の補助率3分の1でありますので、交付金額は110万円となっております。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の増額は、職員1人が8月から育児休業に入りますので、その代替職員の給与費125万2千円を一般会計から繰り入れるものです。

続いて、歳出を説明します。107ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の増額は、職員の育児休業に係る代替職員の給与費125万2千円です。

次に、款8諸支出金、項2繰出金、目2直営診療施設勘定繰出金の増額は、宇城市民病院の医療機械器具購入に係る特別調整交付金110万円を、そのまま病院会計へ繰出すものです。

以上で、議案第52号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第52号の詳細説明が終わりました。

これから議案第52号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号の詳細説明を求めます。

○経済部長（榎 隆弘君） 議案第53号所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について詳細説明をいたします。

追加議案集の4ページ、追加議案説明資料の2ページをお願いします。また、議長のお許しを頂き、お手元に資料を配布させていただいております。カラー刷りの写真でございます。

本案は、令和元年第4回議会定例会の議案提起を行いました。本件農道開墾線に関する土地の時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求事件が令和2年4月23日に確定し、本市への所有権移転登記が5月20日付けで完了しております。これに伴い、本市が所有し、管理する農道開墾線上に設置された障害物の撤去につき

まして、6月12日までを期限として通知しておりましたが、合意に至ることができなかつたため、設置者に対し、所有権に基づく妨害排除請求等の手続きを求めるものでございます。

以上で、議案第53条の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 議案第53号の詳細説明が終わりました。

これから議案第53号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第21号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第21号監査委員の選任について説明いたします。議案集は5ページをお願いいたします。

宇城市議会選任の園田監査委員から令和2年6月9日付けで辞職願が提出され、6月24日付けで市長が退職を承認する予定ですので、新たな監査委員の選任同意をお願いするものでございます。

市議会選任の監査委員として、河野一郎議員の選任同意について提案申し上げる次第でございます。

以上で、同意第21号の詳細説明を終わります。

○議長（石川洋一君） 同意第21号の詳細説明が終わりました。

これから同意第21号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。同意第21号は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、同意第21号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第42号から議案第53号までにつきましては、お手元の令和2年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第36 休会の件

○議長（石川洋一君） 日程第36、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日17日水曜日から24日水曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、17日から24日までは休会することに決定しました。

なお、20日及び21日は市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後2時30分

第 5 号

6月25日 (木)

令和2年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和2年6月25日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第42号 | 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第43号 | 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第44号 | 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第45号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第46号 | 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第47号 | 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第48号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第49号 | 令和2年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について |
| 日程第10 | 議案第51号 | 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第52号 | 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第53号 | 所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について |
| 日程第13 | 同意第8号 | 農業委員会委員の任命について（川村 良行氏） |
| 日程第14 | 同意第9号 | 農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏） |
| 日程第15 | 同意第10号 | 農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏） |
| 日程第16 | 同意第11号 | 農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏） |
| 日程第17 | 同意第12号 | 農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏） |
| 日程第18 | 同意第13号 | 農業委員会委員の任命について（城塚 正氏） |
| 日程第19 | 同意第14号 | 農業委員会委員の任命について（本田 久氏） |
| 日程第20 | 同意第15号 | 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏） |
| 日程第21 | 同意第16号 | 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏） |
| 日程第22 | 同意第17号 | 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏） |
| 日程第23 | 同意第18号 | 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏） |
| 日程第24 | 同意第19号 | 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏） |

- 日程第25 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）
 日程第26 同意第21号 監査委員の選任について（河野 一郎氏）
 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）
 日程第28 特別委員会の中間報告について
 日程第29 特別委員会の設置について
 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
 日程第31 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 原 田 祐 作 君 | 2番 永 木 誠 君 |
| 3番 山 森 悦 嗣 君 | 4番 三 角 隆 史 君 |
| 5番 坂 下 勲 君 | 6番 高 橋 佳 大 君 |
| 7番 高 本 敬 義 君 | 8番 大 村 悟 君 |
| 9番 福 永 貴 充 君 | 10番 溝 見 友 一 君 |
| 11番 園 田 幸 雄 君 | 12番 五 嶋 映 司 君 |
| 13番 福 田 良 二 君 | 14番 河 野 正 明 君 |
| 15番 渡 邊 裕 生 君 | 16番 河 野 一 郎 君 |
| 17番 長 谷 誠 一 君 | 18番 入 江 学 君 |
| 19番 豊 田 紀代美 君 | 20番 中 山 弘 幸 君 |
| 21番 石 川 洋 一 君 | 22番 岡 本 泰 章 君 |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 西岡 澄 浩 君 書 記 小 川 康 明 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君 副 市 長 浅 井 正 文 君
 教 育 長 平 岡 和 徳 君 総 務 部 長 成 松 英 隆 君
 企 画 部 長 中 村 誠 一 君 市 民 環 境 部 長 杉 浦 正 秀 君
 健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君 経 済 部 長 稼 隆 弘 君

土木部長	原田文章君	教育部長	吉田勝広君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	天川竜治君
市民環境部次長	浦田敬介君	健康福祉部次長	岩井智君
経済部次長	黒崎達也君	土木部次長	梅本正直君
上下水道局長	大塚和博君	教育部次長	豊住章君
市民病院事務長	坂井明人君	財政課長	木見田洋一君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（石川洋一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、議員表彰受賞者の紹介をいたします。

全国市議会議長会第96回定期総会におきまして、全国市議会議長会会長から議員歴在職20年以上及び10年以上の表彰を、本市議会から4人が受賞されました。

今回の受賞者は、在職20年以上に特別表彰として入江学君、そして在職10年以上に一般表彰として園田幸雄君、溝見友一君及び福永貴充君の4人です。議員各位の長年の御労苦に改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

なお、この4人の方々には、後ほど表彰の伝達を行うことにいたしております。

次に、総務部長から発言の申出がありますので、これを許します。

○総務部長（成松英隆君） おはようございます。中山議員の一般質問の折に、三角センターについて（5）跡地利活用についての答弁の中で、議長から指摘を受けた点について報告させていただきます。

防災拠点センターは、まさしく防災の拠点であるため、駐車場が狭い、土砂災害警戒区域に一部入っている等々の理由で、三角センター跡地等ではなく、旧三角中学校跡地を選定し、指定避難所として指定する施設です。三角センター跡地は、三角支所と同様に土砂災害警戒区域に入っておりますが、法令等で建築物に関して規制をされておられません。また、土砂災害警戒区域を避けて仮称復興会館を建築することは十分可能です。三角センター跡地に建設予定の仮称復興会館は、防災拠点センターのように指定避難所として指定する予定は現状ございません。

○議長（石川洋一君） 次に、三角隆史君から発言取消しについての申出がありますので、これを許します。

○4番（三角隆史君） おはようございます。令和2年6月16日の会議における私の発言のうち、一般質問の後段として同僚議員の一般質問に対しまして発言しましたことは、配慮に欠け、不穏当な発言があったとして、陳謝の上、この発言の取消しを許可いただきますよう申し出ます。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（石川洋一君） ただいま三角隆史君から6月16日の会議における発言について、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第64条の規定により発言取消しの申出がありました。

この際、お諮りします。

本申出を許可することに御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、三角隆史君からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

-----○-----

- 日程第1 議案第42号 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第43号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第44号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第45号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第46号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第49号 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第50号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について
- 日程第10 議案第51号 令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第52号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について

○議長（石川洋一君） 日程第1、議案第42号宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第53号所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起についてまでを一括議題とします。

去る6月16日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件3件、予算案件2件、その他案件1件の合計6件であります。委員会を6月18日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、

審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第50号、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、委員から「防災行政無線のデジタル化に対応した戸別受信機の設置について、無線の音が聞こえにくいという理由で個人的に戸別受信機を購入したいという要望があった場合は」との質疑に対し、執行部から「要望があれば業者と共に調査に出向き、聞き取りにくい状況であると判断されれば、市が戸別受信機を設置する。また、無線の音が聞こえない場合は、再生電話や防災メール等を利用いただき、情報収集に御協力いただきたい」との答弁がありました。これに対し、委員から「市民が積極的にアプローチしなくても防災行政無線からの情報が受け取れるよう、戸別受信機の充実を期待したい」との意見がありました。

次に、議案第48号、令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の旧三角海運倉庫の耐震補強工事に係る補償金について、委員から「補償金の内容は、旧三角海運倉庫内で営業しているレストランの工事期間中の休業補償とのことであるが、耐震計画はいつしたのか」との質疑に対し、執行部から「平成30年度に耐震診断の業務委託をしたが、耐震性がなく、また老朽化していることが判明した」との答弁がありました。これに対し、委員から「耐震性がないことが既に分かっていたのであれば、現在の事業者を使用させる以前に工事を完了させ、安全な状態にした後、使用させるべきだったのでは。今後はこのようなことがないようにしてほしい」との意見がありました。

また、松橋駅周辺民間資金等活用事業可能性調査業務委託について、委員から「事業の内容は。また、調査委託はどこにするのか」との質疑に対し、執行部から「事業内容は、松橋駅周辺に子育て支援施設や商業施設、多世代居住型住宅等を併設した複合拠点施設を、民間資金を活用して建設できるかどうかの調査を行う。委託先は、予算議決後直ちにプロポーザル方式で決定し、調査は今年度中に完了する予定である」との答弁がありました。これに対し、委員から「プロポーザルでは、本市独自の魅力と特色があるプランを提案する業者を選定してほしい」との意見がありました。

以上が質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された条例案件3件、予算案件2件、その他案件1件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、その他案件1件の合計3件であります。委員会を6月19日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め審査を行いました。

まず、議案第48号、令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）の農業費について、委員から「強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金の事業内容はどのようなになっているのか」との質疑に対し、執行部から「今回は、地域担い手育成支援タイプという事業であり、地域農業の担い手として経営発展の取組を行う農業経営体に対し、新たな技術を活用した農業用機械・施設の導入について支援するものである」との答弁がありました。

また、道路橋りょう費について、委員から「小川町の住吉主線道路事業の進捗状況と今後の予定についてお尋ねしたい」との質疑に対し、執行部から「現在、用地交渉を行っているものの多少難航しているが、買収の契約終了後直ちに工事発注を行い、本年度中の事業完了を目指して進めている」との答弁がありました。

また、議案第51号、令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）の商工費について、委員から「プレミアム付商品券の取扱事業所について、医療・福祉関係については使用することができないのか」との質疑に対し、執行部から「取扱事業所については、消費喚起を目的としており市単独事業でもあるため、平成26年のプレミアム付商品券事業を準用して決定しているので、医療・福祉関係での使用は考えていない」との答弁がありました。また、委員から「低所得者への配慮は考えていないのか」との質疑に対し、執行部から「年金等の手当の支給時期を考慮し、購入期間を長く設定している」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました予算案件2件、その他案件1件の合計3件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さんおはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件3件、予算案件3件の合計6件であります。委員会を6月22日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説

明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案第44号、宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「なぜ軽自動車税のみ軽減措置期間を延長するのか、その理由は何か。新型コロナ感染症と関係するのか」との質疑に対し、執行部から「経済浮揚対策の一部であり、軽自動車の環境性能割の軽減措置を半年間延長するものである。また、普通自動車の環境性能割については県の対応となる」との答弁がありました。また、「例えば農業収入において、収入が無かった月があるとしてそれが証明できない場合は、補助金や税の優遇措置の対象とするのか」との質疑に対し、執行部から「今年の同時期と比較するほか、聞き取りで把握するよう努めるが、証明書類が無いことが原因で優遇措置が受けられないことはない」との答弁がありました。

次に、議案第49号、令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）について、「回診用X線透視装置について、当初予算ではなく補正予算で挙げた理由は何か」との質疑に対し、執行部から「機器購入から23年が経過している。バッテリーの交換時期を迎えたが、既に交換部品が製造中止となっていることが判明したことで、新規購入のための補正予算を計上した」との答弁がありました。

次に、議案第45号、宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、「宇城市立の保育園を民営化することによって、どのような財政効果をもたらしたか」との質疑に対して、執行部から「財政効果に関しては具体的な数字は出していないが、運営費の抑制及び保育所の建替えの際には、公立では補助金の活用ができないが、民間事業者であればそれが可能となることで財政効果は期待できる」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

次に、討論について報告します。議案第45号について、まず、反対討論として「人口減少が進行している現状において、人口推移のシミュレーションができておらず、見通しが立っていない段階での議論はできない。税金を使って合併された保育園が、近い将来利用者の減少により不要なものとならないためにも、もっと詳細に分析した上で議論の場に出すべきである」というものでした。次いで、賛成討論としては「新しい保育園はその地区での保育環境のシンボルとなり、青海地区外へ通園している住民も、安心して地区内に定着することにつながるので賛成する」というものであります。

採決の結果、本委員会に付託された条例案件3件、予算案件3件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（石川洋一君） 民生常任委員長長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか

○12番（五嶋映司君） 総務文教常任委員長に質問をいたします。

総務文教常任委員長の所管であります、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この条例案の説明のときに執行部から、実はこの公民館の在り方を審議する公民館運営協議会というのがあります。この運営協議会で公民館をどうするかという協議をして、そしてこの条例案を提案されるのが本当だと思いますが、委員会における執行部の説明で、この公民館運営協議会かないしは社会教育委員会等のこの条例に対する議論がどうなされていたかという報告があったかどうか。その点を質問いたします。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） ただいま上程されております議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、五嶋議員の質疑に対してお答えを申し上げたいと思います。

ただいまの条例案の際に、総務文教常任委員会では、今五嶋議員の質疑にありました件につきましては質疑はありませんでした。ゆえに、社会教育委員会あるいは公民館運営協議会等についての執行部からの説明はございませんでした。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

○15番（渡邊裕生君） ほぼ内容は一緒なんです、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてに関して、委員長報告に全く触れられておりませんが、委員会ではどのような議論がなされたのかを、もしよかったらお聞かせいただきたいと思います。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） ただいまの渡邊議員の質疑にお答えをいたしたいと思います。

議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほど五嶋議員に申し上げましたように、この公民館条例の中の論議の中には、どういう内容かというような質疑については、詳細についてはございませんでしたので御報告いたします。

○議長（石川洋一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） これで質疑を終結します。

次に、議案第42号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第42号宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第42号は、委員長報告のとおり決

定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第43号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第43号宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第44号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第44号宇城市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第45号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○7番（高本敬義君） おはようございます。議席番号7番、高本です。

ただいま議題となっております、議案第45号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

宇城市では、これまで保育園の民営化が松橋、河江、不知火とこの間急速に進められて、現在では三角3園と豊野が公立として残っております。これまでも民営化の議論で発言し、反対を表明してまいりましたが、基本的に本市の保育行政は公立・私立、共存して市民の選択肢を担保する、そんな方針で進めるべきではなかろうかと考えます。もとより保育園の民営化反対は、民間の保育園を否定するものではありません。民間でも運営法人の理念に基づいて特色のある保育を実施されているところも多くあります。民営化に反対するのは、公立として保育園の存在意義を感じるからであります。例えば、一定の保育水準を確保して全ての市民に等しく保育を保障するとか、行政の一機関としてほかの行政機関との情報共有や連携が取りやすいこと、また、虐待児など保育に欠ける子どもたちの受入れを保障していく、保育士の雇用安定などで幅広い年齢層と専門性を育成しやすい、そういうことが意義あるものだというふうに考えます。執行部の皆様も教育を語る折に、子どもは将来の宇城市の宝とよく言われます。保育もしかりです。短期的な経済効率のみを優先させるのではなく、10年20年先を見据えて長期的な視点に立って考え、児童福祉法にもうたっているように、自治体が責任を持って取り組むべき問題・課題だと考えます。公立保育園の廃止・民営化に反対し、公立・私立共存の保育行政を強く求めます。

皆様方の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石川洋一君） これで、討論を終わります。

これから、議案第45号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第46号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○12番（五嶋映司君） 12番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題となっております議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

公民館設置の根拠法である社会教育法は、その第2条で、学校教育を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動を社会教育というとしてい

ます。その趣旨に基づいて設置されるのが公民館ですが、それでは公民館とはどういうことをするのか。これも社会教育法の第20条で、公民館は、市町村の一定地域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとしています。さらに、同法の第22条では、公民館が行う事業として、次の6つの事業を挙げています。1、定期講座を開設すること。2、討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。3、図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。4、体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。5、各種の団体、機関等の連絡を図ること。6、その施設を住民の集会その他の公共利用に供することと、具体的に公民館が行う仕事の内容を明らかにしています。ここでも言われているように、公民館は地域の住民が独自に行うサークル活動や学習活動などを手助けすることと同時に、実生活に即した講習会や講演会、趣味の会などを企画し、住民の供用向上を図ることが必要だと思います。また、今回のコロナ問題の後、災害時の避難についても新しい考え方が生まれ、避難所避難が全てではなく、日常的な地域のつながりの中で隣近所の安全な場所への避難などが言われはじめ、熊本地震後から言われていることではありますが、地域のつながりが一層重要になっています。

公民館は地域住民と一体になり、考え、行動する場であり、地域住民とのつながりを強め、広げるものであります。新しい防災センターによって、先ほど申し上げた6つの事業のうち、住民の集会やその他の公共利用については、カバーできる面もあると思いますが、あと5つの事業は現在の人員配置、館長は生涯教育課長兼務、社会教育指導員は非常勤、残るのは参事の女性職員1人ということからみても、実施が困難になっていると思います。また、この条例は現在ある4つのうち3つを廃止するもので、学校教育を終わった後の大人にとって非常に重要である社会教育の場が無くなり、住民の学習権を奪うものになってしまいます。中央公民館ということからいえば、松橋が不知火に移されたときにも反対し、問題提起をしましたが松橋をつぶしたので不知火に持っていき、不知火をつぶしたので今度は小川に持っていくという、行政の勝手に重要な社会教育の場をたらい回ししているとしか言いようがありません。人口6万人弱の市の中に、老人福祉センターも1か所、公民館も1か所になってしまい、老人や地域の住民が行政の援助を受け、気軽に集まる場所がほとんどない状態です。1つしか残さないのなら、最低限、市民が集まりやすい市の中心部に、中央公民館を残すべきだとも思います。

先ほどの質疑でも明らかになりましたが、一応市民の方も含まれている公民館運営協議会です。ここには10人の議員がおいでになると言われています。そこで審

議してその意見を聞いて、そして条例案を出すのが本当だと思います。この議論もしていないということになれば、市民の意見をしっかり聞いてこの条例案を提起したとも思えません。

このような理由で、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、住民サービスを大きく後退させるものと考え、反対をいたします。

議員諸氏の御賛同をどうかよろしくお願いいたします。

○1番（原田祐作君） 皆様おはようございます。1番、うき未来21原田です。ただいま議案になっております議案第46号について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、宇城市内、三角、松橋、豊野にある地区公民館と、不知火町にある中央公民館を廃止し、小川町のラポートを中央公民館と定めるよう、宇城市公民館条例の一部を改正する内容となっております。

公民館とは、教育基本法第12条、社会教育の項目において、第1項、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。第2項において、国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならないと記されております。

また、社会教育法第20条において、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると記されております。

公民館は、社会教育主事という専門の知識を持った職員を配置することによって、地域文化振興の重要な拠点、また学校現場でも近年その重要性が改めて認識され、熊本県教育委員会でも盛んに取組がなされている家庭教育・社会教育の重要な拠点である教育施設であります。実際、宇城市の公民館活動は、文科省生涯学習政策局社会教育課により制作された公民館というパンフレットの中でも、宇城市の取組が先進事例として取り上げられており、また数年前までは、宇城市公民館の館長自らが熊本県のトップランナーとして生涯学習分野での活動を県内に留まらず、全国に広める活動を行ってこられました。

このように実績のある宇城市公民館の機能を、防災施設である防災拠点センターにその機能を移すことは、教育基本法、社会教育法の定めることに反することになるのではないのでしょうか。宇城市の社会教育に対するその重要性の認識はどの程度かというふうに改めてお伺いしたくもなります。防災拠点センターは、地域の防災拠点として市民の防災意識の啓発と市民の安全確保の役割をしっかりと果たしても

らい、社会教育の拠点としては教育施設である公民館がしっかりとその務めを果たしていく。これが本来あるべき姿であると考えます。

よって、宇城市内の4公民館を廃止する、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定については反対をいたします。

議員の皆様におかれましては、本討論の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。ただいま議題となっております議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

公民館は、地域社会のために社会教育を推進する拠点施設として、中心的な役割を果たしております。五嶋議員、原田議員共に、教育基本法、社会教育法等に位置付けられたその設置の趣旨、事業、活動等を述べられましたので、以下の分は若干割愛しますが、現在、住民のコミュニケーションが希薄になりつつある今、この社会教育の拠点である公民館は、地域に残して市民の教養を高め育む場として、また地域力を醸成する場として、大いに活用する方向で進めるべきであると考えます。ちなみに、漏れ聞くところによりますと、同じ文化の拠点である宇城市立の図書館及び美術館も民間委託するという話も執行部の方で進められているというふうなことも聞きます。社会教育、文化の拠点を削ってしまって、宇城市はどんな人材を育てようとしておられるのか、また、どんな教養高いまちを目指そうとされているのか、どんなぬくもりのある社会をつくろうとされているのか、その行き先を心配するものです。人口減少の中で社会教育や地域力が、この地方創生にもっともっと貢献できるようにするには、地域の触れ合いの場、学びの場、公民館をもっと利活用できる環境づくりを求め、公民館の廃止条例に反対をします。

皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川洋一君） これで討論を終わります。

これから、議案第46号宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第47号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。ただいま議題となっております、議案第47号宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

三角センターの代替施設とされる防災拠点センターがしゅん工をし、供用開始されようとしておりますが、本当に代替施設として利活用できるのか、その基準内容、概要がまだまだ私たちには不透明であります。執行部の部内では詳しくその素案等は示されているのかもしれませんが、市民にもまだ不透明ではなかろうかと思っています。

また、本定例会の中で守田市長は、三角センター解体後に復興会館なるものの建設に言及されました。さらにはその建設材として当尾仮設住宅の解体材を利用する案を示されました。まだ、検討段階ということではありまじょうが、このことは一方の当尾地区の皆様、区長さん方には初めて聞かれることではなかろうか、何らかの相談があったわけでもなさそうであります。対応がこの市内全域を捉えてみると、ややバランスを欠いたように思います。仮設の入居者がなくなった今、提案の事業からすると、来年の春頃までに最低でも仮設解体を待つことになるのかなという心配をしております。三角センターの全体的なスケジュールや地元市民要望への対応など、行政としてその対応をきちんと整理をして、総合的にバランスの取れた取組をされるように要求し、三角センターの廃止条例に反対をいたします。

皆様の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（石川洋一君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第48号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第48号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原

案可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第49号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第50号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○1番（原田祐作君） 1番、うき未来21、原田です。ただいま議題になっております議案第50号について、反対の立場で討論いたします。

本議案は、不知火地区における防災行政無線デジタル化整備工事の工事請負金額を1,323万6,074円減額するものです。減額の理由といたしましては、戸別受信機の設置台数が、防災計画に記載されていた300台から88台に変更となり、それに伴う設置工事労務費の減額であります。そもそもなぜ戸別受信機の設置台数が、防災計画と実際の設置件数に大きな開きがあるのかという点についても疑問が残りますが、近年、宇城市におきましても様々な災害に見舞われております。そのような中、市民が身を守る手段としては、基本的な考え方として自助・共助・公助と順序付けて議論されております。自助、つまり自らの身を自らが守るための道具として、情報は不可欠であります。その情報を得るための手段として、情報メールまたは携帯のアプリを使用したもの、または再生電話などを宇城市も整備してはいますが、どれも受け取り手が積極的に情報を取りに行く必要があります。そのような環境の中、防災行政無線は屋外のスピーカーや戸別受信機から一方的に放送が流れ、積極的に情報を取りに行く必要がありません。そのような防災行政無線ではあ

りますが、屋外のスピーカーからの放送は聞き取りづらいというのが現状であります。このことは、行政側も同様の認識を持たれているものと考えております。特に、家の中でテレビなどを視聴しながら、外は雨が降っているというような状況においては、外部スピーカーから流れる情報を聞き取ることは困難であります。

議論の中で、私自身理解しかねる指摘も受けることがありましたが、不知火地区で余った戸別受信機においては、次年度以降のデジタル化整備工事の折に使用すると説明をいただきました。防災計画に記載されているのであれば、計画の台数は不知火地区で使用するものであり、また私自身小川町に住んでおまして、小川町には戸別受信機が全戸に整備されております。屋外のスピーカーからはほとんど聞こえることはなく、ほとんどの町民の皆さんが、自宅にある戸別受信機よりその情報を受け取っている状況であります。

整備工事本体の契約も議会で議決したものであります。自宅では聞き取りづらいと戸別受信機の設置を希望される御家庭には設置をすべきであります。よって、当初計画より戸別受信機を減らしたことにより発生した設置労務費の減額を行う本議案には反対をいたします。

議員の皆様におかれましては、本討論の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石川洋一君） これで討論を終わります。

これから、議案第50号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第50号は可決しました。

次に、議案第51号の討論に入ります。通告がありますのでこれを許します。

○7番（高本敬義君） 議長、申し訳ありませんが取り下げます。

○議長（石川洋一君） これから議案第51号令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第52号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第53号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第53号所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（石川洋一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川洋一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第53号は可決しました。

-----○-----

日程第13	同意第8号	農業委員会委員の任命について（川村 良行氏）
日程第14	同意第9号	農業委員会委員の任命について（吉田 次一氏）
日程第15	同意第10号	農業委員会委員の任命について（澤村 輝彦氏）
日程第16	同意第11号	農業委員会委員の任命について（坂下 憲明氏）
日程第17	同意第12号	農業委員会委員の任命について（田口 昭也氏）
日程第18	同意第13号	農業委員会委員の任命について（城塚 正氏）
日程第19	同意第14号	農業委員会委員の任命について（本田 久氏）

日程第20 同意第15号 農業委員会委員の任命について（中山 秀光氏）

日程第21 同意第16号 農業委員会委員の任命について（坂本 節子氏）

日程第22 同意第17号 農業委員会委員の任命について（山田 哲郎氏）

日程第23 同意第18号 農業委員会委員の任命について（本崎 弘氏）

日程第24 同意第19号 農業委員会委員の任命について（本郷 幸弘氏）

日程第25 同意第20号 農業委員会委員の任命について（正垣 安博氏）

○議長（石川洋一君） 日程第13、同意第8号農業委員会委員の任命について（川村良行氏）から、日程第25、同意第20号農業委員会委員の任命について（正垣安博氏）までを一括議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第8号から同意第20号までを一括して採決します。採決は起立によって行います。同意第8号から同意第20号までは、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立多数です。したがって、同意第8号から同意第20号まではこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第26 同意第21号 監査委員の選任について（河野 一郎氏）

○議長（石川洋一君） 日程第26、同意第21号監査委員の選任について（河野一郎氏）を議題とします。地方自治法第117条の規定により、河野一郎君の退場を求めます。

（河野一郎君 退場）

○議長（石川洋一君） これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第21号監査委員の選任について（河野一郎氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第21号は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立多数です。したがって、同意第21号はこれに同意することに決定しました。

審議が終わりましたので、河野一郎君の入場を求めます。

（河野一郎君 入場）

-----○-----

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（永木 勲氏）

○議長（石川洋一君） 日程第27、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）を議題とします。これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（永木勲氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川洋一君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任と認め、答申することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（石川洋一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで高本敬義君の発言を許します。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。先ほどの議案第46号の討論の発言の中で、終わり方のところで、公民館の廃止条例に反対をしますというふうに発言したということですが、これはこの議案の条文上素直にいくと、公民館条例の一部を改正する条例に反対しますということですので、訂正をお願いします。

-----○-----

日程第28 特別委員会の中間報告について

○議長（石川洋一君） 日程第28、特別委員会の中間報告についてを議題とします。

各特別委員会委員長から、中間報告の申出がありますのでこれを許します。

○熊本天草幹線高規格道路整備特別委員長（豊田紀代美君） 熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会中間報告を申し上げます。

当委員会は、当初平成22年6月定例会で、本高規格道路は早期完成が望まれているにもかかわらず、本市を横断する区間の整備が遅延、停滞していることについて調査・検証するために設置され、その後は改選になっても継続して設置されてきました。

本委員会設置後の活動状況につきましては、毎年、年2回程度委員会を開催し、宇城市民にとって利便性の高くなるような路線の検討やインターチェンジの場所の検討などを執行部と協議を行ってきました。

また、併せまして各年度に1回、熊本県選出の国会議員や関係省庁等へ早期事業化の要望活動を行ってきました。

熊本天草幹線高規格道路の現在までの進捗状況につきましては、平成30年5月に、上天草大矢野と宇城市三角間を結ぶ三角大矢野道路の約3.7キロメートルが供用開始となりました。残りの三角網田間につきましても、令和元年5月28日に開催された第1回九州地方小委員会において、計画段階評価に着手することに決定され、8月から実施された住民アンケートや自治体・企業アンケート等を基に、令和2年2月に開催された九州地方小委員会において、整備ルート3案の提示がなされました。

当初計画より前倒しで計画段階評価へと格上げされ、かつ、通常より早いスピードでの整備ルートの提示があったことにつきましては、本委員会が継続した要望活動を行った成果と実感しております。

今後は、現在示されている3ルートの中で最も宇城市にとって利便性の高いルートに確定し、利便性の高い場所へインターチェンジの設置ができるよう積極的に調査研究を行っていきたいと考えております。併せて、一日でも早く予算化し着工できるように、要望活動も積極的に行いたいと考えています。

以上で、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の中間報告を終わります。

○不知火海湾奥調査特別委員長（大村 悟君） おはようございます。議長のお許しを得ましたので、不知火海湾奥調査特別委員会の中間報告をいたします。

当特別委員会は、不知火海湾奥部の洪水浸水被害を解消することを目的として、平成26年に特別委員会が設置され、改選後も継続して調査検討してまいりました。

不知火海湾奥部は県の予測調査によると、海拔0メートルの土砂堆積面が毎年28ヘクタールずつ沖合に伸びていくとの結果が出ています。これにより、背後農地の排水不良等の問題や高潮災害、また大野川支流の流れが悪化することで洪水浸水の被害が起り、地元からも様々な要望が上がっていました。

しかし、河川や海を整備するためには、国と県それぞれに管轄や財政的制約があり、具体的な対策を打てていないのが現状であります。また、県との意見交換を重ねる中で、市は湾奥部の問題を防災対策と認識している一方、県は、湾奥部の干潟が野生動植物にとって重要な場になっているとして環境問題と捉えており、両者の間に認識の差があることが分かりました。

さらに、過去4回の要望活動においても、県からは「浅海化対策について国から科学的な裏付けを求められている。科学的な調査研究を行った上で国に要望していきたい」との返答があり、県選出の国会議員からも「いろいろな省庁が関わってくる事業であるため、まずは特別委員会で具体的な見解を出してほしい」等の意見がありました。これにより、本委員会と執行部が統一見解を持って要望に臨むという

ことで、現在は要望活動を一時中止している状態であります。

これを受け、執行部には平成30年6月にプロジェクトチームが設置され、県と継続的に意見交換が行われています。その中で、本委員会としては滞筋しゅんせつと埋立ての複合案を要望していますが、湾奥整備をするには莫大な費用と時間がかかり、整備が完了するまでの対策も検討しなければなりません。さらには、平成30年3月と9月に行われた県の調査によると、ここ12年間で浅海化は進んでいないとの結果が出ました。しかしながら、排水機場の改修や河川の護岸工事等の対策は現在も行われているものの、内水被害は毎年起こっております。また、県が行った調査は環境問題が主眼になっているため、本委員会が求める防災対策の調査としては不十分と捉えています。そこで現在、県の再調査の結果報告を待っているところです。

このようなことから、今後の方向性として、委員会が設立された趣旨を貫き、市民の生命と財産を守るための防災対策を目的とした施策の協議を県と行いながら、国に対して湾奥問題の解決を働き掛けていくこととしました。

以上で、当特別委員会の中間報告を終わります。

○県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員長（溝見友一君） こんにちは。

県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会におきまして、これまで調査してまいりました経過及び結果について報告を申し上げます。

当委員会におきましては、平成30年6月27日を第1回とし、これまで計7回の委員会を開催し、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致に関する調査にあたってまいりました。その調査内容について中間報告を申し上げます。

県営総合グラウンド等を誘致できた場合のまちづくりについて、全国的に注目されている先進事例を参考とすべく、行政視察の実施を本委員会で決定し、まず、野球のまちづくり推進事業を調査するため、平成31年2月12日及び13日の2日間で、徳島県阿南市に赴きました。阿南市では、市を挙げて野球によるまちづくりに取り組み、官民協働による事業展開が行われ、多くの大会の誘致や合宿の誘致等に成功し、その経済効果は年間で約1億円にも達するということでした。

次に、令和2年2月12日及び13日の2日間で、長崎県立総合運動公園が諫早市に整備された背景等と諫早市第1球場・第2球場の建設に至った経緯等を調査研究するため、長崎県と諫早市へ赴きました。県営総合運動公園と市の野球場を有する諫早市は、長崎県でのスポーツイベント開催の中心的地域となっており、市民のスポーツ振興のみならず、スポーツ交流人口拡大や地域の活性化、さらには県民の健康増進に欠かせない施設となっているとの説明を受けたところです。

今回2つの都市の総合グラウンド等の建設経緯、そのほか経済効果等をそれぞれの都市の担当者から伺うことができました。

今後の計画においては、排水対策防災球場やグラウンド等の更なる視察研修を進める必要があります。そのためには、有識者からの意見や国県を含めた執行部との連携を深め、県選出の国会議員への要望活動を実施しながら、これからの調査研究を続け、本市への誘致も積極的に行うべきであるとするを、本特別委員会において決定した次第であります。

以上をもちまして、当特別委員会の中間報告とします。

○議長（石川洋一君） これで、各特別委員会の中間報告を終わります。

-----○-----

日程第29 特別委員会の設置について

○議長（石川洋一君） 日程第29、特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

まず、議会改革について、8人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革については、8人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会の委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、公共交通網の整備について、8人の委員で構成する公共交通網整備検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、公共交通網の整備については、8人の委員で構成する公共交通網整備検討特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定しました。

ただいま設置されました公共交通網整備検討特別委員会の委員の選任についまし

ては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。

したがって、公共交通網整備検討特別委員会の委員は、お手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第31 各常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（石川洋一君） 日程第31、各常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（石川洋一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで、令和2年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議会議長 石川 洋一 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第42号	宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第46号	宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第47号	宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第48号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第50号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	可決
議案第51号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決

宇城市議第126号
令和2年6月19日

宇城市議会議長 石川 洋一 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第48号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第51号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第53号	所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について	可決

宇城市議会議長 石川 洋一 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第43号	宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第44号	宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第45号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第48号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第49号	令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第51号	令和2年度宇城市一般会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第52号	令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決

令和2年第2回定例会 議案等賛否表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

件名	議員名																				議案結果	賛成	反対		
	1 原田祐作	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司	13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸					
承認第10号 専決処分報告及び承認を求めることについて(専決第13号)	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	19	2
議案第42号 宇城市農村地域産業導入促進審議会条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第43号 宇城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第44号 宇城市税条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第45号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	4
議案第46号 宇城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	5
議案第47号 宇城市三角センター条例を廃止する条例の制定について	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	16	5
議案第48号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第49号 令和2年度宇城市民病院事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第50号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	16	3
議案第51号 令和2年度宇城市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第52号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	21	0
議案第53号 所有権に基づく妨害排除請求等に係る訴えの提起について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0

議長のため表決には加わりません。